

○令和7年12月12日（金）

開議 午前10時00分

散会 午後 4時59分

○出席委員（15名）

委 員 長	高 花 えいこ	委 員	植 木 だいすけ
副 委 員 長	沼 崎 雅 之	委 員	駒 木 おさみ
委 員	いしかわ まさき	委 員	たけいし よういち
委 員	横 山 啓 一	委 員	まじま 隆 英
委 員	笠 井 まなみ	委 員	高 橋 紀 博
委 員	あ べ な お	委 員	塩 尻 英 明
委 員	江 川 あ や	委 員	石 川 厚 子
委 員	上 野 和 幸		

○出席議員（2名）

議 長	福 居 秀 雄	副 議 長	品 田 ときえ
-----	---------	-------	---------

○説明員

副 市 長	菅 野 直 行	福祉保険部長寿社会課長	宮 川 浩 一
総合政策部長	熊 谷 好 規	子育て支援部長	向 井 泰 子
総合政策部次長	小 澤 直 樹	子育て支援部こども保育課長	熊 谷 修
行財政改革推進部長	浅 利 豪	子育て支援部おやこ応援課長	柴 田 一 彦
行財政改革推進部行政改革課長	梶 山 朋 宏	環境部長	太 田 誠 二
総務部長	和 田 英 邦	環境部環境総務課長	後 藤 篤
総務部次長	八 木 治 樹	環境部廃棄物処理課長	尾 藤 正 史
総務部職員厚生課長	坂 谷 内 彰	観光スポーツ部次長	松 田 英 志
市民生活部長	樽 井 里 美	教育長	野 崎 幸 宏
市民生活部市民課総合窓口担当課長	近 藤 淳	学校教育部長	坂 本 考 生
福祉保険部保険制度担当部長	高 田 敏 和	学校教育部学校保健課長	池 田 満 則
福祉保険部国民健康保健課長	堀 江 祐 一		

○事務局出席職員

議会事務局長	稻 田 俊 幸	議事調査課主査	岡 本 諭 志
議会事務局次長	林 上 敦 裕	議事調査課書記	朝 倉 あゆみ
議事調査課主査	信 濃 孝 美	議事調査課書記	桐 山 未 悠

○高花委員長 ただいまから、補正予算等審査特別委員会を開会いたします。

本日の出席委員は、全員でありますので、これより会議を開きます。

ここで、昨日の委員会で駒木、石川厚子両委員から御要求がありました2件の資料につきましては、委員各位に御配付申し上げておりますので、御確認願います。

資料の説明は必要でしょうか。

(「要りません」の声あり)

○高花委員長 それでは、資料の説明につきましては、省略させていただきます。

なお、資料に関わり出席している理事者につきましては、退席していただいて結構です。

それでは、議案第2号ないし議案第39号の令和7年度旭川市各会計補正予算とこれに関連を有する議案及び単独議案の以上38件を一括して議題といたします。

これより、質疑に入ります。

御質疑願います。

○いしかわまさき委員 おはようございます。

自民党・市民会議のいしかわまさきでございます。

私は、補正予算等審査特別委員会の委員になるのは初めてのことですし、また、質疑も初めてのことなので、不慣れな点、あるかと思いますが、御容赦いただきたいと思います。

また、会派の皆様に、トップバッターとして質疑させていただく御配慮をいただきましたことを感謝申し上げまして、質疑を始めさせていただきたいと思います。

私が質疑させていただくのは、介護保険事業特別会計、3款3項2目の地域自立生活支援等事業費において、当初予算3千335万7千円に対して、補正額1千194万8千円が計上されておりますので、こちらの補正理由、特に、給与改定分を除く成年後見制度利用支援事業の利用増に伴う扶助費1千183万2千円に関連して質疑させていただきたいと思います。

まず初めに、本件の予算項目である地域自立生活支援等事業費の事業概要についてお答えください。

○宮川福祉保険部長寿社会課長 地域自立生活支援等事業費につきましては、高齢者が地域において安心して自立した日常生活を過ごすことができる環境づくりを目的としており、個別の取組として、成年後見制度利用支援事業、認知症サポーター等養成事業、福祉用具・住宅改修支援事業、シルバーハウジング生活支援費を実施しております。

○いしかわまさき委員 今回の補正は、給与改定分を除くと、地域自立生活支援等事業費のうち、成年後見制度利用支援事業に関する内容であると伺っておりますが、こちらの事業概要と補正に至った理由及び内容についてお答えください。

○宮川福祉保険部長寿社会課長 成年後見制度利用支援事業につきましては、成年後見制度の申立てが困難な場合の市長申立てや、成年後見人への報酬支払いが困難な場合の助成を事業内容としております。それらのうち、報酬に係る助成の件数について、当初見込みの125件に対して170件程度に増加することが見込まれますことから、所要の額を補正しようとするものでございます。

なお、補正額は1千183万2千円で、財源は、国庫支出金455万5千円、道支出金227万

8千円、一般会計からの繰入金227万8千円、介護給付費準備基金からの繰入金272万1千円となっております。

○いしかわまさき委員 それでは、今回の補正の要因となった成年後見制度利用支援事業の報酬に係る助成件数及び助成額について、過去5か年度分の実績をお答えください。

○宮川福祉保険部長寿社会課長 報酬に係る助成件数及び助成額につきましては、令和2年度35件、399万4千901円、令和3年度76件、804万6千366円、令和4年度68件、745万8千円、令和5年度109件、1千310万586円、令和6年度100件、1千205万3千87円となっております。

○いしかわまさき委員 ただいまの答弁からは、令和6年度に若干の減少は見られるものの、傾向としては助成件数、助成金額ともに増加傾向にあると考えられます。

ここで、成年後見制度利用支援事業の報酬に係る助成の基準についてお答えください。

○宮川福祉保険部長寿社会課長 成年後見制度利用支援事業の報酬に係る助成につきましては、生活保護法による被保護者で報酬を負担することが困難である者のか、収入及び資産等の状況から報酬を負担することが困難である者としております。

収入及び資産等の状況については、申請者の預貯金及び現金の額から報酬付与決定額を控除した額が50万円未満であること、申請者の有する有価証券等の売却等により得られる額から報酬付与決定額を控除した額が50万円以上となる見込みがないこと、申請者及び申請者の属する世帯の全員が市民税非課税であること、申請者の属する世帯の収入の合計が生活扶助及び住宅扶助の合計額の1.2倍以内であることの全てを満たすことを要件としております。

○いしかわまさき委員 それでは、先ほど助成件数が増加傾向にあるとお答えになりましたが、その要因等についてお答えください。

○宮川福祉保険部長寿社会課長 助成件数の増加についての要因につきましては、御本人と御家族の関係性や資産の状況のか、制度の周知状況などが影響しているものと考えております。それらの中で、特に、高齢化の進行につきましては、同時に認知症有病率の高まりも生じさせると言われております。

本市においても、今後も後期高齢者人口数の増加が見込まれますことから、少なくとも当面の間は助成件数は増加するものと考えております。

○いしかわまさき委員 ここまで質疑並びに答弁につきましては本市が行っている成年後見制度利用支援事業についてですが、ここで、本市が旭川市社会福祉協議会に運営を委託しております旭川成年後見支援センターについて触れさせていただきたいと思います。同支援センターは、本市の成年後見制度利用支援事業と並行して成年後見制度に関する支援を行っており、成年後見制度の支援に関しては、こちらの支援センターのほうが広範に行っておりますので、ここで触れさせていただきたいと思います。

同支援センターは、上川中部定住自立圏を構成する旭川市及び近隣8町にて事業実施に伴う協定を締結、事務局を旭川市が担い、本市から旭川市社会福祉協議会に委託、平成25年、同協議会内に設置されたものであります。目的としては、判断能力が不十分な高齢者、知的障害者及び精神障害者が安心して地域で生活できるよう、成年後見制度の利用に係る総合的な支援を行うものとしております。同センターの主な業務内容としては、成年後見制度に関する相談、申立て等支援、普及

啓発、市民後見人の養成、地域との後見連携推進等を行っており、本市だけではなく、近隣8町も含めた成年後見制度の総合窓口として大変重要な役割を担っているところであります。

そこで、質問ですが、同支援センターにおいても成年後見に関する相談は年間1千500件余りとなっており、今後、本市の助成件数及び事業費の拡大が見込まれる中、成年後見制度利用支援事業の継続性についてどのようにお考えになっているのか、お答えください。

○宮川福祉保険部長寿社会課長 成年後見制度利用支援事業の実施に要する費用につきましては、国及び都道府県の支出金のほか、第1号被保険者保険料を充当していることから、市の負担割合は約20%となっているため、財源確保の点からは国においても制度の継続性に関する措置が講じられているものと理解しております。

今後、助成件数等の増加により市の負担額も増加することが見込まれますが、高齢化の進行等により成年後見制度の必要性が高まるものと思われますし、報酬支払いが困難な方への助成により、引き続き必要な方が利用できる環境を整えていくことが必要であると考えております。

○いしかわまさき委員 ただいまの答弁で、成年後見制度を必要とする方への環境を整えていくとの発言がございましたので、先ほどの旭川成年後見支援センターの業務の一つであります市民後見人制度並びに旭川市社会福祉協議会が独自事業として行っております法人後見制度、そして任意後見制度について触れさせていただきます。

そもそも成年後見制度は、一般的には被後見人となる依頼者、もしくはその御家族が、専門家である弁護士や司法書士、社会福祉士等へ相談し、後見人候補者を決めて家庭裁判所に申し立て、家庭裁判所の審判を経て後見人が決定、後見人の業務が開始されます。

一方、同支援センターでは、被後見人本人やその家族が家庭裁判所に申し立てるための手続を支援したり、資格を持つ専門家や親族以外の市民による後見人である市民後見人を養成して、より身近な存在の後見人を裁判所の選択肢の一つに提供しております。さらには、旭川市社会福祉協議会が法人後見として後見人事業を営むことで、法人内での担当者変更等で長期継続的な後見業務が可能になるとの利点から、利用者数は増加傾向にあり、令和6年度において36名の方が同協議会の法人後見を利用されております。

このほか、近年、増加傾向にあります任意後見制度というものがございますが、こちらは、本人が十分な判断能力があるうちに自分の意思で後見人を決め、委任する内容等を公正証書による契約で定めておき、本人の判断能力が不十分になった際に任意後見人として後見業務を行うというもののがございます。

こうした様々な成年後見制度によって、本人保護の理念の下、本人の意思や自己決定権を尊重しつつも、判断能力が劣ってしまった本人に代わりまして、財産処分や契約の締結等が行われております。

そこで、質問ですが、成年後見制度の利用促進に向けた今後の展開につきましてお答えください。

○宮川福祉保険部長寿社会課長 本市は、平成25年度に旭川成年後見支援センターを設置し、成年後見に係る相談対応、成年後見制度の普及啓発、成年後見の申立てと支援、市民後見人の養成等を実施しております。また、市内11か所に設置しております地域包括支援センターにおいても、権利擁護に関する取組として、制度の普及啓発や旭川成年後見支援センターと連携した相談対応を行っております。

今後も、必要な方がより利用しやすい制度となるよう、これらの取組を進めてまいります。

○いしかわまさき委員 ここまで成年後見制度の環境整備と利用促進について質疑させていただきましたが、それは、成年後見制度の利用あるいは同制度の認知によって少しでも詐欺被害を防止していきたいという側面がございます。

少子高齢化の進行により、単身高齢者の増加や、地域における見守り意識の希薄化が懸念されている中、高齢者における詐欺被害が社会問題化しており、今後ますます増えてくるものと思われます。特に、高齢者に被害が多いとされる詐欺といたしましては、オレオレ詐欺や預貯金詐欺、還付金詐欺、金融商品詐欺、押し買い詐欺等が従来から言われている詐欺でございますが、これに、近年は買取り詐欺というものが加わっております。この買取り詐欺というのは、貴金属等の買取り店におきまして、相場情報を知らせず、他店との価格比較も行わせないまま買い取ってしまうもので、販売したほうからすると適正価格で買い取ってもらったと思っておりますから、詐欺被害に遭っていることを知らないという、とても悪質な詐欺行為であります。

そこで、質問ですが、こうした詐欺被害、特に高齢者に対する詐欺被害防止の視点からも、成年後見制度の周知、利用促進は重要であると考えますが、見解をお答えください。

○高田福祉保険部保険制度担当部長 ただいま、いしかわまさき委員のほうから、成年後見制度に関する市の取組などについて一連の御質問をいただきました。

本市では、高齢者福祉施策といたしまして、介護保険制度の運用をはじめ、除雪支援や運動教室などの福祉事業や介護予防関連事業を展開しまして、高齢者の皆さんのが安心して日常生活を送ることができるよう取り組んでおりますが、委員の御指摘のとおり、近年、全国的に高齢者が詐欺などの犯罪に巻き込まれる事件や、交通事故の当事者になる事案が多発しておりますことから、そうした状況を踏まえた対応も今後必要になるというふうに認識してございます。

そのため、関連する制度の運用やその事業の実施に当たりましては、詐欺被害や交通事故の防止にも資するよう、関係機関と連携し、意識啓発の取組や制度運用上の工夫を検討してまいりたいと考えております。また、成年後見制度に関わる取組につきましても、制度の周知や使いやすい環境づくりなど、引き続き適切な運用に努めてまいりたいと考えております。

○いしかわまさき委員 本来、成年後見制度の利用は民間や専門家が担うことで、本市は現在実施しております成年後見制度利用支援事業における助成によって市民の皆様の福祉向上に貢献していると考えられますし、また、詐欺被害に関しましては旭川市消費生活センターや警察が窓口になって担うことは承知しております。

ただ、それでも高齢者を中心とした詐欺被害は連日のように報道されており、新たな詐欺行為というものも発生しております。特に、先ほど述べました買取り詐欺被害に関しましては、生活費の足しにしようと、長年愛用してきたアクセサリーや財産を処分するという、高齢者の皆様にとっては大変重い決断をして販売することも多く、それが適正価格で買い取られず、詐欺被害に遭っているとすれば、市民の皆様の安心、安全が守られないことになります。今津市長は、2期目の公約の原点に、市民に寄り添い、市民の暮らしを守ることと述べられておりますし、今回の成年後見制度等、あらゆる手段、手法、ルートを用いて市民の暮らしを守っていくことが必要であると考えております。

市民の皆様の中には、数万円を求めて財産を買い取ってもらう方ばかりではなく、数千円を求める

て大切にしてきた財産、思い出の品を売却せざるを得なくて買取り店に行く方もいらっしゃいます。そして、成年後見制度に関しては、市民の皆様の中には、専門家である弁護士や司法書士等へ相談するのはとても敷居が高いと言う方もおりますし、こうした方にとっては、本市が行っている成年後見制度利用支援事業や、本市が委託しております旭川成年後見支援センターの存在は大変重要なってきます。

ただ、こうした支援事業やセンターの存在を市民の皆様が認知していなければ、利用されることなく、詐欺被害に遭ってしまう可能性がございます。何事も周知は大事ではありますが、特に、高齢者の皆様に気軽に相談できる窓口があること、自分の判断能力に自信がなくても対応してくれる窓口があること、自分の財産を処分することが適正なのか相談する窓口があること、買取り価格が適正なのか相談する窓口があること、こうしたことを多くの市民の皆様に伝えていく努力を行政に求めていきたいと思います。

最後に、本件補正予算の計上は、自身の判断能力に疑問を持たれるようになった市民の皆様を守っていくためにも、当然のように必要な補正であったと認識しております。

本件補正の要因となった成年後見制度利用支援事業は、旭川成年後見支援センターの活動と併せて、市民の皆様、特に高齢者の皆様の財産を守り、安心、安全な暮らしを守っていくことになりますので、当初予算においても前向きな予算計上をお願いいたしまして、私からの質疑を終了させていただきます。

○高花委員長 理事者交代のため、暫時休憩いたします。

休憩 午前10時24分

再開 午前10時25分

○高花委員長 再開いたします。

御質疑願います。

○高橋紀博委員 それでは、補正予算ということで、いろいろお伺いしていきたいと思います。

まず初めに、3款2項1目にあります子育て支援部の補正予算ですね。産後ケア事業費、産前・産後ヘルパー事業費ということで、その補正予算の概要について、まず、お示しいただきたいと思います。

○柴田子育て支援部おやこ応援課長 初めに、産後ケア事業費につきましては、当初予算において、令和5年度と令和6年度途中の実績を参考に、宿泊型で76泊、日帰り型で355日、訪問型ではグリーフケアを含む789回の利用を想定した積算をしておりましたが、利用件数の増に伴い、事業所への委託料が不足する見込みであることから、464万5千円を補正しようとするものであり、財源は、国庫支出金で232万2千円、道支出金で116万1千円、一般財源が116万2千円となっています。

次に、産前・産後ヘルパー事業費につきましても、産後ケアと同様の積算において利用者1千639件の利用を想定しておりましたが、こちらも、利用者数の増に伴い、事業所への委託料が不足する見込みであることから、141万円を補正しようとするものであり、財源は、全額、子ども基金からの繰入金となっております。

○高橋紀博委員 当初予想していたよりも利用が増えてということだと思いますけども、この事業

それぞれについて、過去3年間の利用実績及び令和7年度、本年度の利用見込みについてお示しいただきたいと思います。

○柴田子育て支援部おやこ応援課長 産後ケア事業及び産前・産後ヘルパー事業の利用実績及び今年度の利用見込みでございますが、まず、産後ケア事業の利用実績ですが、令和4年度利用実人数259人、内訳としまして宿泊型52泊、日帰り型229日、訪問型435回、令和5年度、利用実人数444人、宿泊型82泊、日帰り型315日、訪問型675回、令和6年度、利用実人数433人、宿泊型75泊、日帰り型347日、訪問型665回、令和7年度の見込みにつきましては、令和7年度の4月から8月の実績を基にそれぞれの利用数を積算したところ、年間で宿泊型123泊、日帰り型523日、訪問型706回を見込んでおります。

続きまして、産前・産後ヘルパー事業の利用実績ですが、延べ人数で令和4年度利用者数1千627人、令和5年度利用者数1千709人、令和6年度利用者数1千778人であり、令和7年度の見込みにつきましては、令和7年4月から8月期の実績を基に平均値を利用者件数として積算しまして2千69人を見込んでおります。

○高橋紀博委員 本当にこの利用が年々増えてきているということありますけども、私も、この事業を始めた頃から、非常に重要な事業だなというふうに見てきておりました。

ただ、今、子どもがどんどん減っているんですね。生まれる、出生数っていうのが減ってきてるんですけども、そういう中においてもこの利用が増えてきている。

そのことについて、何かこう、要因として受け止めていることがありましたら、ちょっとお聞かせいただきたいと思います。

○柴田子育て支援部おやこ応援課長 産後ケア事業及び産前・産後ヘルパー事業の利用者が増えた要因についてですが、事業開始後、産後ケア事業で7年、産前・産後ヘルパー事業で5年が経過したことから、両事業の認知度が向上し、一度利用した方が次の妊娠・出産時にも利用されるなど、利用者のニーズに合った事業内容であったことが利用者の定着や増加につながったものと考えております。また、産後ケア事業につきましては、病院、クリニック、助産院など13か所の実施施設があり、助産師などの専門職による特色のあるきめ細かなサービスを提供している事業所もありますことから、より満足度の高いサポートの内容が利用者数増加に寄与しているものと考えております。

○高橋紀博委員 子どもを初めて妊娠して、そして出産して、不安があってということでこういう事業とながれば、当然となるんですけど、一度利用した人もまたこれを利用するっていう、よっぽどやっぱり必要とされる事業なんだなっていうのがここにも表れてきているんでないかなというふうに思っております。

なかなか、だけど、認知っていうか、本当にどれだけの人たちにこれが周知されているのかっていうのもまだまだ不安というか、例えばホームページを見ても、この事業にたどり着くまでに、運がよければたどり着けるような感じになっているので、もう少し、もっと広がればもっともっと利用したいという人は増えるんじゃないかなというふうに思っております。

今後の事業展開についてお聞かせいただきたいと思います。

○柴田子育て支援部おやこ応援課長 産後ケア事業及び産前・産後ヘルパー事業における今後の事業展開についてですが、妊娠、出産は女性にとって心身に大きな変化や負担を生じさせるものであ

ります。さらに、核家族化や就業している祖父母等の増加により家族から十分なサポートが得られにくい社会環境もあることから、これらの事業を活用し、周産期のメンタルヘルスケア及び育児や家の負担軽減を図ることで、子どもを安心して産み、育てることができる体制を整えるとともに、産後ケア、産前・産後ヘルパーなどの単体の事業だけではなく、母子健康手帳の交付やおやこサポートWiークエンド事業などの様々なサービスを取り口として複数の事業が連続した形を構築するなど、地域の関係機関とも連携を図りながら、妊娠、出産、子育て期の連続性を担保した包括的な支援体制の構築に努めてまいります。

○高橋紀博委員 子育て支援部として、やっぱり、妊娠した親御さんがこれから子育てを始めるところで、その支援の一番スタートに関わってくる事業だと思いますので、これからもしっかり取り組んでいただきたいというふうに思います。

以上をもって、この事業については確認されましたので、よろしいです。

これをもって、行財政改革推進部のほうに、幾つか質問をさせていただきたいというふうに思っております。

まず、今ありました子育て支援部は、様々な本当に大事な事業に取り組んでやってきていて、その成果が少しづつ実り出してきているような状態になってきているのではないかというふうに、ただ一方で、今言ったように、これから子育てをするだとか、今、子育てが始まったというお母さんたちでも、まだまだ、市に対しても、この間、子育文教常任委員会班の市民と議会の意見交換会の中でも、いろいろな制度があっても、それが利用できるような状況になっていないとか、課題は、いっぱい、子育てのところにはあるのではないかっていうふうに、やらなきゃならないことはまだまだ山積しているんじゃないかなというふうに私は受け止めております。

そういう中で、その子育て支援部のところに、いじめ防止対策推進部と女性活躍推進部の業務を集約させてこれから取り組んでいくことが示されております。まず、この機構改革をどのような形で検討しながら進めてきたのかということをお聞かせいただきたいと思います。

○梶山行財政改革推進部行政改革課長 機構改革につきましては、おおむね1年程度前から内部での検討を開始しまして、今年の5月には、各部局に対しまして、現行の組織機構ですとか事務執行に係る問題点やその改善方法などについて調査をいたしました。これと並行いたしまして、行財政改革推進部内に令和8年度機構改革検討会議を設けまして、その中で計7回議論をしたところでございます。そういう議論、検討を重ねまして素案を作成し、今年8月の行財政構造改革推進本部会議において、各部局にその案を提示したところでございます。

その後、素案に対する各部局の意見を調査いたしまして、それらの意見を踏まえながら、素案の修正を行い、11月の同会議で、再度、各部に提示し、承認を受けた上で関連する条例改正案として本議会に提案させていただいているところでございます。

○高橋紀博委員 行革部のほうでいろいろ調査をしながら、素案という形をつくって示してということで、理解いたしました。

そもそも、いじめ防止対策推進部が行ってきていたこと、また、いじめ防止対策推進部と女性活躍推進部の両部、これが新設されてそれほどたっていないんですよね。時間がたっていないというふうに思っております。

いつ、どのような理由で設置したものか、改めて、まずここで確認させていただきたいと思いま

す。

○梶山行財政改革推進部行政改革課長 いじめ防止対策推進部につきましては、市長直属の組織として、実効性のある体制構築と徹底した再発防止対策を整備し、市長部局と教育委員会が連携して一体的ないじめ対策を推進するために設けたものでございまして、女性活躍推進部につきましては、性別や年齢に関係なく、誰もが活躍できる社会の実現を目指し、庁内外に対して総合的に関連施策を推進するために設置したものでございます。

両部は、いずれも令和5年4月の組織改正において設置したものでございます。

○高橋紀博委員 皆様、これは御承知という形だと思いますけども、市長肝煎りで新設した両部ではないかなというふうに受け止めております。

それが、まだ3年しかたっていない中で、その部が2つとも廃止という形に今回示されておりますけども、まず、その意図はどういったところにあるのか、お聞かせください。

○梶山行財政改革推進部行政改革課長 両部とも1部1課という組織体制で設置されたものでございますけれども、いじめ防止対策推進部につきましては、いじめ防止対策「旭川モデル」の構築をはじめとして、不登校対策など、児童生徒やその保護者が抱える多様な課題に取り組んできたところ、関係部局とのさらなる連携の必要性とともに人員体制の不足感が出てきております。また、女性活躍推進部につきましても、庁内で分散しております女性活躍に関する施策を有機的に結びつけることで、働く女性への支援や相談体制の強化につながったところでございますが、やはり、さらなる連携による取組の充実と人員体制の充実が求められているところでございます。

そうした中、新たに若者に係る施策も含め、これら互いに関わり合う業務について一体的に連携して取り組むべく集約したことによりまして、結果として部としての形はなくなりますが、あくまでも発展的な解消であるというふうに捉えているところでございます。

○高橋紀博委員 あくまでも発展的な解消であると。当然、発展的な解消でなければ意味がないんですけども、そこに、今、両部局とも同じキーワードが出ておりました。さらなる連携の必要性ということで、それによる取組ということが両部局にも言われてきましたけども、さらなる連携による取組というその中身は、具体的にどのような取組をまず考えられているのか、お聞かせいただきたいと思います。

○梶山行財政改革推進部行政改革課長 まず、いじめ防止対策推進部に関わる部分ですが、いじめ・不登校相談で把握した多様な悩みですとか、その背景にある家庭や養育、子どもの特性などの様々な課題への対応を含めた子どもと保護者に対する支援の拡充を図る必要があるものと考えております。現状におきましても、こうした複合的な課題を抱えましたお子さんと保護者に対しては、いじめ防止対策推進部と子育て支援部の両部で支援を行っているケースも多いというふうに伺っております。このため、家庭や養育の課題への対応については、子育て支援部が所管する養育支援事業や子育て短期支援事業につなげることによりまして、保護者の養育負担の軽減を図ることですか、不登校の子どもへの支援については、子ども食堂をはじめとした子どもの居場所との連携により、様々な課題を抱えている子どもが安心して過ごせる居場所の確保を図るなど、より一層の連携強化を図っていくものでございます。

また、女性活躍推進部の関係につきましては、部が新設されてから3年を迎える中で、働く女性への支援ですとか相談体制の強化につながったところではありますが、困難な問題を抱える女性や

働き方を摸索している女性の多くが、子育てとの両立問題を少なからず抱えております。本来、子育ては女性のみに課されるものではございませんので、男女が共に協力し合い、進めるべきものと考えているところですけども、現実にはまだまだ固定的な性別役割分担が随所に残っている状況にございます。したがいまして、今後は、子育て支援策との連携を図る中で、女性活躍をより実効的に進めてまいりたいというふうに考えております。

○高橋紀博委員 これまでの子育て支援部の中に、そこに、いじめに対してもそうですし、女性が活躍するということに対してもどうしても関わってくるようなことが生じるっていうことで、このような連携ということの取組が必要だというふうに理解はいたしました。

非常に、言っていることは私も分かりますけども、ただ、やっぱり、新しく部というより、今までのこの子育て支援部のところの業務の量というものが、それでなくてもいろいろ多く持っていると思うんですよね。そこに、さらに今のこの2つの事業を、業務を増やすということについて、このことについてどのように考えているのか、お聞かせください。

○梶山行財政改革推進部行政改革課長 新たなこども・女性・若者未来部につきましては、現行のいじめ防止対策推進部、女性活躍推進部、子育て支援部の業務が集約され、それに加えて、現在も子育て支援部では取り組んでいる部分もございますけれども、若者に関わる業務も加わるというようなことから、相応の業務量になるというふうに認識しております。

○高橋紀博委員 行革部としても、業務量は、相当の業務量になるというふうなことで、そういう受け止めをしているというところでありますけども、やっぱり、業務が増えるということに対して、私は、大丈夫なのかなっていう懸念というのを非常に多く持っています。

また、そうですね、まず、どうしても増やしてしまっていいのかなっていうふうに私は思うところがありますけども、組織運営ですか業務推進というところにも大きく影響してくるんじゃないかなと思いますので、改めて、この増えることに対して見解をお示しください。

○梶山行財政改革推進部行政改革課長 先ほど御答弁させていただきましたけれども、新たなこども・女性・若者未来部の業務の増につきましては、確かに、委員が御指摘のとおり、相当量が見込まれるというふうに認識しております。

そういうこともありますので、当然ながら、業務量に応じた適正な人員体制というのは維持されるものというふうに承知しておりますし、同じ部に集約されたことによりまして、部内の有機的な連携ですか柔軟な応援体制といったことによりまして、これまで以上に効果的な事務執行が期待されるところであり、職員にとって働きやすい体制になるものというふうに考えております。

○高橋紀博委員 人ですよね。人材、対応する人材不足ということも大きくあるっていうことも言われていて、非常に私は理解はしているんですね。

ただ、私、このことで今回いろいろ質問するんだっていうと、もう、昨日あたりからいろんなキーワードが私のところに寄せられまして、ちょっと整理しながら、今、話しているような状況になっているんですけども、ただ、やっぱり言いたいのは、今までお話ししてきておりまして、やっぱり集約してしまうというところに非常に大きな懸念を持っております。

子育て支援部っていうのは、やはり、先ほど申したとおり、これから子どもを育てていくっていう親御さんに対する支援というもので、非常に重要なことありますし、まだまだその施策というものも不十分なところが多いのではないかなど。

ただ、やっぱり、その中で、安心して育てられる環境というものをつくっていかなければならぬという非常に重要な役割を担っているんでないかなというふうに、担っているのではないかではなくて、担っているんだというふうに私は受け止めております。考えております。

また、女性活躍推進部ということでこれまでやってまいりました。ただ、これも、3年前にいきなり女性活躍推進部ができたのではなくて、そこに至るまでの背景というのもあったというふうに伺っております。そこに対して、今になって、やっぱり、新聞報道もあったので、結構、今朝もこういうのがあるんだけどというのが言われましたけども、すごく期待していたと、女性活躍推進部に対して。これから、やっぱり、女性が一人の女性として認められて、社会で活躍できる環境が整えられるんだっていうことに物すごく期待をしていたし、そういったことをやってきていたのではないかかなっていうのも私も感じております。

大きなイベントでやっていたのは、「つなぐ・つながる！」と言って、もう本当に、一回きりのイベントではなくて、これを継続的にやって、またその広がりっていうのも、効果っていうか、成果っていうのもこれからすごく期待していたところでもあります。

あと、若者の活躍っていうことを、新たにそこにまた子育て——今回、子育てではなく、名前も変えるというふうに言っておりますけども、やっぱり、子育て支援部がやってきたところに、そこに若者活躍っていうものもこれから入れて、これ、連携するようなことがその中にはあるっていうことは非常によく分かりますけども、若者活躍っていうのも、やはり、一番考えなきゃならないのは、若者が、いかにこの旭川市の中で残って、流出しないかっていうことだと思うんですよね。そのために何をしなきゃならないのかっていうことであれば、やはり、経済的なところに関わってくるのかなと。今、それが非常に言われておりますよね。スタートアップですか。

で、旭川大学も公立化にして、やっぱり、これから、その学生たちを、いかに、社会で、強い社会人になれるのかっていう教育、それはやっぱり仕事ですよね。きっちとした仕事に就いて戦力となれるような人材を育てていく、そして、その先にはやっぱり旭川で活躍してもらうっていうものが非常に強いのではないかなっていうふうに思うんです。

で、女性の活躍についても、今回のことを、話を聞いていると、どうしても子どもを持った女性っていう考え方があるからこういうふうになっている。女性と子どもっていうようなものが、そして若者っていうふうにつなげてしまっているので、先ほど申したとおり、やっぱり、自立して社会で活躍する女性っていうものはまた別だと思うんです。やっぱり、今、言った若者の活躍というようにも、社会の中で、一人の女性として、今までどうしても男性があつて女性というふうに見られていたところに対して、やっぱり、女性という活躍の場をつくっていくっていう、これが女性活躍推進部に期待されていたことではないかなというふうに私は思っています。だから、今、そういったキーワードが何か私のところに寄せられているのかなというふうに思います。

そういう中で、行革部は、これまでそういうことも踏まえて考えた上でこういった制度をつくってきたというふうに思っておりますけども、私は、もうちょっと、こう、まとめてしまうんではなくて、やっぱり、子どもを持った女性とそうではない女性というところの視点ですとか、若者だから子どもの延長ということではなくて、やっぱり、若者を一人の若者としてこれからどういった形で社会で活躍できるようにするのか、また、そういう環境を整えるという視点の考え方、そういう課ですか、そういうものの配置の在り方というのも必要ではないかなというふうに思

いますので、改めてでありますけども、そういうことに対して見解をいただきたいと思います。

○浅利行財政改革推進部長 委員のほうからもいろいろいただきましたけれども、各種施策、役所の中でやっておりますけれども、それをどこに重点を置くか、重きを置くか、焦点を定めるかということによってそれぞれの施策を行うポジションという部局が決まってくるというふうに考えております。

今回も、先ほど課長のほうからも答弁させていただいたとおり、1年ほど前からこの機構がどうあるべきかということを部内で真剣に議論し、一定の結論を見て、それで各部局のほうに調査を行ってヒアリングをして最終的に固めていったという経過がある中で、御案内のとおり、例えば、女性活躍推進部の置場所として、今回、こども・女性・若者未来部ということになっておりましたけれども、その議論の経過の中では、例えば雇用とかという観点ではやはり経済部ではないだろうかとか、あるいは、男女共同参画という観点では総合政策部ではないかとかというような議論をやはり行ってきているところでございます。

その中で、最終的には、現在の業務を考えた中で、一番密接に関わるところはどこなんだろうかということで、現在の子育て支援部ではないかという結論を得て、そういう形で、部としては廃止というよりも統合という形を取らせていただいたところでございます。

ただ、いろいろ、この間、昨日の大綱質疑もそうですけども、いろいろ御質疑をいただいている中で、当然、今後、組織が新たに移ったとして、様々な課題がまた出てくると思うんですね。機構改革自体は、その場、その場の課題に対応するための組織の改正でありますので、当然、その場で最善のものということでつくり上げたつもりではありますけれども、実は、正解がやっぱりないというふうにも考えておりますので、昨日も大綱質疑の中で、現在の組織体制というのを絶対とせずに、様々な意見を柔軟に受け止め、ためらわず見直していくというふうに市長のほうも答弁で申し上げておりますので、まずは、現状、スタートをさせていただいて、さらに、出てきた課題に対しては個別にその部局ともまた協議をさせていただきながら、最終的に市民にとってよい組織になる、さらには、役所内部としても業務が推進できる体制を整えるということが重要だと思っておりますので、議論はこれで終了というものではなくて、今後についても関係部局等と協議を進めてまいりたいというふうに考えております。

○高橋紀博委員 先ほど子育て支援のところでも申し上げましたけども、やっぱり、制度をつくってやっても、それがやっぱり機能していなければ制度があるだけで済んでしまうんですよね。そこをどうしようかっていうところも、やっぱり考えていくっていうことが必要だと思うんです。思ふんではなくて、必要なんですね。

で、そういうことを考えると、やはり、いろんなところから言われますよね、制度があっても使えないっていうことは。様々なところからそういった声も上がっておりますが、やはり、そのことについて集中したような考え方というものをしていかなきゃならないけども、それを大きくなくくりの中にすると、なお見落とされるようなことが増えてしまうんでないかなっていうのが私の考えになってくるんです。

こういったことがつくれたからいいよね、じゃ、次はこうしようね、こっちにはこういうのがあるよねっていうふうに、ちょっと雑に扱ってしまうということがどうしても心配されるので、これは行革部のほうの話じゃなくて、それぞれの部局とやっぱりそこを詰めていく必要があるかなとい

うふうに、今、私も思っていますので、この場でどうこう言える話ではないんですけども、やはり、そういったところを考えると、今回のこの組立てが何かそういうふうに集約されてしまってというふうに市民の人も受け止めてしまう、我々もそう受け止めてやっぱりこういう質問になっているんじゃないかなと思います。

ただ、今朝、言われたのは、女性・若者応援課っていうのは、そもそも女性青少年室が女性政策課っていうふうに変わって、また女性青少年室に戻ったようなことでないのかっていうようなことを何か言われたんですけど、ちょっと違ったらごめんなさい。

ただ、だけど、言ったように、前はそういったくくりで何かやっていたのが、やっぱり、これから、女性は、子どもと女性というのは切り離した考え方でやれるっていう期待を持っていたっていうことがあったと。その辺も、しっかりと、そういった、戻ってしまうんではなくて、さらに、そういったことも含めて、取組をちゃんとできるような仕組みにしていくということを期待申し上げて、私の質疑を終了させていただきます。

○高花委員長 理事者交代のため、暫時休憩いたします。

休憩 午前10時56分

再開 午前10時58分

○高花委員長 再開いたします。

御質疑願います。

○駒木委員 公明党の駒木おさみです。よろしくお願ひいたします。

私のほうからは機構改革についてお伺いしていきたいと思います。

今回の機構改革により、新たに設置されることも・女性・若者未来部は、市民生活に直結する重要な部局であり、子どもから若者、そして女性まで幅広い世代を対象とする施策を担うことになります。

私は、これまで、議会においても、子ども、若者をテーマに、府内横断型の連携や市民に寄り添う相談体制の強化を繰り返し提案してまいりました。その観点から、改めて確認をさせていただきたいと思います。

こちらは、発展的な解消というふうに受け止めています。私のほうでは、市民相談を受けていく中でも、その市民相談の内容によれば子育て支援部のほうに相談が行くんだけども、だけども、関連づけていくのがまた女性活躍であったり、また福祉分野であったりとか、そういうふうに部局がまたがるっていうことが往々にありましたので、この子ども・女性・若者未来部というのは大きな可能性があるというふうに期待をしています。

その上で、今回、質疑をしながら整理をさせていただきたいと思います。そして、よりよい体制構築を求めていきたいと思います。

まず、今回提案されている子ども・女性・若者未来部に焦点を当てますと、まず、この名称に用いられている中に、中点がありますね。「子ども・女性・」と、この意味合いや並び順の考え方について、機構改革がいよいよ本格的に動き出すと、市民の方はここにインパクトを持たれると思います。

改めてありますが、こちらの御説明についてお伺いします。

○梶山行財政改革推進部行政改革課長　名称中のいわゆるこの中点なんですけれども、これは、子ども、女性、若者のそれぞれに未来の用語がつながっていることを示しております。そして、旭川市の明るい未来をそれぞれに託すという意図を持って定めたものでございます。

また、名称の順序につきましては、それぞれが重要なテーマというふうに捉えておりますので、これと優劣というものはないというふうに思っております。そういった中で、考え方といたしましては、まず、今の母体となる子育て支援の業務に、既存の女性活躍、新たな業務となる若者の順にしたというふうに考えております。

○駒木委員　子ども、女性、若者という3つの柱を並列的に置くことで、世代や性別を超えた包括的な支援、伴走的な支援などを担う部局であるということを市民の皆様に分かりやすく伝えることが必要かと思います。全国的にも珍しい名称ではありますが、私も、まず、この女性というのを見たときにちょっとインパクトが強いなというふうに思いました。子ども、若者っていう未来部、子ども・若者支援というのは全国でもよく目に触れるはあるんですけど、まず、ここを市民の皆様に分かりやすく伝えていくということを大切に進めていただきたいなと思います。

本市のこういった特色として、この名称の独自性をどのように市民の皆様に、行政と市民の皆さんの垣根を越えたつながりがあるということを私は感じておりますので、ここをぜひともお伝えしていただけたらなというふうに思っています。

こちらの女性を名詞的に含めた部局は本当に珍しいため、旭川市の特徴としてどのように説明をしていくのかっていうのが、配慮も必要になってくると思います。

今、資料要求させていただきました中核市における子ども関連部局名一覧のところにも女性という文言がございません。ここを見ますと、子ども・若者、子ども未来部っていうのはあるんですけど、福祉関連につながる名称は少し見受けられるところです。健康子ども部だとか、ネウボラもありますけれど、こういったところをぜひとも市民の皆様に周知していただきたいなと思います。

そして、漢字の「子ども」から、漢字の「子」ですね、「子ども」から平仮名の「こども」に変わった名称は、2022年に成立したこども基本法の理念に基づいて、平仮名表記を、平仮名のこどもですね、推奨する方針が示され、本市の旭川市こども計画も平仮名表記になっていることは、子ども本人にもとても分かりやすく、こども会議でも、こちらが「こども」っていうところで、会議が子どもらしさを生かした会議が進んだというふうに伺っています。

この若者という文言も、本市で初めて、こども計画案に初めて記載になりました。この機構改革が本格的に動き出す際には、こういった親しみやすさ、といったことを丁寧に周知していただけたらということも重ねてお願いを申し上げます。

次の質問に入りますが、今回のこども・女性・若者未来部への再編は、機能集中によるスリム化と機動力強化を目的としていると伺っています。

しかし、現行の子育て支援部や女性活躍推進部は既に多岐にわたる業務を抱えています。その上で、若者支援を加えることによる業務量の増加をどのように見込んでいますか、お尋ねいたします。

○梶山行財政改革推進部行政改革課長　このたびの機構改革によりまして、現行の子育て支援部にいじめ防止対策推進部と女性活躍推進部の業務を集約し、さらに、若者に係る施策にも拡充して取り組むということで、部の名称をこども・女性・若者未来部と改めることとしておりますが、これに伴いまして、部として、一定程度、業務量の増加はあるものというふうに当然認識しております

が、現時点で定量的にお示しすることは難しいというふうに考えております。

○駒木委員 次に、いじめ防止対策推進部についてであります、こちらは、旭川モデルとして防止対策の役割が確立してきたと受け止めています。こういった認知件数があることによって、子どもを救っていかれる、児童生徒を見ていかれる、こういったことによって、この旭川モデルというのは、この期間内で全国にも大きく進めていける方向もできたのではないかということでは、発展的解消というふうに受け止めます。

こちらに統合されることで、さらに、より一層、支援の体制の強化や、子どもから若者へと継続的な体制と専門的なアプローチができるということも期待をしています。パワーアップしていかれるんではないかと大きく期待をしています。

しかし、こういった業務量の増加の見込みを、困難とするだけでは不十分であるという点も懸念がございます。将来的な業務量の推計やリスク評価を行いながら、必要な人員や予算を見通すことが不可欠であると考えています。

他都市、例えば、仙台市のことども若者局や静岡市のことども未来局では、再編に伴い、人員増員や専門相談窓口の新設を行っています。本市も同様の体制強化を検討されているのか、お伺いします。

○梶山行財政改革推進部行政改革課長 このたびの機構改革によります当該部局の業務量の増加に伴いまして、相応の人員体制の強化というものは必要であるというふうに認識しております。

また、若者に係る施策に取り組む上で、若者が安心して相談できる窓口を設けることは重要であるというふうに、こちらについても認識しておりますが、まずは、ニーズ把握をしっかりとしながら、既存の仕組みの活用ですとか拡充、どのような体制が必要なのかも含めて検討していくことになるものと考えております。

○駒木委員 特に、子どもから若者への移行期が非常に大事であるというふうに私も認識しているところですが、18歳から25歳、大人になるまで、定着するまでの移行期というところに、若者支援の相談窓口を強化していただきたいというふうに思っています。

さらに、子育て支援部や女性活躍推進部の職員の皆様とお話しする中で、ある程度のニーズはもう既に把握をされている、また、そういった支援体制も整ってきてているなというのを強く感じているところです。その意味では、現行の子育て支援部、女性活躍推進部が一緒の部として統合されることによって、さらに、こういった困難を抱える若者たちの支援が強化されるものというふうに確信もしていますが、ここをぜひとも早急に設置していただく方向に持つていっていただけたらと願います。

こういった関連部局の連携によって解決の糸口がさらに見えやすくなります。その点で、子育て支援部、女性活躍推進部ですが、ほかの福祉関連との連携ということも、部局を超えての連携という部分も若者支援の窓口の一つになりますので、ここは、ちょっと部を超えて、こういった体制も構築していただけたらと思います。

この若者支援のことに関しては、とても精細な御相談が多く、これまで旭川市が進めてきましたDXによる効率化が容易ではない分野であります。人と人が直接向き合う業務が中心である現状を踏まえれば、職員の適正配置を早期に検討することが重要ではないでしょうか。

また、府内では、部長級の方が対象となる会議などが行われてはいますが、そこでの判断が重要であるということは私も認識はしています。

しかし、同時に、現場で、日々、市民や当事者の相談に直接対応してくださっている職員の皆様の声をしっかりと受け止めいらっしゃるのか、改めて確認をさせていただきます。

この質問は、時代の流れが速く展開していくこういう現代においては、現場の声こそが最も重要であると私は考えています。決して職員の皆様の声を聞いていないということを伝えているわけではないんですが、改めて確認をさせていただく意味で質問させていただきます。

○梶山行財政改革推進部行政改革課長　ただいま、現場の声ということがございました。現場の声がまずあって、それを踏まえていろんな分析をしながら判断をしていくといったことが組織運営上も重要だというふうに思っておりますので、まずは現場の声を十分吸い上げることを心がけてまいりたいと思いますし、一定程度、これまでやってきた自負はありますけれども、さらに、これからいろいろな課題が山積する中、一番最初に接するのが現場でございますので、そういう声を拾い上げていくべきものというふうに考えております。

○駒木委員　機構改革が本格的に動き出しましたら、こういった専門相談窓口の設置方針を示すことが市民の方の安心につながります。若者が本当に安心をして相談できる窓口、こういったところに心理士や社会福祉士、キャリア相談員などの専門員を配置する計画があるのか、お伺いします。

○梶山行財政改革推進部行政改革課長　窓口の設置に当たりましては、専門性を持つ職員を配置する必要性といったことについては十分認識しておりますけれども、まずは、ニーズの把握というところに注力させていただきまして、窓口対応の手法ですとか仕組みの構築と併せて、専門員の配置についても検討していく必要があるものというふうに考えております。

○駒木委員　子どもから若者まで切れ目なく支援するためには、年齢や課題に応じた専門性の確保が必要だと考えています。例えば、他都市では子ども・若者総合相談センターやヤングケアラー支援窓口、LGBTQ相談窓口を設置しています。

LGBTQ相談窓口に関しては、本市ではLINE相談窓口がございますが、人の対面の窓口という意味合いで、本市はどのような体制を構築するのか、お伺いします。

○梶山行財政改革推進部行政改革課長　子どもから若者まで切れ目ない施策に取り組むに当たりまして、専門性が必要だということについてはこちらも十分認識しているところでございますが、同様の課題に取り組んでいる他の関係機関、例えば北海道ヤングケアラー相談サポートセンターですか地域包括支援センターなど、こういった機関もございますので、役割分担の整理ですとか、こういった関係機関との連携を深め、必要に応じて適切につなぐ体制を整えることも重要であるというふうに考えております。

○駒木委員　地域包括支援センターからは、既に、一度、意見交換会を行っており、連携の強化をぜひ進めていきたいという御意向が示されています。

今、御答弁にもありましたように、役割分担の整理や関係機関との連携をさらに深め、必要以上に適切につなぐ体制を整えることは、市民にとっても大変重要であります。ぜひとも、こういった充実を今後も図っていただきたいと考えています。

では、次の質問ですが、これまで、女性活躍推進部が設置されており、みんなのキャリアの保健室などでは若年層の男性からの御相談も寄せられていました。ここは少しづつ増えてきているんですよね、2年前から。そしてまた、今年も、令和7年度と増えてきています。こういった若年層の男性からの相談というのは、この先も、見込むと、まだちょっと継続して増えていくというふう

に私は思っているところであります。

こういった再編後は、これらの業務が新しい担当課へ移行することになると思います。それがまた強化されるものと期待をした上で、女性活躍推進部の業務内容は、国の男女共同参画計画にも位置づけられ、社会情勢に照らしても本市にとって必要な部局でありました。いよいよ新規事業が始まったばかりであることなど、これからさらにパワーアップしていく部局というふうに私も期待していたところであります。

この女性活躍推進部が担っていた、子どもや若者が対象になるということが多くありました。先ほど高橋紀博委員のほうからの質問にもありました、イベント等もあります。こちらは明るいイメージの支援だったり、さらには、先ほども申し上げましたが、困難を抱えるサポート、この女性活躍推進部が担っているだけでも、この言葉が正しいか分からぬですけど、陰と陽の部分があつたと思うんですよね。

そこが、一見、この子育て支援部、また新たにできることも・女性・若者未来部に行くことに、発展的になることが分かった上で、この再編に関わる女性という言葉がどうしても独り歩きをしてしまわないかなっていう心配要素があります。この名称が残って、市民目線で見れば、こういった若年層の男性、また、年齢に関係なく、世代を超えて、男性からは自分には関係ない部局だというふうに受け止められやすく、誰一人取り残さない社会というふうにこれだけ呼ばれている中で、もしかしたら除外された印象を持たれる可能性もあります。

この点については、機構改革の中で検討されましたのでしょうか、改めて確認をさせていただきたいです。

そして、この再編後の新名称については、冒頭に、周知が大事ですよということをお伝えさせていただきましたが、決して誤解を招かないように、市民の皆様に対して重ね重ね丁寧な周知を行うことが大事だと思います。

この検討のことについて、本市の認識を伺います。

○梶山行財政改革推進部行政改革課長 新しいこども・女性・若者未来部の名称につきましては、文字どおり、子どもと女性と若者に対して切れ目のない取組を行っていく、こういった方向性を示したものでございまして、当然ながら、子どもあるいは子育てに男女の別はございませんし、若者についても同様であるというふうに思っております。

また、女性の部分につきましても、本来の趣旨、条例上は、今回御提案させていただいておりますけれども、その分掌事務の中で男女共同参画に関することうふうにしておりますので、性別ですとか年齢に関係なく、誰もが活躍できる社会の実現を目指して、府内外に対して総合的に関連施策を推進するために設置しました女性活躍推進部の理念を受け継ぐものというふうに考えております。

一方で、委員の御指摘にもございましたけれども、こういった趣旨を市民の皆様に十分説明して、分かりやすく周知を図ってまいりたいというふうに考えております。

○駒木委員 女性活躍推進部が担ってきたキャリア支援、DV支援、LGBTQ支援などは、専門性が高く、多岐にわたります。これらをこういった未来部に統合した場合、相談の質や迅速性が低下しないよう、どのような体制を整えるのか、お伺いします。

○梶山行財政改革推進部行政改革課長 今回の機構改革全般に言えることでございますけれども、

機能集約による効率化が図られる一方で、もともとの業務が減少するわけではございませんので、現在の相談体制などを維持しながら、新たに業務が拡大した場合にはそれに応じた体制の構築を行うなど、今回の機構改革により、市民サービスの低下を招くことのないように対応してまいりたいと考えております。

○駒木委員 これまで、私自身、第2回定例会、第3回定例会と、一般質問の中で、庁内横断型の部局間連携の強化やリーディングプロジェクトなどの提案をさせていただきました。他都市では、東京都をはじめ、全国展開されていると思いますが、こういったチームの組織を編成し、専門性を維持しつつ連携を強化されてきています。本市も同様の横断型体制を構築するのかということをお伺いしていきたいと思います。

子どもや若者の観点でいきますと、先ほども申し上げましたが、福祉関連や、イベントやまちづくりになると、現行では地域振興部、また観光スポーツ部、こういう多岐にわたる、こういったところでは、部局間の連携というのは、非常に、私は、大事になってくる情報共有、だからこそ、この旭川市がもっと前に進めていけるものがあるんではないかなって思うところもありました。

ただ、大きな網かけで見たときに、やっぱり、人が少ない、職員さんが少ない、だからこそ、スリム化を図っていくっていうことは、もう今がまさにタイミングだとも思っていますが、こういったところの庁内の横断型的な構築っていうことに何か検討があればお示しいただきたいと思います。

○梶山行財政改革推進部行政改革課長 これまでも、委員から御指摘をいただいておりますけれども、子どもや子育ての施策の推進に当たりましては、数多くの部局が関連するというふうに認識しております。そのため、関係する部局間の連携というのは不可欠であるというふうに認識しております。

今回の機構改革におきましては、こういった連携すべき部局を集約した形になりますので、新たに設置する部内におきまして、これまで以上に連携を図ることを期待しているところでございます。

またさらに、広く連携が必要な場合におきましては、既存の組織でありますけれども、子育て支援会議、庁内の会議なんですけれども、こういった枠組みを活用するほか、必要に応じて、御提案のありました効果的な庁内体制の構築といったものを、新たに設置される部局において検討していく必要があるものというふうに認識しております。

○駒木委員 文部科学省やこども家庭庁が示すこどもまんなか実行計画では、教育、福祉、医療、雇用の横断的ネットワークと、年齢の切れ目なく支援する縦のネットワークの両立が強調されています。

本市は、この考え方をどのように取り入れていくのか、お伺いします。

○梶山行財政改革推進部行政改革課長 今回の機構改革によりまして、子どもから若者までの切れ目のない縦軸を確立することができるものというふうに考えております。また同時に、各部局がこれまで構築してきた関係団体などとの横のつながり、ネットワークにつきましても、一つの部に集約されるということで有機的に発展させていくことができるものというふうに認識しております。

○駒木委員 縦と横の両ネットワークを明確に制度化し、持続可能な枠組みとして位置づけることが必要であるというふうに思っています。今回の再編で、一つの部として成立させるためには、人員の増員、専門性の確保、横断的連携の3点が不可欠と考えています。

市の認識を伺います。

○浅利行財政改革推進部長 委員の御指摘のとおり、組織の再編に関して、今3つの点を挙げていただきましたけども、いずれも、組織を運営して成果を上げていくためには必要なことというふうに思っております。

そのような中で、現状としては、非常に職員の確保というものが、年々、旭川市だけではございませんが、難しくなってきてる、あるいは、中途で辞められる職員も中にはいらっしゃるということもある中で、そういう現状もありますけれども、今回については、例えば、今回のこども・女性・若者未来部のお話で言うと、それらを一つに統合したということでありますので、その職員同士がやはり連携をしてやっていくことが、1足す1足す1は3ではなくて、4とか5に変わっていくことになろうかと思うんですね。

そういう意味では、今まで関わってこなかった、あるいは、関わりが薄かった業務同士が関わりを持つことになると、当然ながら、人材育成という観点にも役に立っていくということになっていこうかなというふうにも思いますし、また、今回、大くくりの組織を、この部に限らず、ほかもつくっておりますけども、これは、イコール、スケールメリットが出るということになりますので、そういう意味では、弾力性のある運用というものが組織の中で図られることが可能になってくる、より可能になってくるということになりますので、そういう部分、さらには、横断的な部分は、部内だけではなく、やはり部外もそうでありまして、先ほどの高橋紀博委員への答弁でも申し上げましたけども、この部局だけで言えば若者の施策が終了するわけではありませんので、例えば経済部との連携というその横串の役割も、今度新たにできる未来部のほうで担っていただければというふうにも考えております。

○駒木委員 横断的な連携の強化に大きな期待を寄せています。

一方、人材育成については、既に一定の構想があると考えていますが、ガイドブックのような明確な基本線を示しづらい部局であるとも感じています。国の方針や説明は、専門的で現場感覚では分かりにくい部分もあります。本市独自のプロジェクトのようなものを立ち上げるイメージで、一つの指標となる共通認識を職員間で共有できる仕組みを整えることが重要ではないかというふうに考えます。

今回の補正予算では、こども・女性・若者未来部に焦点を当てて質問をしてまいりました。

こういった御答弁をいただく中で、整理ができてきました。このことに関しては納得です。

次に、こちらは提案になりますが、こども・女性・若者未来部と学校教育部の連携は非常に大切な部局間の関係になってくるというふうに、構築できるというふうに思っていますが、不登校の保護者に対する支援、我が子が不登校になってしまった親の戸惑いというのを計り知れない大きなものがあります。

教育機会確保法によって学校以外にフリースクールなど様々な学びの場を選択でき、必ずしも学校復帰のみが目的ではなく、社会的自立を目指すこととなっています。しかし、親としては、現状の中では子どもが平穏にみんなと同じ道を歩んでほしいという思い、自分の子育てに問題があったのではないかと思い悩んでしまう方も多いと言われています。学校現場でのスクールカウンセラーは、保護者の相談も受けてくださいます。しかし、その学校にも入れないっていう保護者がいらっしゃるというのも現状であります。こういった意味では、別の角度での行政側の相談体制も柔軟に進めていただきたいと思います。そうなったときに、こども・女性・若者未来部が所管になってく

るのかなというふうにも思います。

ほかには、児童生徒が学校で過ごす時間と下校後の放課後との間で、学校と家庭との間の線引きが難しく、悩まれる御家庭が多く存在しています。これは、例えば、相談場所が警察ってなることもあるんですよね。でも、警察ではなかなか受け入れられない、内容によればっていうところで、戸惑う御家族、そうしたら支援が、相談が埋もれてしまうっていう現実があります。例えば、こういったことは、今、全国的にも問題にはなっていますが、SNS上のグループラインでのトラブル、盗撮も問題になっています。

こういったトラブルは頻発しております。SNS上でのいじめに発展するケースも見受けられます。こうした現象は、学校での指導か、家庭での対応か、あるいは保護者間の問題として扱うべきか、判断が非常に難しいというところになっています。だからこそ、こういった子育て世代の相談が、学校教育部との連携の下、体制を一層充実させていただきたいというふうに願っています。

そこで、最後になりますが、菅野副市長に質問します。

今回の機構改革に当たりまして、総括的な質問になりますが、今津市長からどのような思いが示されたのかをお伺いします。

特に、新たに設置されることも・女性・若者未来部を含め、組織機構全体に、今津市長からどのような指示や方針があったのか、また、その思いが各部局に十分に伝わり、共有されていますでしょうか、菅野副市長にお尋ねします。

○菅野副市長 今津市長の思いということでの御質問でございますので、なかなか答弁しづらい部分はあるんですが、さきの大綱質疑でも、今津市長から、金谷議員さん、能登谷議員さんに答弁させていただいたように、やはり、こども・女性・若者未来部に関しては、それぞれ、今、担当している部局が、多様化する、あるいは複雑化する、仕事をすればするほどやるべきことが増えていく状況の中で、やはり、マンパワーという部分に課題がある、あるいは、今、委員から御指摘があったように、他部との連携ということも必要で、なかなかその部局だけで完結することができない仕事も多いという中で、マンパワーも含めたその課題を解決して、さらに先に進むために、決して後ろ向きではなくて、後ろ向きな統合ではなくて、あくまでも発展的に、文字どおり旭川市を担う明るい未来を託す重要な部として、今回、設置する考え方をお示しさせていただいた、要するに、旭川市にあるいろんな総力を結集するということだというふうに思います。そのように市長も発言されましたし、そのことは、各種会議の中でも説明があったというふうに記憶はしてございます。

様々、委員から御指摘もございました。私が係長職ぐらいのときに、ある研修で講師の方がこのような話をされていました。地方自治体、特に市の業務を、適材適所、あるいは必要な人員体制を整えるためには2万人必要だというお話をいただいたことがあります。今、現に旭川市3千人でございますので、どのような形の機構をつくっても、やっぱりマンパワーという意味では十分ではないのかもしれません。ただ、その中にあっても、仕事に優先順位をつけて、できるだけ効率的に、あるいは、その実効性を高く実施していかなければなりませんので、各部の意向も確認しながら積み上げてきたのが今回の機構改革案でございますので、今回、変わった部分だけが大事じゃなくて、全ての業務が重要な業務でございますので、そこで手を抜くことではなくて、ただ、新しい部局については、新しく変えたことで質を落とすわけにはいきませんので、そこはしっかりと丁寧に進めて

いきたいと考えてございます。

○駒木委員 市長の思いについて、御答弁をありがとうございます。

旭川市民の皆様にとって使いやすく、職員にとっても働きやすい、そして、持続可能な行政運営を目指すという今津市長の思いが、こういった機構改革の随所に込められているというふうにも理解ができました。

こうした方向性は、市民の利便性向上と次世代に責任を果たす行政の姿勢として、大幅な機構改革でありますが、こういったタイミングが、まさに、今、そのタイミングが来ているのではないかというふうに私も認識をしています。ぜひとも実行力のある改革につなげていただくことを期待しています。

旭川市が将来世代に向けて、市民の皆様にとって本当にこの旭川のまちに住んでよかったと思っていただける、誇りを持っていただける明るい未来、この名称に込められました明るい未来ですね。新たに設置されるこども・女性・若者未来部がその中核を担うことを心から期待しまして、私の質疑を終わります。

○高花委員長 理事者交代のため、暫時休憩いたします。

休憩 午前11時33分

再開 午前11時34分

○高花委員長 再開いたします。

御質疑願います。

○まじま委員 よろしくお願いします。

まず、4款1項3目の鳥獣対策費について伺いたいと思います。

今回の補正予算の概要と積算根拠についてお示しください。

○後藤環境部環境総務課長 今回の補正予算の概要であります、春期管理捕獲の実施に要する経費として114万8千円、緊急銃猟の実施の際の費用として15万円、合わせて129万8千円を補正しようとするものであります、全て猟友会の方への報償費となっております。

財源といたしましては、北海道のヒグマ対策事業補助金が97万3千円、一般財源が32万5千円であります。

積算根拠でございますが、春期管理捕獲につきましては、事前の打合せ及び説明会への出席に対する報償費として14万8千円を、春期管理捕獲での出動に対する報償費として100万円を、また、緊急銃猟につきましては、緊急銃猟が1回行われることを想定しまして、実施の際に出動いただくハンターに対する報償費として15万円を計上しています。

○まじま委員 私は、ヒグマが人里に下りてきた対応と、ヒグマが人里に下りてくる原因を究明して共生をしていくこと、対応を区別することが必要ではないかというふうに思っています。

その点について見解を伺いたいと思います。

○後藤環境部環境総務課長 委員の御指摘のとおり、対応を区別するということは必要であると認識しております。

そのため、人の生活圏に出没し、かつ、その行動により危険度の高い個体、有害個体と判断された場合には、箱わななどによる捕獲といった対応をする一方で、誘引物などの出没の原因を調査、

分析し、誘引物の除去や電気柵の設置による防除など、ヒグマを寄せつけない対策なども並行して行っております。

○まじま委員 人里に下りてくる原因について伺っていきたいと思います。

熊は、本来、警戒心が強い動物だと言われています。その熊が、人との境界を超えているというのが現状ではないかと思っています。

人と熊とのゾーニング、これが大事だと言われていますけど、これが曖昧になってきているというようなことが原因なのかなと思っています。

この点についての見解を伺いたいと思います。

○後藤環境部環境総務課長 ヒグマが人里に下りてくる原因につきましては、様々あると考えておりますが、本来、警戒心が強いヒグマが人里に下りてくる理由といたしましては、春熊駆除の廃止や狩猟者の減少によりまして、森林内で人に追われる機会などが減少したことによりまして、人への警戒心が薄い個体が見られるようになったことが理由の一つであると考えております。

○まじま委員 餌が不足しているというふうな話も出ています。旭川においてはどういう状況なのか、伺いたいと思います。

○後藤環境部環境総務課長 北海道が毎年実施しています秋の山の実なり調査という調査がございまして、本市職員も調査に協力しているところであります。この調査によりますと、今年の上川地域はドングリが不作、ヤマブドウやコクワは並作との結果が出ているところであります。

○まじま委員 旭川において、最近では市街地にも出没しているということなんですが、郊外地域における熊の出没が依然として多いんじゃないかなというふうに思います。いわゆる農村地域ではないかというふうに思います。

農村における人口減少や高齢化が進んだことで耕作放棄地が多く出てくる、そういうた人間の活動の低下が原因ではないかと思いますが、この点についての見解を伺いたいと思います。

○後藤環境部環境総務課長 本市の郊外地域でのヒグマの出没につきましては、原因が明らかでないものが多い状況ではございますが、一部の個体につきましては、山の中の放置果樹を目当てに繰り返し現れている例も確認されていますことから、委員の御指摘のとおり、人間の活動低下が一つの要因となっている面もあるものと考えております。

○まじま委員 山に餌がなくなりて人里に下りてくる、人里に来たら、今度、人間が出すごみが身近にあるということで、人間の行動が熊を引き寄せてしまっている、そういう面があるんじゃないかなと思いますが、この点についての考え方をお示しください。

○後藤環境部環境総務課長 ヒグマが人里に下りてくる理由としまして、人が出すごみがその一因になっているという例はあるものと考えております。

本市では、ごみが直接の誘因物になった事案というのは確認されておりませんが、ごみによってヒグマを引き寄せることがないように、市民に対し、ごみの管理の適正化について周知を図っているところであります。

○まじま委員 人里に下りてきた対応として、緊急銃猟ということがあると思います。これ、改正鳥獣保護管理法、9月1日から始まっています。緊急銃猟については、北海道獣友会が、委託については応諾義務がないことから、支部や狩猟者の判断で受託を断ることも想定されるという通知が出されております。

これでは、熊の問題は解決しないんじゃないかというふうにも思うわけですが、市としてはどのように考えているんでしょうか。

○後藤環境部環境総務課長 緊急銃猟の実施に当たりましては、猟友会の協力は不可欠であります。そのため、北海道猟友会が通知を出しているということは承知しておりますが、そのような事態にならないよう、実際に緊急銃猟を実施せざるを得ない事案が発生した場合に備えまして、平時から猟友会との協力関係を密にするとともに、緊急銃猟が適切に実施できるような体制、準備を整えていく必要があると考えております。

○まじま委員 次に、緊急銃猟による発砲で、物損事故と人身事故が起きた場合の対応はどうなるのでしょうか。責任を持つのはハンターなのか、委託した自治体になるのか、その点について伺いたいと思います。

○後藤環境部環境総務課長 環境省が示した緊急銃猟ガイドラインでは、緊急銃猟を実施したことにより建物や乗り物等が損壊された場合やその損壊に伴う損失については、緊急銃猟の実施者である市町村長が補償することが規定されており、人的被害に関しましては、国家賠償法に基づく対応になることとされております。

また、環境省からは、緊急銃猟を行う者としての注意義務を果たす限り、捕獲者が刑事上の責任等の不利益を被ることは通常想定されないという考え方も改めて示されているところでございます。

○まじま委員 この点がなかなか理解が深まっていないということなのかなとも思われます。

次に、ハンターの報酬が一般的に低いというふうに言われております。

今回、補正予算でどのように変更になるのか、お示しをいただきたいと思います。

○後藤環境部環境総務課長 今回の補正予算は、春期管理捕獲及び緊急銃猟において、今後、新たにハンターに出動いただく分の費用について補正するものでありますて、現在お支払いしている報償費の額、1回の出動につき1万円、特殊車両を出した場合、2万5千円という金額でございますが、この金額を変えるものではありません。

○まじま委員 次に、共同通信が行った調査によると、緊急銃猟について、体制が整っている自治体が僅かに道内9自治体であったというふうに聞いています。

旭川はどのような状況なのでしょうか。警察や猟友会との協議は行っているのかどうか、対策マニュアルは整備されているのか、伺いたいと思います。

○後藤環境部環境総務課長 本市では、緊急銃猟ガイドラインに即して、緊急銃猟実施のフローチャートを作成した上で、9月に、神楽岡公園において、猟友会や警察の協力の下、実地訓練を実施し、緊急銃猟を実施する体制について整えたところであります。

対策マニュアルにつきましては、ガイドラインでは必ずしも整備が必要とはされておらず、本市においては、まだ整備していない状況ではございますが、今後、ヒグマ対策協議会などに諮りながら、マニュアルの整備について検討を進めてまいります。

○まじま委員 速やかに整備をしていただきたいということを述べておきたいと思います。

この緊急銃猟は、市町村の判断に基づいて行われますが、65の自治体が専門知識を持った職員の不足というのを挙げています。

旭川はどのような状況なのか、伺いたいと思います。

○後藤環境部環境総務課長 本市でも、専門的な知見を持った職員というのは配置されていない状

況でございます。そのため、緊急銃猟の実施に当たりましては、獣友会や警察の意見を聞きながら判断をしていくこととしております。

○まじま委員 次に、春期管理捕獲について伺います。

今年の北海道の捕獲数は22頭と、過去3か年で最多となったというふうに聞いています。一方、春期管理捕獲できなかつた自治体が110あつたという報道もありました。

旭川市の今年の状況はどうだったのでしょうか。

○後藤環境部環境総務課長 今年、年度で言うと昨年度、令和6年度になりますが、春期管理捕獲を3月29日に実施いたしましたが、個体の発見及び捕獲には至らなかつたところでございます。

○まじま委員 全道での捕獲数が22頭だったということで、それを実施しても、今年のヒグマの被害を考えると、減つたとは言えない状況だと思います。

今年の取組について、市はどのように考えているのか、お示しをいただきたいと思います。

○後藤環境部環境総務課長 今年度の春期管理捕獲は、3月中に10日間程度の期間を設け、スノーモービルを用いて残雪に残るヒグマの足跡の探索を行なながら、ヒグマがいるエリアを特定し、エリア特定後は、熟練のハンターと若年層のハンターがペアとなり、巻き狩りを実施するというような方法を考えているところであります。ヒグマの捕獲につながるよう、今後、獣友会と協議を進めてまいります。

○まじま委員 先ほどの答弁の中で、春熊駆除のことが述べられていました。これが行われていない時期があったから、ヒグマの個体数が増えているというのが実態ではないかと思います。ヒグマの管理、捕獲といつても、実態は駆除しているっていうことだと思うんですね。そうした面と、やっぱり、動物を絶滅させてはいけないっていう声もあるわけです。

今後の春期管理捕獲について、市の考え方について伺いたいと思います。

○太田環境部長 春期管理捕獲につきましては、人里周辺に、今、生息、繁殖するヒグマの低密度化ですとか、人への警戒心の植付けによりヒグマの人里への出没抑制を図るとともに、ヒグマ出没時に出動する熟練した捕獲者の減少、高齢化に対処するための人材育成といった2つの目的がございまして、北海道ヒグマ管理計画に基づいて実施される事業ということでございます。

この北海道ヒグマ管理計画につきましては、人とヒグマとのあづれきを軽減しながら、地域個体群の存続を図るといったことを目的に策定された計画でございますので、本市といたしましても、委員の御指摘のとおり、一方で絶滅させてはならないといった声があることは認識しております。

北海道ヒグマ管理計画に基づき実施されている春期管理捕獲、これは、人とヒグマの共生に向かたあづれきの低減手段として有益であるというふうに考えてございますので、今後も具体的な手法などを検討しながら取組のほうを継続してまいります。

○高花委員長 ただいまちょっと地震がありまして揺れましたけれども、旭川市は震度3程度じゃないかと。岩手沖のほうで震度4があつたようですので、8階だからちょっと揺れを感じやすかつたのかもしれません。

すみません、まじま委員、質疑を止めました。

御質疑願います。

○まじま委員 以上で、環境部の皆さんは退席していただいて結構です。

次に、機構改革について、私のほうからも触れたい部分があります。

今回の機構改革、企画立案部門と歳入歳出部門の分離ということが掲げられています。平成13年の機構改革で、それまでは別々であった企画立案部門、財政部門は、別だったんですけども、それを同じ部にしたというふうに聞いています。

現在のように、同一の部とした理由についてお聞きをしたいと思います。

○梶山行財政改革推進部行政改革課長 政策部門と財政部門が同一の部になりましたのは、平成13年11月の機構改革で、当時の企画部と財政部財政課が企画財政部に再編されたときでございます。

当時の機構改革は、本格化する地方分権時代を見据えて、市民サービスの向上、新たな行政需要や政策課題等への対応、より簡素で効率的な組織機構の確立などを図るために行われたものでございまして、企画財政部の設置理由といたしましては、計画機能と予算機能との連携や総合調整機能などの充実強化を図るためということでございます。

その後、部の名称に変更はございましたが、こういった考え方については今まで継続しておるところでございます。

○まじま委員 今で言うと総合政策部ということになるかと思うんですけど、同一の部としたことに対する評価はどうであったのか、お示しいただきたいと思います。

○梶山行財政改革推進部行政改革課長 現在の総合政策部につきましては、政策主導型の行政運営を目指すために設置されたものでございまして、限られた財源をその時々の政策の優先度に応じて予算配分してきたものというふうに考えております。

政策部門と財政部門が同一の部にあることで、政策的な重要事項について迅速に対応することができたものというふうに考えております。一方で、厳しい財政状況の中で、持続的な行政運営を維持するためには、政策部門と財政部門の相互牽制による財政規律も重要であるというふうに認識しております。

○まじま委員 メリット、デメリット、どちらもあるということをお示しいただきました。

ちなみに、他の中核都市の状況をつかんでいるようであれば教えていただきたいと思います。

○梶山行財政改革推進部行政改革課長 中核市全体で言いますと、62市中48市、77.4%、そのうち、財政力指数上位の順位で見ますと、7市が政策部門と財政部門を別としております。

なお、本市と産業構造が類似している姫路市、郡山市、高崎市も、別々の機構になっているというふうに認識しております。

○まじま委員 今回、機構改革で企画部門と財政部門を分けることになります。その理由と、どのような効果を見込むのか、伺いたいと思います。

最初に伺った平成13年の機構改革では、計画機能と予算機能との連携や総合調整機能などの充実強化を図るためという答弁がありました。今回、また分離するわけですが、総合調整の機能がしっかりと発揮されるのかどうか、同じことの繰り返しになるんじゃないかなという懸念もありますが、見解を伺いたいと思います。

○梶山行財政改革推進部行政改革課長 今回、政策部門と財政部門を分離する理由といたしましては、厳しい財政状況の中、今後も持続可能な行政運営を維持するためには、財政基盤の強化が必要であるというふうに考えたところでございます。そのためには、相互牽制によります規律を重視した財政運営が求められますことから、今回、分離しようとするものでございます。加えて、業務の

効率化等による行政改革や、税といつたいわゆる稼ぐ部門と同一の部になることで、歳入歳出の一元管理を行い、財政基盤の強化に努めてまいりたいというふうに考えております。

また、今回の組織の見直しには、メリット、デメリット、それぞれ存在いたしますが、過去の経過も十分に踏まえた中で、現在の本市の財政状況等に鑑み、最善策としてこのような機構改革を実施したものであり、来年4月以降の市政運営を行う中でも、効果などを検証しながら進めてまいりたいというふうに考えております。

○まじま委員 今ほどの答弁に、稼ぐという表現があつたんですね。私たちへの説明、11月21日付の機構改革案についても稼ぐという表現が入っております。行財政改革部となって、税務部の機能が入るわけですよね。そうした中で、稼ぐという表現については、私たちは違和感を感じています。納税については丁寧な対応が求められると思っていますので、この点について違和感を感じているわけです。

公という立場についてどのように考えているのか、見解を伺いたいと思います。

○浅利行財政改革推進部長 今回の機構改革について、これまで質疑がありましたけれども、政策の企画立案部門から、いわゆる財政課を分離しまして、新たに税務部の業務も含めて行財政改革部へ集約するということを提案させていただいておりますが、その説明の中において、歳入歳出の管理を含めて、いわゆる稼ぐ部門というような表現を今しおの答弁でもさせていただいたところでございますが、あくまで歳入確保、歳出削減という観点を分かりやすく今回説明しようという意図でこのような表現をさせていただいたところでございまして、私どもが持っている例えばふるさと納税とか企業版ふるさと納税という部分については合致する表現というふうには考えておりますけれども、委員の御指摘の例えれば税などについては違和感を感じるという表現というのであれば、表現としては適切ではなかったというふうに思っております。

ただ、いずれにいたしましても、ふるさと納税などの新たな財源はもとより、国の補助金でありますとか、そういうものを有効活用していくべきやならないという現状の厳しい財政状況がございますので、効率的な歳入歳出の管理を行っていかなければならぬというふうに改めて認識をしているところでもございますし、税務部門においても、基本、市政運営の根底にあるという強い意識を職員にも持っていただく中で、財政基盤の強化に努めていくという強い思いがこのような表現になったということをまず御理解いただきまして、今後につきましては、適切な表現に努めてまいりたいというふうに思っております。

○まじま委員 それでは、行財政改革推進部の皆さんは退席していただいて結構です。

次に、最後、総務部のほうに、給与改定のことについて何点か伺いたいと思います。

今回の補正予算における給与改定の概要についてお伺いをします。

○坂谷内総務部職員厚生課長 今回の給与改定は、人事院勧告に基づく国家公務員の改定に準じて本市職員の給与を改定するものでございまして、その内容につきましては、給料月額を本年4月に遡及して引き上げる改正、期末手当及び勤勉手当の支給割合を合わせて0.05月引き上げる改正、自動車を使用して通勤する職員の通勤手当のうち、通勤距離が片道10キロメートル以上の者の通勤手当を本年4月に遡及して引き上げる改定となっております。

○まじま委員 昨年も、給与改定がこの時期にあったと思います。昨年と比較して改定率はどうになっているのか、お示しください。

○坂谷内総務部職員厚生課長 昨年の人事院勧告における月例給の改定率は、若年層の割合が高い行政職俸給表の1級が11.1%、2級が7.6%と高かった一方、中高年層の割合が高い4級以上は1%台、全体では2.76%となっておりました。また、本年の人事院勧告における月例給の改定率につきましては、1級が5.2%、2級が4.2%、4級以上が2.8から2.9%、全体では3.62%と、若年層のみならず、幅広い年齢層で改定率が昨年よりも高くなっています、改定によるメリットが受けられるものとなっております。

○まじま委員 昨年とちょっと傾向が違うよということを今述べていただきました。

それで、今度の給与改定が民間にも影響が出てくるのではないかというふうに思いますけれども、市内企業の賃金の動向についてはどのようなものになっているのか、教えていただきたいと思います。

○坂谷内総務部職員厚生課長 令和6年度において、旭川商工会議所が実施いたしました賃金に関する調査結果によりますと、賃上げを実施したとする企業は84.0%、賃上げ率については3.5%となっており、本年の人事院勧告における改定率3.62%と大きく変わらない状況となっております。

○まじま委員 私は、この前の決算の議会で、職員が途中で退職されるとか、なかなか調査をやってもモチベーションが上がってないっていうふうなことを踏まえて、人事のことについて質問した経過がありまして、今回の給与改定は職員のモチベーションアップにつながっていくのかどうか、次に新しいポジションがあるんですけど、和田総務部長に、最後、お聞きして、私の質疑を終えたいと思います。

○和田総務部長 近年の人事院勧告では、社会経済情勢に応じまして、国家公務員の採用において競争力を上げていくため、初任給をはじめとした若年層の給与水準の引上げが勧告され、それに基づき、国家公務員の給与改定が行われているところでございまして、本市におきましても国家公務員の給与改定に準じた内容で改定を行ってきたところでございます。

本年の人事院勧告におきましては、若年層に重点を置きながら、中高年層についても昨年を上回る引上げとなりまして、本年もこれに準じた改定を実施することによりまして、給料の改定率が低く抑えられていた中高年層の職員についても意欲を持って働くことができる環境を整えていく上で、モチベーションアップの一つにつながっていくものと考えております。

○高花委員長 それでは、暫時休憩いたします。

休憩 午前11時59分

再開 午後 1 時00分

○高花委員長 それでは、再開いたします。

御質疑願います。

○植木委員 旭川市民連合の植木だいすけです。

午後の部ということで、どうぞよろしくお願ひいたします。

また、午前中に地震が発生したということでありまして、この庁舎8階で、結構揺れた感じがありましたけれども、また、津波注意報が発令されまして、今回被災しておられる方々、避難されております方々、そして被害を受けられた方々に、本当に心よりお見舞いを申し上げる次第です。

引き続き、ぜひとも、安全第一で、安全にお過ごしになられますことを祈念しております。

本日、機構改革のお話もたくさん出ておりますが、機構改革の部分については、行財政改革部を新設するということで、関連する部分を中心に質疑を行ってまいります。

で、機構改革の本題に入る前なんですけれども、補正予算の2つの事業について質疑をまず行わせていただきますが、1つ目が、三大都市圏から人材を受け入れる、こちらは企業派遣型地域活性化起業人制度、市民生活部ですね。これを活用した市民課窓口ICT化推進費、そして、もう一つは、企業版ふるさと納税による通年生涯スポーツ振興費なんですけれども、実はというか、それほどのことでもないんですけど、この2つ、機構改革で新設される行財政改革部に関連する事業にもなるわけです。市民課窓口ICT化推進費については、市民課所管の総合窓口業務でありますけれども、この業務については、機構改革によって行財政改革部に移管される予定です。企業版ふるさと納税は、もともと行財政改革推進部の所管ということあります。そういった意味からも、今回の機構改革の核というか、本丸というか、に捉えられている行財政改革部への考察にも若干なるのかなと考えております。

で、大事な部分かなというふうにちょっと個人的に思う部分もあるので、質疑に入る前にちょっと先にお話ししておきたいことがあります。

先ほど述べました補正予算の質疑の1つ目として、三大都市圏等から人材を受け入れる企業派遣型地域活性化起業人制度、こちらを活用した市民課窓口ICT化推進費と言いましたが、これ、どうして三大都市圏なのかなと思ったんですよね。

最初は、そういうものかとさらっと流してはいたんですけども、三大都市圏ということでふと気づいたのが、日本経済の構造として、東京、大阪、名古屋の圏域ですよね。三大都市圏、こちらに大企業がやはり集中しているということがあります。

調べてみたら、もともと御存じの方も多いかもしれません、東京、大阪、愛知、神奈川、兵庫、この5都府県に本社がやはり日本の企業は集中しております、調べによると、全上場企業の約76.5%ほどを占めているというデータがありました。先ほどの三大都市圏というところにそれだけ上場企業が集まっているということですね。

で、企業というのは、法人事業税、こちらは都道府県税ですけども、そして、法人住民税として、都道府県民税、市町村民税、均等割、法人税割があり、納めるんですけども、これらのほとんどっていうのはやっぱり本社の所在地に持っていくかれるわけですよね。このことから分かるとおり、やはり、今述べた三大都市圏に、人材、いわゆる頭脳が集積されて、そして、売上げ、税収、いわゆる富が集中しているということになります。人とお金が三大都市圏に流れ、地方はやはり人口が減少して、この旭川かいわいで、旭川での売上げも、利益もそういった本社のほうに吸い上げられてしまうというわけで、大きな不公平感があります。

本質的には、今、東京都のほうでもニュースになったりもしていますけれども、こういった税源の移転という話になるのかなと思うんですけども、やはり、地方都市としては、そのギャップを埋めるために、戦略的に国の補助金ですとか、外貨、そして、先ほどの頭脳の部分を地方にという流れなんだなということが分かります。

で、よく言う外貨の例として、インバウンドを含めた観光、そして、特産品、ブランド創出ですよね。そして、ちょうどこれから触れますが、企業版ふるさと納税、それから、移住者の獲得とか

企業誘致があつて、企業版ふるさと納税が外貨であり、先ほど述べた、今回、質疑する企業派遣型地域活性化起業人制度、これは頭脳の獲得につながるということあります。

そういう面が分かると、これまでも、当然、自治体運営の中でこなしていただきておりますが、やはり、一地方都市としてしっかりと自治体経営の基盤、戦略が必要だという認識が深まりますし、改めて、機構改革が行われる中での行財政改革部の役割、こちらの重要さを認識した次第です。

前段が長くなりましたが、質疑を進めてまいりたいと思います。

それでは、まず、2款3項1目の市民課窓口ＩＣＴ化推進費、こちらの補正予算の概要についてお示しください。

○近藤市民生活部市民課総合窓口担当課長 先ほど委員のほうからもおっしゃられておりましたが、国の企業派遣型地域活性化起業人制度を活用し、三大都市圏などの都市部に所在する企業から社員の派遣を受け入れるために必要な当該社員の給与等に係る負担金であり、補正額としては147万5千円となっております。

○植木委員 そうですね、令和8年度、新年度の予定としましては、特別交付税で、こちら、財源ですね、年間最大590万円が措置されるという制度ですので、それが執行される予定なわけなんですけれども、まずは、この1～3月分としての補正額ということでございました。

そして、企業派遣型地域活性化起業人制度、こちらについてお示しください。

○近藤市民生活部市民課総合窓口担当課長 この制度は、地方公共団体が三大都市圏などの都市部に所在する企業等の社員を地方自治体に一定期間受け入れ、そのノウハウや知見を生かしながら、地域独自の魅力や価値の向上などにつながる業務に従事することで地域活性化を図る取組でございます。

○植木委員 企業派遣型のほかにも、副業型、そしてシニア型とあるようですけれども、今回、本市においては、企業派遣型ということで、協定を結んでこちらのほうを活用するということあります。

今回の制度利用、受入れにつながるまでの経緯、こちらをお示しいただいて、当該企業さんと、これまで、お付き合い、業務委託などがあれば、その内容もお示しください。

○近藤市民生活部市民課総合窓口担当課長 現在、次世代窓口グランドデザインに基づいた窓口改革を進めておりますが、業務手順の見直しやシステム導入は必須であり、窓口改革に有用と思われるシステムを持つ複数の事業者と情報交換を重ねていく中で、他自治体においても、企業派遣型地域活性化起業人制度を活用し、府内DXを推進した実績のある企業から人材派遣の話があったものでございます。

市民生活部における業務委託の実績はございません。

○植木委員 今回は、相手方の企業さん、電通総研さんということで、これまでのお付き合いの中でそのような申出をいただいたということありました。そちらの企業さんは、実績として、令和4年、5年に、福岡県宗像市でDXコーディネーターとしての派遣実績があるとのことであります。

既に、この制度は、実は、本市でほかの部局で利用実績があるということでありまして、観光課に聞きました。大雪カムイミンタラDMOさんで受入れをしたということがあって、阪急交通社さんから派遣いただいたということであります。やっぱり、自治体ですか、DMOとして運営して

いく中で、旅行会社さんの知見、ノウハウ、特に、こちら、お力を発揮いただいたっていうところでは、特に商品造成の部分、観光振興のそういったところに関わる、より旅行会社さんが持っている部分、そこのノウハウを御提供いただいたということあります。

この企業派遣型は、派遣元の企業さんにもやはりメリットがあると。旭川のような中核市において、そういったDMOですとかに籍を置いて、そして、そういった自治体の抱えている、DMOの抱えている問題点というか、そういったことも含めて、学ぶきっかけになるということありました。

その中で、やはり、そういったものっていうのは、いきなりこの制度で人をということではなくて、今までのお付き合い、関わりの中から、そういうたいわゆるマッチングが行われるということになっているようです。

それでは、今回のこの事業におきます従事内容と期待することに関しましてお聞かせください。

○近藤市民生活部市民課総合窓口担当課長 次世代窓口の構築に向けた窓口部門におけるDX支援に従事してもらう予定であり、他自治体への派遣実績及びDXに係る伴走支援に取り組んだ実績がある企業からの派遣ありますことから、他自治体支援から得られた実績と知見を生かし、日本一の窓口構築に向けた窓口改革を強く推進するためのアドバイスといったような支援を期待しております。

○植木委員 今お話がありました、令和9年度に向けて日本一の窓口構築を見据えた取組ということがありました。

本市としては、窓口業務の部分について、既にお取引のあるシステムインテグレーター2社さん、NEC様と富士通様に受託いただいた上で構築を進めているところのようなんですけれども、やはり、そういった窓口の業務全体を俯瞰した、システムインテグレーターとは異なる視点で、一層、その窓口業務がブラッシュアップされて、そして、ひいては利用者である市民の皆様本位の、そして、窓口業務に当たる職員の皆様にとっても、受ける様々なケースにおいて、安心して、そして自信を持って対応いただける体制構築、こちらに進んでいくということを期待しております。

こちらの質問については、以上になります。

次に、先ほど企業版ふるさと納税というお話をしましたけれども、そちらを活用した通年生涯スポーツ振興費について進めてまいりたいと思います。

こちらの補正予算について、概要をお示しください。

○松田観光スポーツ部次長 補正予算案のうち、通年生涯スポーツ振興費432万9千円につきましては、本年いただいた企業版ふるさと納税を活用し、市民、子どものスポーツ振興とともに、ヴォレアス北海道のホームゲームの盛り上げにつなげようとするものでございます。

○植木委員 それでは、この企業版ふるさと納税についても、どのような経緯で当該企業様から受けることになったのか、お示しください。

○松田観光スポーツ部次長 相手方から企業版ふるさと納税の窓口であります行政改革課のほうに相談がありまして、その相談を重ねる中で、スポーツに関する事業を応援したいとの意向から寄附をいただいたことになったところでございます。

○植木委員 こちら、当該企業様は、デロイトトーマツファイナンシャルアドバイザリー合同会社様ということで、デロイトトーマツさんのお名前を聞いたことあるなというのは、市立大学のコン

サルティングをしていただいた企業様の恐らく関連会社なんだろうなというふうに思います。

そのお申出があったというところで、スポーツ関連事業に使っていただきたいと要望があって、特に、ヴォレアスさんの支援につながる事業ということの応援をいただいたというふうに聞いております。

では、こちらの企業版ふるさと納税によりまして、どのような事業を選定して行う予定なのか、こちらについてお示しください。

○松田観光スポーツ部次長 2月には市民スポーツの日もありますことから、様々な競技の子ども向けのスポーツ教室を開催しようと考えております。その内容でございますが、スポーツを頑張っている子どもたちにトップアスリートと触れ合ってほしいと考え、これまであまり市が行ってこなかったフィギュアスケートですとかダンスのほか、バレー、野球のアスリートにお願いし、スポーツ教室を行うこととしております。

○植木委員 2月ということで、もうすぐでありますけれども、フィギュアスケートということで、かつては大雪アリーナでNHK杯とか大きな大会が行われたということもありまして、そういう方で、今、日本もやっぱりフィギュアスケートブームというか、ありますので、そういうことを行われるということがありました。バレー、野球のアスリートということで、お名前も、やはり、結構聞いたことがあるトップアスリートの方々が来られるということですので、市内の子どもたちにとってはすごくいい刺激になるんだろうなというふうに感じております。

では、要望のありましたヴォレアスの関連としてはどのような事業を想定しているのか、こちらについてもお示しください。

○松田観光スポーツ部次長 ヴォレアス北海道のホームゲームにおきまして、ワークショップとしてダンス教室の開催や、各アスリートによる始球式、試合開始前におけるトークショーのほか、学生以外の市民を抽せんにより招待することなどにより、これまで、バレーボールファン以外も試合に来る機会をつくることを検討しているところでございます。

○植木委員 今、そういう形でヴォレアスさんの機運を高めていけるような事業を考えているということがありました。

その中で、企業版ふるさと納税のお話で進めていきますけども、企業版ふるさと納税に対しての目標額達成度合い、こちらをお聞かせください。

○梶山行財政改革推進部行政改革課長 令和7年度の企業版ふるさと納税の目標額につきましては3千万円としておりまして、11月末時点では1千777万8千45円となっており、達成率としては約59%となっております。

○植木委員 そうですね、達成率としては、今、59%だということでありますけれども、そして、続きまして、先ほど伺った地域活性化起業人の制度でもうなんですかけれども、やはり、企業版ふるさと納税においても、企業様とのマッチング、関係性が前提ということあります。

本市の企業版ふるさと納税については、どのようにプロモーションをPRしているのか、こちらについてお聞かせください。

○梶山行財政改革推進部行政改革課長 企業版ふるさと納税につきましては、この制度が令和9年度まで延長されたところでございますが、令和6年度、昨年度の全国的な状況としまして、寄附実績が前年度比約1.3倍の約631億4千万円となっており、年を追うごとに寄附実績が伸びてい

る状況にございます。そういう中、本市におきましても、寄附獲得に向けて取組を進めておりまして、昨年度は過去最高の6千372万円の御寄附をいただいたところでございます。

本市のPR方法につきましては、企業版ふるさと納税を獲得するために、その制度ですとか寄附金の活用方法を広く周知するために、市のホームページに企業版ふるさと納税専用サイトを開設するとともに、パンフレットですとか動画を掲載して事業を紹介しているほか、市外の事業者が参加する会議やイベントで作成したパンフレットを配布するなどして本市の取組をPRし、寄附を募集しているところでございます。

○植木委員 今お聞かせいただいたような取組一つ一つの積み重ねで、昨年度は過去最高の寄附額を獲得できたということでありました。令和6年度は、全国的にも伸びがあったということであります。やはり、そういう中でPRされているということで、市のホームページ等でも本当に多彩なメニューが並んでいるなあというふうな印象を受けました。

この企業版ふるさと納税につきましては、一方で、制度的に欠陥があるというのが言われておりますし、昨日の能登谷議員の大綱質疑でも御指摘があった点であると思いますが、今回の案件、御寄附いただけるというふるさと納税がそうだということでは決してありませんので、ちょっと御理解いただいた上ではありますが、あとは、制度として重要な視点としては、種々、昨日、問題点が指摘されておりましたとおり、議会が法令をつかさどるという財政民主主義、こちらを損なうことにもなりかねないということがあります。

企業版のふるさと納税、企業の実質負担というのはやはり10%ということですので、例えば1億円の影響力を行使しようと思ったときに、1千万円で買えてしまうような構造になります。透明性、第三者機関の監査、そして議会による強力な監視が必要だということで、昨日の答弁で、浅利部長も、今年度、国が、当初、ルールを厳格化して、ルールを認識して、そして、入札通達ですか関連法令、当該制度をしっかりと理解をした上で、財政民主主義を損なわないように透明性、公平性を確保していくというような答弁がございました。

そのように、引き続き、適正な運用を行っていただけるものと思っております。

では、観光スポーツ部はこちらで終了となります。

そして、引き続き、機構改革の部分について伺ってまいります。

それでは、新設になる行財政改革部、こちらについての概要をお示しください。

○梶山行財政改革推進部行政改革課長 行財政改革部につきましては、現行の税務部、行財政改革推進部と、総合政策部にございます財政課を集約した組織でございまして、歳入歳出を一元的に管理し、行財政改革をさらに推し進め、財政基盤の強化を図るために設置しようとするものでございます。

さらに、現在、窓口業務の効率化ですか市民サービスの利便性向上のために市民生活部で検討している次世代窓口の構築についても、複数部局にまたがる案件でございますので、行財政改革部に移管し、同部が横串となって事業を展開しようとするものでございます。

○植木委員 財政基盤の強化を目指しているということあります。そして、先ほど質疑させていただいたときに触れましたが、窓口業務の効率化、市民サービスの利便性向上という点におきましては、この次世代窓口の構築について、これまでのDXの取組の一環として、DX、こちら、全序的にブーストしているところでありますので、新設の行財政改革部に所管が移るということであり

ます。

その中で、まじま委員も質疑されておりましたけれども、その部分、財政課の部分と税務部各課、こちらを統合する意義、狙いについてお示しください。

○梶山行財政改革推進部行政改革課長 市税収入は、本市財政の根幹を補うものであり、歳入歳出を一元的に管理しようとした場合には、統合する必要があるものと判断したことに加えまして、税務部職員についても、自らが市政運営に欠かすことのできない重要な業務に従事しているといったモチベーションの維持向上にもつなげていきたいと意図したところにございます。

○植木委員 そうですね、行財政改革プログラム2024でも、今後、本市においては、より一層、戦略的に取り組まなければならないという視点であります。財調の部分もそうですし、これから歳入歳出を一元的に管理していくということでありました。そういう形で、財政と税が統合されていくわけですけれども、しっかりとチェック機能を発揮していただきたいと思います。

それでは、今回、総合政策部から財政関係が抜けることによって、総合政策部の役割というのが変化してくるものと思います。その部分についての狙いについてお示しください。

○梶山行財政改革推進部行政改革課長 総合政策部につきましては、財政部門のほか、市政の総合企画及び調整に関する事項、広聴及び広報に関する事項などを分掌しておりますことから、財政部門の移管後にも引き続きこれらの業務を担うことになります。また、新たにデザイン政策に関する事項を分掌しますことから、府内横断的なデザイン政策の推進や、マーケティングを活用した政策立案といった新たな視点からの行政運営が行われるものと考えております。

これまで財政状況を考慮した政策決定を行ってきているところでございますが、企画部門と財政部門が分離することによって、適度な牽制機能が発揮され、これまで以上に財政規律を意識した行財政運営が行われることを期待しているところでございます。

○植木委員 ということになりました。

そして、もう一つ気になった点としては、デザインに関する部署が新たにできるようなんですかね、こちらが総合政策部の中にできるようなんんですけど、そちらについてお示しください。

○梶山行財政改革推進部行政改革課長 今回の機構改革によりまして、総合政策部の分掌事務にデザイン政策に関する事項を追加しますが、この事務を担う専門のデザイン・マーケティング課を設置する予定であります。

○植木委員 それでは、この点についてはどのような成果を期待したものなのか、こちらについてお示しください。

○梶山行財政改革推進部行政改革課長 デザイン都市であります本市は、全国の自治体で初めてデザインシステムを導入したところでありますが、このシステムをさらに活用するとともに、市の業務をデザイン思考で横串を刺してデザイン政策を推進させることを期待しております。

また、これまで各部局においてマーケティングに基づく施策の企画立案、実施をしてきておりますが、財政状況が厳しい中、施策を効果的、効率的に実施するためにマーケティング力の強化が重要でありますことから、全府を俯瞰した中でマーケティングを行うとともに、全府的にマーケティングの考え方や必要性を浸透させる役割を期待しております。

○植木委員 そうですね、本市は、ユネスコデザイン創造都市ということでありまして、全国で初めてのそういった取組、こちらを一層進めていく上で、そういう体制を取るものと認識しております。

ます。

今まで、私も何度か質疑させてもらいましたけれども、やはり、この部分を、職員の方々、そして市民の方々に理解していただくという上で、一層の成果につながることを期待しております。

それに伴って、一つ気になる点としましては、石川俊祐CDPが、所属というか、今まで経済部ということでありましたけれども、どこの部分に、今までどおりなのか、変わらぬのか、その部分についてお示しください。

○梶山行財政改革推進部行政改革課長 CDPとの契約につきましては、単年度ごとに行われますことから、次年度の契約の有無につきましては申し上げることはできませんけれども、仮に継続するとなった場合には、新しくできるデザイン・マーケティング課がその事務を所掌することになるかと思います。

○植木委員 機構改革の部分について伺ってまいりました。今、お話を伺った内容、機動的な財政、財源の獲得ということですね。外貨の獲得も含めて、有効にそういった様々な制度を活用するためには、独立性、そして制度を逸脱しない、バランスも必要であると。ここは、先ほどお話しした企業版ふるさと納税の部分についてであります、必要であると。そして、専門的知見を集約して、しっかりととした方針の下における戦略ということがありました。行財政改革部の役割というのは、本当に、今お話を伺っただけでも、極めて重要であると改めて認識した次第であります。歳入歳出、そして、財政の戦略的な取組、今回の機構改革に期待を申し上げまして、こちらの部分についての質疑を終えさせていただきます。

それでは、最後の質疑になります。

子育て支援部おやこ応援課なんですけれども、午前中、高橋紀博委員から触れておりました部分に重なる部分がありますが、子育て支援部の3款2項1目の産後ケア事業費及び産前・産後ヘルパー事業費につきまして、事業内容と補正額、こちらについてそれぞれお示しください。

○柴田子育て支援部おやこ応援課長 産後ケア及び産前・産後ヘルパーの事業内容と補正額についてでございます。

初めに、産後ケア事業の事業内容は、母子保健法第17条に基づき、産後の母親の心身の回復及び安定を促進するとともに、母子とその家族が健やかな育児ができるよう、助産師等の専門職を中心となって支援を行う事業であり、市内の産科医療機関及び助産所への委託により実施しております。

本市では、これまで、産後1年未満の母子を対象に、宿泊型、日帰り型、訪問型の支援を実施しており、1回の出産につき、合算して7日以内、利用することが可能となっております。また、令和7年度から、流産、死産等でお子さんを亡くした方にも対象を拡大し、心身のケアを行うこととしております。

補正額につきましては、令和7年度は、利用件数の増に伴い、事業所への委託料が不足する見込みであることから、464万5千円を補正しようとするものであり、財源は、国庫支出金で232万2千円、道支出金で116万1千円、一般財源が116万2千円となっています。

続きまして、産前・産後ヘルパー事業の事業内容は、妊娠中及び出産後、家事や育児の援助を必要とする子育て家庭の心身の負担軽減を図る事業であり、市内の指定居宅介護事業所及び指定訪問介護事業所などのヘルパー事業所への委託により実施しております。

本市では、産後1年未満の方、多胎児の場合は2年未満の方を対象に、1回の利用時間を2時間以内とし、利用回数20回、多胎児の場合は40回利用していただくことが可能となっております。

補正額につきましては、こちらも、令和7年度、利用者件数の増に伴い、事業所への委託料が不足する見込みであることから、141万円を補正しようとするものであり、財源は、全額、子ども基金からの繰入金となっております。

○植木委員 今、御説明いただきました。令和7年度からは、流産されてしまったり死産等でお子さんがお亡くなりになられた方にも対象を広げているということでありました。大変、そういった状況というのはいたたまれない状況なわけですけれども、そういったお母さんに寄り添う姿勢を制度で取り入れているということは評価できる点だと思っております。

では、今回、予算不足が生じた要因については、どのように把握、考えていらっしゃるか、お聞かせください。

○柴田子育て支援部おやこ応援課長 予算不足を生じた要因についてでございますが、本市では、産後ケア事業は平成30年、産前・産後ヘルパー事業は令和2年から事業を開始しており、両事業の周知が広まり、出産前後でのサポートが利用者にとって心身面の負担軽減につながるものであると妊産婦やその家族に広く認知されてきたことなどにより、今年度の利用者件数が当初予算で想定していた件数より増加する見込みとなったことによるものです。

○植木委員 当然、過去の実績等を含めて予算組みしていると思うんですけども、想定していた件数よりも多かったということありました。周知が広まっているということに関しては、心強い点だと思います。

そして、それぞれ事業開始から年数がたっているわけなんですけれども、その予算と利用状況につきまして、具体的にこちらの傾向をお示しください。

○柴田子育て支援部おやこ応援課長 産後ケア事業及び産前・産後ヘルパー事業の予算と利用状況についてでございますが、過去3年間の数字をお示しします。

まず、産後ケア事業についてですが、決算額及び宿泊型、日帰り型、訪問型の合計延べ件数につきまして、令和4年度1千87万4千円、延べ利用件数716件、令和5年度1千628万3千円、延べ利用者件数1千72件、令和6年度1千633万3千円、延べ利用者件数1千87件、継ぎまして、産前・産後ヘルパー事業ですが、決算額及び利用件数につきまして、令和4年度531万1千円、利用件数1千627件、令和5年度553万9千円、利用件数1千709件、令和6年度576万1千円、利用件数1千778件であり、両事業とも増加傾向にございます。

○植木委員 産後ケア事業として、単純計算にはなりますけれども、割ってみると1件当たり1万5千円ぐらいの、そして、産前・産後ヘルパー事業については3千円強ぐらいの費用がかかっているということについても分かった部分なんですけれども、産後ケア事業で、令和7年度の当初予算1千783万円だったところに補正額464万5千円ということで、産前・産後ヘルパー事業、こちらについては、当初予算541万6千円、こちらに補正額141万円ということですから、足すと、それぞれ過去最高の事業費となっているということ、そして、どちらも3割前後の補正がなされているということが分かりました。それぞれ逆算して割り返すと、想定利用数も見えて、そして利用率が上がっているということも分かりました。

ただ、出生数で考えた場合、今の3年度でいくと、令和5年度の部分でいうと、旭川の出生数1

千564人ですから、産後ケア事業においては、これも単純計算になりますけれども、これ、延べ数の利用であります、3分の2程度、そして、産前・産後ヘルパー事業では1.1倍程度の利用があったということになります。そういう利用率について今後も推移を見守っていただいて、制度としてやはり利用しやすい制度にこれからも改定されていくようなことを望んでおります。そういうことをしていくことによって、旭川は、本当に、出産、そして子育てにおいて旭川市として全力でサポートしますよという手厚い支援、姿勢を示すことができるものと思っております。ぜひとも、引き続き進めていただけたらと思います。

その中で、先ほどの利用率のことから言うと、まだまだ周知の余地もあるのかなとは思うんですけども、サービスの周知につきましてはどのように行っているのか、お示しください。

○柴田子育て支援部おやこ応援課長 事業の周知についてでございますが、産前につきましては、本市で行う母子健康手帳の交付時や、おやこサポートタワークエンド事業でのプレパパママ教室、産後につきましては、産科医療機関のほか、通常2か月頃までに実施するこんにちは赤ちゃん訪問や各種健康相談、乳幼児健診等にて、対象となる方への丁寧な周知を行っております。

○植木委員 そうですね、周知はかなり実は行われているというお話をやり取りの中で聞かせていただきまして、そういう中で、お母さん方、そして御家族の方々、あと、お話の中で、周りに、身寄りというか、親とか親戚とかのいらっしゃらない方が主に利用するのかなと思ったんですけども、決してそんなことはなくて、今は本当にそういうニーズに直結するような形で利用もされているということがありました。

一方で、先日の市民と議会の意見交換会、こちらに私もちょっと傍聴で参加したんですけども、出席されたお母さんから切実なお話もありました。予約をしたくても予約ができない、それから、国の相談機関とかいろいろな相談機関に連絡しようと思って電話をかけるんだけども、話し中でつながらないというような、本当にリアルな子育てのお話をいただいたんですよね。

この部分については、本市において、そういうことが慢性的に起きることなのかどうか、この部分について運営状況をお伺いしたいんですけども、そしてまた、予約ができないというような場合がもし発生しているよということであれば、どのような状況が考えられるのか、今後の対応策についても併せてお示しください。

○柴田子育て支援部おやこ応援課長 産後ケア事業については現在13施設、産前・産後ヘルパー事業につきましては5施設との委託契約を行っており、どちらにも、利用予約には、原則、利用希望日の2日前までしておりますが、急な予定や利用希望に応じて可能な範囲で直前での受入れも可能しております。しかしながら、事業所の受入れ人数を超える予約があった場合には、事業所間での情報共有を行いながら他の施設を紹介するなど、利用者がサービスを諦めることがないよう丁寧な調整を行っております。

また、両事業におきましては、定期的に連携会議等を開催し、それぞれの事業所のサービス内容や問題点についての情報提供、意見交換を行っておりますが、今後も、各事業所との連携を図りながらさらなるサービスの質の向上に努めてまいります。

○植木委員 今のお話からすると、事業所さん、そして本市とにおいて、それぞれが別々に動いているっていうことではなくて、連携を取りながらそういう制度運用に向けて、使いやすい制度に向けて動いているんだなということが分かりました。

一方で、そのお母さんにおいては、たまたま込み合っていたりとか、いろんな状況が考えられる中で受入れができなかった、そして、例えば直前で利用したいとなったときに、対応としては可能な部分が、今お示しいただきましたけれども、なかなかその状況にお応えできない状況もあったというわけであります。

そういう形で、やはり、引き続き、ゴールというよりは、少しずつ、少しずつ、本当に、旭川で暮らすお母さん、そして、生まれてくる赤ちゃんが本市でこれからもすくすくと育っていただけるような環境をしっかりとつくっていただきたいなと思っております。

先ほどちょっと利用率のお話をしましたけれども、本質的には利用率を高めることによるということではないので、より質というか、制度をブラッシュアップしていただけたらと思いまして、そういう点を要望申し上げまして、私からのこちらの質疑を終了とさせていただきます。

○高花委員長 理事者交代のため、暫時休憩いたします。

休憩 午後1時44分

再開 午後1時45分

○高花委員長 再開いたします。

御質疑願います。

○横山委員 それでは、私のほうからは、関連議案3つについて質疑をさせていただきたいと思います。議案番号順に行きたいと思います。

まず、議案第12号、事務分掌条例等の一部を改正する条例の制定についてですが、大幅な機構改革の提案をいただきました。事前にもいろんな資料をいただきながら見せていただいて、組織的に十分時間をかけて議論された中身ですので、そこがおかしいとか、とやかく言うつもりはありませんですけれども、ただ、市民目線で見たときにどういうふうに見えているのかだとか、懸念することがちょっといろいろあるんではないかという視点で、幾つか質問をさせていただきたいと思います。

まず、今回の機構改革の目的が組織のスリム化にあるということなんですねけれども、今、市役所が担わなきやならない業務自体が減るどころか増える一方の中で、スリム化を進めるということはちょっと現実的ではないんじゃないかなというふうに考えるんですけども、それについての見解をいただきたいと思います。

○梶山行財政改革推進部行政改革課長 今回の機構改革は、令和6年4月に策定いたしました旭川市行財政改革推進プログラム2024におきまして、機能的な組織体制の構築に取り組むこととしており、これに基づき実施するものでございます。

見直しに当たりましては、魅力ある都市の市役所としての機能強化と持続可能な行政運営をテーマといたしまして、機能を集約して組織をスリム化させ、機動力を発揮させることを目的としております。特に、ここ数年は、職員確保が困難となってきているとともに、中途退職者も少なくないため、これらに対応するために、小規模な部局を集め、業務の繁閑に応じた柔軟な部内応援体制を可能にすること、さらには、このような柔軟な対応により、職員の働き方・働きがい改革へも結びつけたいというふうに考えております。

○横山委員 御答弁いただきましたが、ちょっと聞いただけでは、うん、なるほどねって思えない

感じがちょっとするんですよね。結局、仕事は減らないけども、スリムにする、職員確保が難しいけども、柔軟に働かせる、さらに働き方改革って、ちょっと無理があるかなっていうのが率直な感想です。

次に行きたいと思います。

部や課の統合再編をするということなんですけども、現状、必要のない管理職ポストがあるということなのかというふうに聞こえてくるんですけども、その点についてはいかがでしょうか。

○梶山行財政改革推進部行政改革課長 今回の機構改革におきましては、部局数や課の数を減らす内容となっており、これに伴い、管理職のポストを減少するということになりますが、決して必要がないポストを減らすというわけではなくて、管理職を減少させることによって実動を確保することで、将来見込まれる職員数の減に対応しようとするものでございます。

特に、技術系の職員につきましては、既に不足が生じており、業務履行への懸念も生じ始めているということから、これらに備えるためのものでございます。

○横山委員 必要のないポストはないんだということですけども、逆に、統合等で部長の守備範囲が広くなるということは懸念されるんじゃないかなということは指摘をしておきたいと思います。

次に予定していたマーケティングの考え方ですかデザイン施策の推進については、先ほど植木委員の質問に答えていただきましたので、割愛させていただきたいと思います。

次に、こども・女性・若者未来部について、これも幾つかちょっと伺いたいと思いますが、そもそも推進部として取り組まれていた2つの部を集約して、これまでの子育て支援部と一体化させるということがそもそもどうなのかなと。当然、効果があるということで検討されたんだと思いますけども、その意図等について見解を伺いたいと思います。

○梶山行財政改革推進部行政改革課長 いじめ防止対策推進部につきましては、いじめの未然防止、早期発見、重大化の防止に取り組むだけではなく、不登校対策をはじめとしまして、児童生徒や保護者の抱える多様な課題やニーズへの対応が求められる中、マンパワー不足や他部局とのさらなる連携の必要性が求められているところでございます。

また、女性活躍推進部につきましては、ジェンダー平等や女性活躍支援、困難を抱えた女性への支援など幅広い業務に取り組む上では、こちらも、人員体制の不足感ですか、他部局とのさらなる連携の必要性が求められているところでございまして、これらに鑑みまして、今回の機構改革により現在の子育て支援部に統合するとともに、同部の名称をこども・女性・若者未来部としようと/orするものでございます。

○横山委員 先ほどどなたかが話題にしていましたけども、非常に守備範囲が広くなって、対象となる方もたくさんになるわけですよね。対象とならないのは、高齢者と成人男性になっちゃうのかなと。大丈夫なのかなっていうのが率直なところで、部として大丈夫なのかなっていうのがちょっと懸念されます。

子ども政策の部分について、ちょっと私も懸念することがあるんですけども、子どもが生まれてからの支援が小中学校就学時で途切れてしまって、別の部署に行くっていうのが、学校現場にいたときも非常に気になっていたところなんですけども、むしろ、子ども政策は連続して取り組めるような組織の構築が必要なんではないかなというふうには考えるんですけども、その点についてはいかがでしょうか。

○梶山行財政改革推進部行政改革課長 委員が御指摘のとおり、子ども政策につきましては、連続性の構築が重要であるというふうに認識しております、今回の機構改革によりまして、子どもが生まれてからの支援、小中学校などでのいじめや不登校への対応支援、その後の若者支援、そして子育て世代への支援と、一貫した支援、応援が隙間なく提供できるよう、同一の部局でそれぞれの支援を担当する課を集約することで、部局内連携による連続性のある支援ができる体制の構築を期待したものでございます。

○横山委員 私としては、子どもに特化して、子どもに連続して対応できるような窓口に再編することのほうが効果があるかなとは思うんですけども、それについては、また推移を見させていただきたいと思います。

先ほども話をしましたが、対象となる市民が拡大することになります。連携支援等が充実するということが期待される一方で、むしろ、人が多くなって縦割りが進行することにならないかということが懸念されるんですけども、これについてはいかがでしょうか。

○梶山行財政改革推進部行政改革課長 今回の機構改革で新設いたしますこども・女性・若者未来部におきましては、新たに若者の支援の視点も加えているところでございます。

これは、こども基本法におきまして、18歳や二十歳といった年齢で必要なサポートが途切れるこのないよう、心身の発達の過程にある者をこどもというふうに定義しております、旭川市こども計画におきましても、この定義を踏まえて、青年期についてはおおむね30歳未満、施策の内容によっては40歳未満のポスト青年期の方も含めるというふうにしているところでございます。

これらの世代への支援や相談窓口の拡大を図ることによりまして、安心して本市で暮らせる環境づくりの構築ですとか、他地域への若者流出への対応にも寄与してまいりたいというふうに考えております。

○横山委員 この部分で最後なんですけども、未来部という、未来というこの言葉の持つ意味についてちょっと引っかかることがあります、未来って、誰がどう描くかによって形も内容も多分違うんだと思うんですけども、それは、一方で、いろんなことに対応するんだという意味でも理解できることもあるんですけども、何か、果たして、具体的にこうしていくよっていうメッセージ性が弱いような気もするんですよね。

この未来という言葉を使った意図等について、見解を伺いたいと思います。

○梶山行財政改革推進部行政改革課長 今回の機構改革におきましては、これまでの子育て支援部に、いじめ防止や不登校などへの対応や、女性、若者への支援を担当する2つの部局を統合することといたしております。このことによりまして、これまで以上に対象となる方々への支援が届くようにしてまいりたいと考えておりますが、部の名称として支援という業務を表すのではなく、支援を受けた後の姿である未来という名称を使用することで、次世代への期待と希望ですか、持続可能な社会の実現、多様性を支える未来志向などの地域の将来像、未来像を明確にし、旭川市の明るい未来を託すという意図から、未来という言葉を部の名称として用いることとしたところでございます。

なお、提出いたしました委員会資料におきましても、他の中核市において、多くで子ども関連部局の名称に未来という言葉も使用されている状況でございます。

○横山委員 意図は十分酌みいたいなとはもちろん思うんですけども、地域の将来像、未来像を明確

にするっていうのが難しい時代だって一方では言いながら、矛盾していないかなっていうのが心配なところです。

そのほかの部署の移管、統合の課題について、2つだけちょっと伺いたいと思いますが、まず、国民健康保険課をなぜ市民生活部に移管するのか、その意図について伺いたいと思います。

○梶山行財政改革推進部行政改革課長 現在の総合窓口におきましては、市民窓口と国民健康保険の窓口が並列に配置されておりますが、それぞれの所属が別部局となっておりまして、より一體的な窓口運用を図るため、今回、国民健康保険課を市民生活部へ移管しようとするものでございます。

これによりまして、市民の皆様の手続がより利便性の高いものになるよう期待しているところでございます。

○横山委員 ここが一緒になるということの意味は分かるんですけども、でも、それで相変わらずやっぱり窓口はあちらに行ってくださいって言うんであればあんまり意味がないと思うので、市民にとっては、一つの椅子に座ったままそれぞれの部署が対応してくれるような、何か、仕組みをつくってもらったほうがいいんじゃないかなというふうに思います。

具体的には、また別のところでいろいろお話をしたいなと思います。

続いて、ここもちょっとなかなか理解が難しいのは、監査事務局と選挙管理委員会事務局を統合するというのが、そもそも全く違う仕事をしていて、事務局を統合された事務局長は戸惑うんじゃないかなと思うんですけども、そもそもその疑問にどんなふうにお答えいただけるでしょうか。

○梶山行財政改革推進部行政改革課長 今回の機構改革では、行政委員会の事務局のうち、これまで単独部局として設置しておりました監査事務局と選挙管理委員会事務局について、事務局の機能を統合するものでございます。

地方自治法上、双方の行政委員会はそれぞれ独立している必要がございますので、それぞれの事務局機能を担う課として選挙課と監査課を設置しようとするものでございます。あくまでも、行政委員会の事務局機能の独立性を確保する必要がありますので、双方の所管する事務等を統合するわけではありませんが、今回の機構改革のテーマの一つでございます機能集約による組織のスリム化を図るため、2つの行政委員会の事務局を統合しようとするものでございます。

こういった事例につきましては、大阪市などでも存在しているところでございます。

○横山委員 ほかの事例もあるということですけど、自分が事務局長になったら、頭を半分に分けて仕事をするのかなっていうのがちょっと心配ですけども、そこは、今度、なられる方に頑張っていただければというふうに、見せていただければというふうに思います。

次に、ちょっと細かいことなんんですけども、部や課の名称についてちょっと違和感を感じていること、これも今までいろんな議員や委員が指摘しているところでもあるんですけども、大きく3点、ちょっと伺いたいと思います。

まず、これは部だけじゃなくて、課も含めてですけども、マーケティングだとか、シティプロモーションだとか、片仮名語が非常に多いなあというふうに思います。一概に全て私は否定するつもりはないんですけども、いろいろ調べてみると、マーケティングとプロモーションって、ほぼほぼ隣り合わせのような意味合いを持つような言葉をあえて使い分けるということは、厳密に、何かこう、定義が違うというふうに考えなきゃいけないんじゃないかなと思うんですよね。そういういたも

のを多用すると、逆に意味していることが不明確になる、不明瞭になると。何となくほわっとした意味で、何となく、ああ、マーケティングね、ああ、プロモーションねってなるけど、何が違うんだっていうふうになっていくかなというふうな、ちょっと懸念を私は持っています。

ですから、いわゆる教育業界でもあんまり片仮名を使うのはよくないんじゃないかということを議論したこともあるんですけども、その点についてはどのようなふうにお考えでしょうか。

○梶山行財政改革推進部行政改革課長 今回の機構改革におきましては、マーケティングの考え方を取り入れるとともに、全庁横断的にデザイン政策を推進するため、総合政策部にデザイン・マーケティング課を新設する予定であります。また、観光スポーツ部を観光スポーツ・シティプロモーション部と改称し、都市交流課を移管し、シティープロモーションの切り口で連携して取り組むこととしております。

今回のこれらの部や課の新設で片仮名の名称を使用しておりますが、これは、本市に限ったものではなく、北海道や札幌市など他の自治体でも使用している例が多く、デザイン、マーケティング、プロモーションといった英語は既に日本でも定着している言葉であるため、支障がないものではないかというふうに考えております。

○横山委員 これも、ほかの自治体の例もあるということなんですけれども、たまたま調べた中に、日本マーケティング協会っていう社団法人があるんですね。そこが、昨年、マーケティングの定義を刷新しましたということです。これ、皆さん、意味が分かるか、自答してください。

マーケティングとは、顧客や社会とともに価値を創造し、その価値を広く浸透させることによって、ステークホルダーとの関係性を醸成し、より豊かで持続可能な社会を実現するための構想であり、プロセスであると。ということを担当する部ということになるんですよね。

では、具体的にこの部は何をするのかっていうことをやっぱりきちっと何か説明する必要があるかなと。市民に対してということまでは必要ないのかもしれませんけども、具体的に何を目指すのかということが、もう少し具体化されるといいんじゃないかなというふうに思います。感想です。

続いて、健幸保健部です。

これも、昨日、大綱質疑で能登谷議員が指摘していました。日本語にない用語です、健幸というのは。しかも、幸せというのは、これも個人差があるので、何をもって幸せとするかを行政が決めてしまうのかということになるんでないかなと。

そこまで踏み込むのか、そうではないんじゃないかなと。ここまで行政としては提供しますよっていうことを示すという意味では、本当の日本語としての健康という文字を使うべきではないかなというふうに思いますが、見解を伺います。

○梶山行財政改革推進部行政改革課長 今回の機構改革におきましては、単に組織機構を見直すだけではなく、市民等に対して、旭川市役所として、市政の方針ですとか方向性をメッセージとして伝えていくために、組織機構の名称についても、全てというわけではございませんが、一部変更を行っております。

そういう中で、健幸保健部の、健康の「健」に「幸」という字ですけれども、につきましては、これまで健康とともに、市民の幸せも目指していくという意味の造語でございますが、これまでも健幸の表現を計画ですとか事業名に使用してきたところであり、近年では、本市のみならず、他都市においても健幸という文字を使用した施策等がございますことから、これを部名に用いることで、

より強く方向性を打ち出していこうというふうに考えたものでございます。

○横山委員 あと、方向性を打ち出すということは実は反対しないんですけども、先ほども、健幸、幸せの定義は様々なので、いや、俺の健幸はもっともっと必要なんだって要求されたときに、いや、そこはってやっぱり言わなきやならないですよね。そうすると、やっぱり違うことを言葉にしたほうがいいんじゃないかなというふうに私は考えてしまいます。

次に行きます。

福祉安心部、福祉保険部だったんですよね。国民健康保険課が違うところに行ったのでということなんだと思いますが、これも、安心っていうのは何なのかな。いや、安心を提供するというのはもちろん分かるんですけども、安心の度合いもやっぱり人として違うわけだし、何か、安心、安心と言うと、安心じゃないでしょって、だからって言っているような気もして、何かちょっと、これも非常に私としては違和感を感じるんですけども、この名称の意図についてお伺いします。

○梶山行財政改革推進部行政改革課長 今回の機構改革におきまして、国民健康保険課を市民生活部に移管するため、現在の福祉保険部の名称が所掌事務の内容と合致しなくなるということですか、また、主に弱者の支援を担当する現在の福祉保険部において、そのような支援を必要としている方々に安心して支援を受けていただくことですか、安心して本市に住んでいただくことをメッセージとしてお伝えする意味も込め、福祉安心部としたものでございます。

○横山委員 2つちょっと取り上げ、部の名称についてはちょっと問わせていただきましたが、市民に与える影響はそれほど莫大だとまでは言わないけども、やっぱり、市の意図がどこにあるのかなということを考えなきやならないような名称になっていないかなというのが私の懸念です。どうも、組織の内向きの理屈で組織の改編が議論されているんではないかなと。市民にどういうふうにアピールして、市民が求めるものにどこまで応えていこうとしているのかっていうのがなかなか明確でない。市民不在とまではちょっと言い過ぎかもしれませんけども、そういう改革に見えるんですけども、それについて見解を伺います。

○梶山行財政改革推進部行政改革課長 今回の機構改革につきましては、魅力ある都市の市役所としての機能強化と持続可能な行政運営をテーマとして、機能集約による組織のスリム化と機動力の両立を目的に実施するものでございます。これによりまして市民サービスの低下ですとか行政課題への対応の後退があつてはならないというふうに考えておりまして、限られた人材資源の中で、新たな組織体制の中でこれらにしっかりと対応していかなければならぬというふうに考えております。

○横山委員 片仮名語の対応については先ほどお答えいただきましたので、これについては割愛したいと思います。

最後に、先ほどの市民生活部への統合の話でもちょっと触れたんですけども、市民窓口の整理の必要があるんじゃないかなということを感じています。

これまで、市民の皆さんからいろいろ言われるのは、やっぱり、窓口をたらい回しされるような思いをされている方が非常に多いんですよね。これも、何度か、どこかで触れたと思うんですけど、障害を持ったお子さんことで相談に行ったときに、教育委員会に行って、福祉に行ってみたいな、でも、どこかで一本で対応してもらえないかなということを聞いたことがあります。

そういういたような市民の対応の一元化みたいなことをやる必要があるんでないかなというふうに私は考えているんですけども、現段階でお考えがあればお聞かせください。

○梶山行財政改革推進部行政改革課長 現在、総合庁舎におきましては、市民が必要な手続を行うに当たりまして、効率的に手続ができるよう市民窓口を整備したところであります。これまで所管部局が違う市民課と健康保険の窓口を一体的な運用を行うことで、より効率的な窓口運営を期待して同一部局として整理し、国民健康保険課を市民生活部に移管することとしたものでございます。

また、市民にとってより利便性が高まるとともに、職員の業務改善を目指すために、現在、総合窓口の改革を市民生活部で進めているところでございますけれども、同部のみならず、各部に窓口業務がまたがっているということもございますので、総合窓口改革を一体的に進めるために当該業務につきまして新たに設置する行財政改革部に移管することとしており、このような機構改革で、より市民の皆さんへの利便性の向上を図ってまいりたいと考えております。

○横山委員 総合窓口の部分については理解をさせていただきました。ぜひ、せっかく子ども・女性・若者未来部なので、子どもの対応はここで一元化するみたいなことも何か検討していただければいいんじゃないかなと思っています。

第12号議案については終わりたいと思います。

次に、議案番号第21号、旭川市廃棄物処分場環境対策協議会条例の一部を改正する等の条例の制定について、何点か伺いたいと思います。

実は、予算や決算等で、処分場の環境対策の問題については、何度か指摘をさせていただいたり質疑もさせていただきました。今回の条例の制定で一区切りがつくような気がしますので、これを機に、今後の憂いを断つためにも何点か質問させていただきたいと思います。

まず、この廃棄物処分場環境対策協議会条例がそもそも制定された目的ですか制定の経緯、それから、今回、条例内で廃止するとしている中園廃棄物最終処分場監視委員会条例の目的、制定の経緯等について、併せて簡単に御説明ください。

○尾藤環境部廃棄物処理課長 旭川市廃棄物処分場環境対策協議会条例につきましては、旭川市廃棄物処分場の使用及び管理について調査、検討するため、旭川市廃棄物処分場環境対策協議会を設置するための条例でございます。

また、旭川市中園廃棄物最終処分場監視委員会条例につきましては、江丹別地域の自然を大切にし、自然環境を保全、回復し、地域住民が将来にわたって安全でかつ安心して生活を営むことができるよう、中園廃棄物最終処分場の使用及び管理について調査、検討するため、中園廃棄物最終処分場監視委員会を設置するための条例でございます。

○横山委員 2つの附属機関を設置した2つの条例ということだったんですけども、その設置の経緯をもう少し詳しくお伺いします。

○尾藤環境部廃棄物処理課長 附属機関の設置の経緯でございます。

平成12年に、江丹別地域が30年以上にわたって旭川市民のごみの受皿となっていることへの不満や、当時供用していた中園廃棄物最終処分場の運転管理、環境対策、情報公開等に対する不信感などから、当時建設中であった旭川市廃棄物処分場の建設差止めと、中園廃棄物最終処分場及びその周辺地域の環境保全対策を求める2つの調停が北海道公害審査会に申請されました。約2年間にわたり話し合いが行われた結果、中園廃棄物最終処分場及びその周辺地域の環境保全対策については処分場監視機関の設置などについて合意できたことから、平成15年7月に調停が成立し、同年11月に中園廃棄物最終処分場監視委員会を設置し、平成16年3月に条例を制定し、附属機関に

位置づけたものであります。

また、旭川市廃棄物処分場環境対策協議会につきましても、平成15年7月の現処分場の開設に伴い、地域の市民委員会からの要望を受け、新たに協議会を設置し、平成16年3月にこの条例を制定し、附属機関として位置づけたものであります。

○横山委員 20年、30年前にとても大きな問題が持ち上がったことの、一定程度、始末をつけなきやならないという経緯があったということだと思います。

では、今回の条例改正の目的ですか趣旨について御説明ください。

○尾藤環境部廃棄物処理課長 本条例の改正につきましては、本年7月24日に中園廃棄物最終処分場を廃止したことに伴い、一定の役割を終えた中園廃棄物最終処分場監視委員会を委員の同意を得て解散することといたし、廃止後においても、継続して行われる当該処分場の発生ガス等の一部の調査結果の確認などを旭川市廃棄物処分場環境対策協議会において担えるよう、旭川市廃棄物処分場環境対策協議会条例の一部を改正するものでございます。

○横山委員 監視委員会は解散するけども、監視は続けるということ、ある意味では続けるということなので、一部ですけど、まだガスが出ているということなので、それを新しい対策協議会で担えるというふうな趣旨だということで理解をします。

では、今後、処分場環境対策協議会の対象となる処分場はどことどこというふうになるのか、それから、現在建設中でありますが、春志内の次期処分場がその対象にも含まれるのか、改めて御説明ください。

○尾藤環境部廃棄物処理課長 条例改正後は、旭川市廃棄物処分場を埋立処分が終了したもの及び廃止したものを含むと改めることとなり、現在の江丹別町芳野にある旭川市廃棄物処分場と廃止した中園廃棄物最終処分場の2施設が対象となります。

また、現在の予定では、令和12年4月から供用開始する神居町春志内の次期処分場が供用開始と同時に旭川市廃棄物処分場という位置づけとなるとともに、芳野の処分場が埋立処分が終了した処分場となり、中園も含めて3施設が対象となります。

○横山委員 2030年以降は3施設が対象ということになるということです。

条例の中にはこの環境対策協議会の委員構成について言及があるんですけども、これまでは何人となっていたのが何人以内、そういうふうになっているところがあると思います。また、増員をしている部分もあります。

そのあたりの人数の考え方はどんなふうになっているのか、それから、周辺地域の住民の委員をどのように選定するのかというような具体的な部分についてのお考えをお伺いします。

○尾藤環境部廃棄物処理課長 条例改正後の委員の構成につきましては、学識経験者が3人以内、周辺地域の住民が6人以内、周辺地域以外で公募に応じた市民が4人以内の計13人となります。

今回の改正で、定員を以内とする理由については、任期途中で欠員が生じた場合、委員の補填が必要となります。学識経験者委員については、道内在住の専門家が限られていることや、高齢化等による委員の成り手不足などから、委員の補填が困難な場合でも円滑な会議運営ができるようにするためにあります。

また、周辺地域の住民を4人から6人以内に増員する理由につきましては、これまで中園廃棄物最終処分場監視委員会に参加いただいた事件の申請人の方々に、条例改正後も委員として加わ

ってもらうためのものであります。人数の考え方については、江丹別地城市民委員会から2人、嵐山地域町内会から2人、事件の申請人である江丹別の自然を考える会から2人の計6人とし、周辺地域住民の委員選定に際しては、江丹別地区市民委員会、嵐山地域町内会、江丹別の自然を考える会の3団体からの連名による推薦を受けた者とする旨、要綱で定めていく考えであります。

なお、委員の構成人数や選定方法については、いずれも地域の市民委員会との協議結果を踏まえたものとなっております。

○横山委員 改めて要綱を定めるということで理解をさせていただきました。

次にお伺いする予定だった対策協議会に求められる今後の役割というのは、これまでの話の中で整理されましたので、最後に、今後の廃棄物処分とか処分場周辺地域の環境保全に関する市の考え方を、改めて総括的に御答弁いただきたいと思います。

○太田環境部長 中園廃棄物処分場につきましては、平成15年6月末の埋立て終了後も、廃止に至るまでの約20年以上にわたり、浸出水の処理などの維持管理を行ってきたわけでございます。現在の旭川市廃棄物処分場につきましても、令和12年3月末で埋立て終了が予定されているところでございますが、中園処分場と同様に、埋立て終了後も一定期間にわたって継続的な維持管理というものが必要となってくるというわけでございます。

先ほどの答弁にもございましたように、附属機関設置の背景には、中園廃棄物最終処分場の運転管理、環境対策、情報公開等に対します、その不満であったり不安感がございました。特に、廃棄物処分場につきましては、埋立てが終了し、一定の期間を経て廃止した後も、恒久的に地域に残り続けるものでございますので、地域の環境や安全、安心、こういったものを保持していくには、地域に不安や不信を与えることのないよう、情報の共有化を図りながら、地域と協議を行える場を設けるなど、地域に寄り添った継続的な対応が重要であるというふうに認識しているところでもございます。

また、神居町春志内では、次期処分場の供用開始を控えてございますが、これまで附属機関と一緒に取り組み、積み上げてきたノウハウなど、あるいは、埋立て終了後の状況の変化ですとか廃止後の経過といったものも次期処分場の管理運営に生かせるものと考えてございますので、今後も、引き続き、附属機関の意見をいただきながら、適切な廃棄物処分場の運営管理、それと地域の環境保全に努めてまいります。

○横山委員 答弁の中にありましたように、地域との間での不信感ということは、やっぱり、私は重たい言葉だと思いますので、今後、二度とそういうことが繰り返されないように、しっかりと対応をお願いしたいというふうにお願いを申し上げて、この件については終わりたいと思います。

最後に、あまり時間がなくなってきたので、議案第27号、旭川市地域保育所条例の一部を改正する条例の制定について、若干割愛をさせていただいて質疑をさせていただきたいと思いますが、まず、条例改正の目的と趣旨について簡単に御説明ください。

○熊谷子育て支援部こども保育課長 旭川市地域保育所条例の一部を改正する条例の制定につきましては、現在、指定管理者による管理を行っている地域保育所について、令和8年度から管理方法を直営方式に移行するために必要な改正を行うものでございます。

○横山委員 指定管理をやめるという条例ですので、今後直営に戻していくことについては条例化されていますけども、その地域保育所の現状は今どういうふうになっているのか、ちょっと

伺いたいと思いますが、現在開設されている保育所の保育児童数などについてどのようになっていますでしょうか。

○熊谷子育て支援部こども保育課長 地域保育所につきましては、令和7年4月1日現在で、日の出倉沼、桜岡、江丹別、神居古潭、あすか、旭正、嵐山、東鷹栖、千代ヶ岡の9か所に設置しております。そのうち、神居古潭、嵐山の2か所は休所中となっております。利用児童数につきましては、開所している7か所で22人であり、近年においては減少が続いているところでございます。

○横山委員 7か所22人ですから、平均で3人という割合になってしまいますが、それが減少しているという状況もあってということになるかと思います。

休所中の保育所の現状については、現状はまだ休所中で、減っていくので再開はなかなか見通しがつかないんだろうなということは予想されますので、これについても省略をします。

ところで、保育希望が何人なら再開されるのかということをちょっと伺ってもよろしいでしょうか。

○熊谷子育て支援部こども保育課長 休所中の地域保育所の再開に必要な保育ニーズ量につきましては、具体的な基準は設けてはおりませんが、一定数の利用希望が確認された場合には、地域とも協議の上、必要に応じて再開を検討することとしております。

○横山委員 実は、3年ぐらい前に、神居古潭に住まわれている、お子さんを育てていらっしゃる方から御相談を1回受けたことがあります。神居古潭で保育所を設置してもらえないんだろうかということで、子育て支援部にも一応相談もしたことがありました。今、御答弁があったように一定数の利用希望ということになると、一定数が何人なのかということになると思うんですけども、1人の要望では再開ができないんでしょうか。

○熊谷子育て支援部こども保育課長 再開における具体的な基準は設けておりませんが、幼児期においては、同年代の友達と関わり、共に生活する楽しさを実感しながら、主体性や社会性を身につけていく時期であり、児童の心身の健康と発達を支える上で複数の子ども同士の遊びや関わり合いなども重要であるほか、効率的な施設運営の観点からも一定数の保育ニーズは必要であると考えております。

○横山委員 今、地域保育所があるところは全て農村地域になるわけですね。今後、農業従事者が高齢化をしていき、または減少していく中で、若手、若い従事者を誘導するためにも何らかの対策が必要なんじゃないかなというふうに私は考えています。

一定数の人数が必要だということは理解するものの、託児的な機能も果たすことがこれからは求められるんじゃないかなと。これは、子育て支援だけの話ではないので、農村対策とか地域対策みたいなことと、もっと大きな範囲の中で検討しなければならないということなんんですけども、そういった住環境整備の面からも、現在の地域保育所の再開、休所の在り方は問題があるんじゃないかなというふうに考えますが、認識を伺います。

○熊谷子育て支援部こども保育課長 地域保育所は、農山村地域の生活環境を構成する社会的要素の一つであり、同地域における保育ニーズ等の受皿となっておりますことから、引き続き、利用者や地域の声を聞きながら丁寧な対応に努めてまいります。

一方で、地域保育所が所在する地域の中には、比較的近傍に代替利用が可能な保育・教育施設が設置されている場合もありますことから、地域保育所の存廃に限らず、子どもと保護者にとって最

適な保育の利用につながるよう相談支援に努めてまいります。

○横山委員 終わります。

○高花委員長 理事者交代のため、暫時休憩いたします。

休憩 午後2時28分

再開 午後2時30分

○高花委員長 再開いたします。

御質疑願います。

○笠井委員 3番、参政党の笠井まなみです。よろしくお願ひいたします。

私からも、機構改革についてお伺いしてまいります。

午前中にもほかの委員からもございましたが、少し視点も違いますので、このまま進めさせていただきます。

障害児施策を子育て支援部に移管するという検討というのはされたのかなというところでお聞きしていきたいと思います。

もし検討されたのであれば、移管しなかった理由、そして、背景についても、また、福祉保険部との意向確認、これをどのように行われたのか、意見提出などもあったのか、分かる範囲でいいのをお示しください。

○梶山行財政改革推進部行政改革課長 今回の機構改革につきましては、本年5月に、各部局に対しまして、現行の組織機構や事務執行に係る問題点やその改善方法などを調査し、併せてヒアリングを実施したところでございます。この結果を踏まえまして、行財政改革推進部内で組織機構の検討を重ねて素案を作成し、8月の行財政構造改革推進本部会議において各部局に提示をいたしたところでございます。その後、素案に対して、各部局の意見を、再度、調査、ヒアリングし、その結果を踏まえて素案の修正を行い、11月の同会議で各部局に提示し、承認を受けた上で、関連する条例改正案として本議会に提案させていただいているところでございます。

この間、福祉保険部からは、障害児に係る施策を子育て支援部に移管するといった意見は上がってきていないところでございますが、福祉保険部内におきましては、障害者施策が年齢で区切られることのメリット、デメリットを考えた結果、現状維持ということで意見提出には至らなかったというふうに伺っております。

○笠井委員 国では、障害児政策は厚生労働省からこども家庭庁へ移管され、国の方針は子どもを中心に一体的に支援するという体制の構築であります。さらに、こども基本法、そして、本市の旭川市こども計画の中にも障害児は含まれております。

この点で、国が障害児政策を子ども部門に移した中で、本市が福祉部門に留める理由、そして、国の制度改正との整合性について、これの見解をお示しください。

○梶山行財政改革推進部行政改革課長 委員の御指摘のとおり、国におきましては、障害児及びその家族に対し、乳幼児期から学校卒業まで一貫した効果的な支援を提供する体制を構築することが重要であるというふうに認識しております。

本市におきましては、障害児が大人になったときにスムーズにサービスを継続できることや、障害者制度を活用するに当たっては障害福祉課で一元的に対応することがよりよいと考え、現状の形

に至っているというふうに伺っているところでございます。また、国におきましても、障害児の社会参加や包容を推進するため、文部科学省や厚生労働省と連携し、特別支援教育や就労支援などの切れ目ない支援を充実させ、医療的ケアが必要な子どもを含む多様な課題に対し、医療、福祉、教育の連携した対応環境の整備を目指すこととしておりますことから、本市が福祉保険部や学校教育部などとの連携によって推進する体制が必ずしも国の制度に不整合にはなっていないというふうに考えております。

○笠井委員 本市が障害児支援を福祉保険部で所管している理由については、子どもというくくりではなくて、あくまでも障害というくくりで一体的な支援をしているということで、そういった市の見解でございました。

障害福祉で一元的に対応することがよりよいと考えておられるということでしたが、現状、どうでしょうか。私のほうには、やはり、先ほど横山委員からもありましたけども、窓口が複数に分かれているため、保護者が子どもの状況を何度も何度も繰り返さならなければならないという声が実際に届いております。一つの申請をとっても、障害福祉課に行ったりとか、子育て助成課、あるいは国民健康保険課、そしてまた学校教育部と、子どもを連れて窓口に行かなければならぬっていう、ここは、ちょっと、やはり、市民にとって負担がかかっているのではないかなというところでございます。

少なくとも、庁内の手続に関しては、やはり複雑な申請作業を強いているという現状がありますので、本市として、日本一の窓口を目指す観点から申し上げれば、やはり、障害児の福祉サービスを子ども部門が担うことで、相談・申請窓口の一元化が進んで、よりスムーズな連携体制を構築できると考えておりますが、その実現に当たり、もし課題があるとすれば、具体的にどのような点が障壁となっているのか、お示しください。

○梶山行財政改革推進部行政改革課長 窓口が分かれていることによりまして市民の皆様に負担をかけるというような状況ということでございますが、そういった点は、利便性の向上という観点からすると課題ではないかというふうに捉えております。

今後、この問題を解決するということであれば、今後においても、障害児施策を子ども部門に移管することを含めて、まずは課題の解決に向けた整理をする、検討するといったことが必要であるというふうに考えております。

○笠井委員 検討していただけるということで、ぜひ、市民目線で利用しやすい申請窓口の構築をお願い申し上げます。

さて、子育て家庭は、子どもの成長段階に応じて相談内容が変化していきます。担当部局は、その都度、変わっていき、その結果、負担が非常に大きくなり、教育、保育、家庭支援との連携の弱さについては、私自身、これまで再三指摘してきたところです。こども家庭庁でも、縦割り行政の弊害があり、障害児支援における大きな課題として示されております。

そこで、伺います。

本市として、障害児支援を福祉部門に置き続けることが、部局横断の連携を進みにくくしているという課題の認識をお持ちなのか、見解を伺います。

○梶山行財政改革推進部行政改革課長 利便性のという観点での課題はあるというふうに思っております、これまでも障害児に関わる支援については関係部局と連携して取り組んできているとこ

ろでございまして、支援に対する連携が進みにくくなるといったような課題はないというふうに伺っているところでございます。

○笠井委員 障害児支援が福祉分野に偏っている現状については、窓口申請だけではなく、障害児支援の全体の構造そのものに課題があると感じています。児童発達支援や放課後等デイサービスを利用する際は、相談支援員が作成する支援計画というものがあります。そして、保護者が窓口の聞き取りのみで作成するセルフプランという2通りの支援計画があるんですけれども、本来であれば、希望する全ての方が、相談支援員とつながり、支援計画を作成できることが望ましいところですが、相談支援員の人員不足や需要が増えているということでセルフプランを選ばざるを得ない実態が多く見られています。

福祉サービスの申請過程では、障害福祉課での計画作成が中心となるため、保育、教育、医療といった視点が十分に反映されにくい点も課題であると考えております。さらに、窓口での聞き取りだけでは、ある意味、福祉サービスへつながりやすいという構造にもあります。保護者の方が子どもを預けたいがために、これができないとか、あれができないとか言ってしまったりとか、本当に第三者が評価をされた計画支援になっているのかといえば、そうではないという現状もございます。

ただ、本当に支援が必要な児童ももちろんいまして、これをざるにしておくと、もちろん市の財政的な負担も増えていきますし、あるいは、本当に必要な支援、必要な児童に対して優先順位がやはり曖昧になってしまい、そして療育の質もまばらになってしまいというところで、やはり、支援内容が事業所任せとなってしまっているということも懸念されています。

しかし、本来、障害がある子どもへの支援は、やはり、医療、保健、福祉、この連続性が非常に重要で、切れ目のない連携が不可欠であります。現状ではその連携が十分に機能しているとは言えませんが、こういった点に関しては課題として進みにくいと感じているところです。

過去に、「すくらむ あさひかわ」を活用した取組について私は質疑をしてきておりますが、学校と福祉事業所等との情報共有不足や制度理解の差が課題としてありますが、現状の「すくらむ」を活用しやすくする様式の工夫や、府内の連携は、まず、現状、どうなっているのでしょうか、お聞かせください。

○梶山行財政改革推進部行政改革課長 「すくらむ あさひかわ」の様式の工夫につきましては、今年度、関係課と協議を行い、保護者の負担軽減の観点から、内容を精査の上、分量を減らしたほか、誰がどのような内容を記載するのか分かりやすくするために、記載例の見直しを行うとともに、子育てに係る相談窓口にアクセスしやすいようQRコードを掲載するなど、初めて「すくらむ あさひかわ」を作成する保護者の方にも利活用がしやすいような工夫を行ったところだというふうに伺っております。

また、障害の有無にかかわらず、自分たちの育ちと学びを応援するファイルとして旭川市全体で活用していくことを目指し、情報共有の在り方など府内関係課内での連携について検討を進めているところと伺っておりますし、今後も、運用しながら、見えてきた課題を整理し、関係課内で協議を行いながら、保育園や幼稚園、認定こども園、学校など関係機関への利活用の目的を周知する機会を確保し、子どもたちへの切れ目のない支援体制構築のためのツールとして活用していく考えであるというふうに伺っているところでございます。

○笠井委員 多くの関係部局で今年度からいろいろ会議を開いていただきまして、内容も減らされ

たというところで、非常に分かりやすくなつたのかなというところです。

さて、ここで、保育士、教員、療育スタッフ、相談支援員などが評価に参加できる支援計画作成に当たっては、このアセスメント評価というのもありますが、そういった体制は整っているのか、伺います。

○梶山行財政改革推進部行政改革課長 アセスメントの共有については、障害福祉サービスの支給決定ですとか、障害児通所事業所において、「すくらむ」をツールの一つとして活用し、共有していると伺っております。

また、障害児に必要な療育は、成長過程において関わる専門職が異なることから、一人一人のライフステージに応じ、それぞれが必要な評価を行っているというふうに伺っております。

○笠井委員 児童発達支援と放課後等デイサービスの事業所が増える一方で、療育の質が十分に確保されていないという懸念があります。地域によりばらつきも大きく、共働き世帯が増える中で、質を選びたくても選べないという御家族も少なくはありません。

本来、事業所の質向上に向けて、指導監督すべき部署が福祉保険部であるにもかかわらず、現状としては、申請の受付と受給者証の発行に偏っているように見える点も、体制として、これ、大きな課題だと感じています。国の障害児支援の質の向上、これは、放課後等デイサービスの児童発達支援のガイドラインにも示されております。こういった、しっかり指揮を執るところがどこなのかというところも不明瞭でありまして、さらなる障害児の支援の質の向上のために、福祉保険部では、各事業所に、どのように、これ、周知をしているのでしょうか、お伺いします。

○梶山行財政改革推進部行政改革課長 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律、いわゆる障害者総合支援法において、自治体は、障害者等への支援体制の整備を図るため、事業所等関係団体などで構成される協議会を置くよう努めるものとされており、福祉保険部においては、旭川市自立支援協議会を設置し、こども部会や相談支援部会など専門部会を設け、障害のある方の年齢に関係なく、地域の課題の解決や支援の質の向上のため、協議を行い、各事業所に周知しているというふうに伺っております。

○笠井委員 質の向上という点を、しっかり各事業所に周知していただいているということが分かりました。

これまで質疑してきたように、国では、障害児施策を子ども施策の枠組みで整理をしています。市民サービスの向上や相談の一元化の観点から、市町村でも移管を検討する余地は大きいのではないかと考えておりますが、今回は、もう、今、示されておりますので、いずれは整理した段階で、障害児施策を子ども部局へ移管するということについて、本市として検討を進める考えはあるのか、お伺いします。

○浅利行財政改革推進部長 今回の機構改革につきましては、子育て支援部がこども・女性・若者未来部へと業務の幅を広げることになっておりまして、そうした中で、委員の御指摘の障害児施策につきましては、現状としてはそのまま福祉部門に残ったというような形で整理をさせていただいておりますけれども、これまでの答弁でも申し上げましたけど、組織体制というのは、決して正解というものはなく、現状として、固定を一度して、それで動き出して、さらに、その先、考えていくというようなこともありますし、その時々の情勢とか、あと、国の動向、そういったものに十分左右されるものであります。実際、過去に、福祉部門にもともと子ども、児童の施策っていうの

が入っていたわけですが、旭川市としても子育て支援部として独立させたというような経過もございます。

今回、委員の御指摘もいただきましたし、改めて、課題認識を関係部局とまず共有させていただいて、担当部局などの御意見も今後伺った中で、今後における国の動き、社会情勢等を十分考慮し、今後の組織改正の際にはそういう検討を進めてまいりたいというふうに考えております。

○笠井委員 検討を進めなければならないということで、障害児支援については、連携のみならず、やはり、今後、障害児本人のサポートももちろんなんですかけれども、毎日支えている御家族、本当に疲弊をしています。どこに相談したらいいのか分からぬということで相談を受けるんですけれども、さらには、きょうだい児の支援、これも国からも示されています。どこの部局がサポートをしていくのかということをしっかり指揮を執る形で、ぜひ前に進めていただければと思います。

以上で、私の質疑は終わります。

○沼崎副委員長 暫時休憩いたします。

休憩 午後 2時49分

再開 午後 3時20分

○高花委員長 再開いたします。

御質疑願います。

○江川委員 それでは、一応、3項目にわたって質疑をさせていただこうと思います。淡々と参ります。

鳥獣対策費について、まず、伺います。

もう、さきの質疑で、4款1項3目の鳥獣対策費、補正予算の概要というのが示されております。114万8千円、春期管理捕獲の実施に要する経費、そして、緊急銃猟の実施の際の経費として15万円ということでした。

そして、緊急銃猟について伺おうかなと思っていたんですけども、ここが、ヒグマが出てきて、すぐ駆除できるわけではなくて、例えば、これまでの道内での市街地、いわゆる、まちの中での銃の使用許可が下りた例というふうに考えたときに、例えば、小学校の校庭であれば、早朝の誰も来ていない状態で、屋上から撃ち下ろすっていうような形での緊急銃猟が認められているところですので、そういう形で、緊急銃猟の場合は、ヒグマが出てきたからすぐできるわけではなくて、冬の間に、ぜひ、いろいろなところで、これまでの問題個体の行動パターンを研究した上で、幾つかシミュレーションをして、ここだったらできるんじゃないかっていうようなところをぜひ模索していただきたい、そういうふうに思っておりますので、そのことだけ伝えておきたいと思います。

そして、春期管理捕獲ですけれども、今年と昨年ですね、参加させていただいた中で、本当に専門的な知識の継承というのが必要なんだなというふうに私は受け止めています。ちょうど無線なんかをずっと聞いている中でも、あっ、今、どこ、歩いているんだろうっていうのが地図の中に細かく出てくるわけですね。そういう準備も本当に入念に必要なので、この114万8千円、おおよそ報償費が100万円ということでしたけれども、この金額というのが本当に足りるのだろうか、むしろというふうに思っているところなわけです。

今回の補正予算、全て報償費ということなんですが、例えば、万が一、ヒグマが捕獲された場合、処分の費用、そういったことはどういうふうになっているのか、伺いたいと思います。

○後藤環境部環境総務課長 捕獲したヒグマにつきましては、速やかに解体し、北海道に提出する検体、DNA鑑定に必要な体毛等を採取した後に、焼却処分する予定です。

○江川委員 旭川市の場合は、特別なものではなくて、どちらかというと、そのまま環境部の所管している某ごみと一緒に施設のところで焼却されるということで、熊のお肉ってすごいおいしいんですけど、いっぱい食べられるものではないなあっていう、このちっちゃいぐらいでおなかがいっぱいになるなっていう感じのイメージなんんですけど、そういったことはあまりないんだということですね。

そして、春期管理捕獲では、地図などを含めて、先ほどから言っているように、本当に碁盤の目に、小さく、地図を準備して、何番、今、歩っているよ、何番、今、歩っているよっていうような連携がすごく重要だと思うんですけども、どういう準備が今の時点でなされているか、伺います。

○後藤環境部環境総務課長 実施地域が定まり次第、詳細な地図を作成することになりますが、どのようなツールを利用するのかといった細かな内容につきましては、今後、獣友会と協議してまいります。

また、実際に捕獲を行う前には、実施地域における広範囲の事前調査、従事者向けの説明会などの実施を予定しております。

○江川委員 捕獲、いわゆる巻き狩りと言って、範囲を扇状に狭めていく狩猟の方法というふうになります。つまり、A地点とB地点から、扇状に、中心にして追いかけていって真ん中のところで捕獲をするという獵の状態ですね。結構な人数が必要になります。

そして、この3年間、令和5年度から、ヒグマの問題個体の行動っていうのが、ある程度、そろそろ分かってきていると思うんですが、どのようになっているのかを伺いたいと思います。

○後藤環境部環境総務課長 令和5年度から今年までの3か年の出没状況でございますが、主な地域で申しますと、東旭川地域は、令和5年が41件、令和6年が20件、令和7年が36件で合計97件、西神楽地域は、令和5年が6件、令和6年が25件、令和7年が10件で合計41件、雨紛、富沢などの神居東部地域は、令和5年が10件、令和6年が7件、令和7年が18件で合計35件、神居古潭などの神居西部地域は、令和5年が8件、令和6年が10件、令和7年も10件で合計28件となっております。

○江川委員 一番多いのが東旭川の地域で合計97件、ちょうど旭山動物園の裏手のところに居着いてしまっている方がいらっしゃるということですね。そして、西神楽地域が、令和7年が10件で合計41件なんんですけど、聞くところによると、やっぱり、去年、普通に2月ぐらいに歩っていたっていうことだったので、やはり、ここら辺は冬籠もりしない、もうなれてしまって、住民との共生をどういうふうにしていくかっていう別な視点が必要なのかなと思います。そして、雨紛、富沢等の神居東部地域が合計35件、神居古潭などの西部地域が28件ということです。

私が懸念しているのは、この2つの神居地域、東部と西部なんですけれども、今後、開発等が行われていく中で生態系が変わっていく可能性があり、そして、押し出されて旭川市街のほうに出てくる、ないしは山を越えて他都市に行ってしまうということをちょっと懸念しているところですが、この中で言うと、昨年度も、一昨年度も、東旭川の地域で管理捕獲、歩くっていうことを、調査を

行ったかと思います。

これらの出没状況を踏まえて、現状の旭川市のヒグマの生息状況、どのように捉えているのかを伺います。

○後藤環境部環境総務課長 ヒグマの生息状況としましては、東旭川地域は、例年、出没が多い状況であります。令和5年度以降のふんなどの痕跡を調査したところ、少なくとも9頭の生息が確認されているところであります。また、神居東部地区は、出没件数が増加しておりますが、同一個体と類推される個体、親子熊の目撃などが繰り返されているということも要因の一つであると捉えております。

○江川委員 少なくとも、東旭川地域には9頭いらっしゃるということですね。そして、同一個体と推測される個体がいて、かつ親子熊が出てきて、ここがまずいんですよね。子熊に教育がなされてしまうというところがかなり厳しい状況なのかなと思っているので、ぜひ、この親子には、特に子熊も含めて、出てきてはいけないと、問題個体にならないよう、ウェンカムイにならないような対策をしていただきたいと思います。

では、2年間、行かせていただいて、体の芯まで冷え切る、けれども、すごく勉強になる春期管理捕獲なんんですけど、今年度の春期管理捕獲を実施する場所はどのように選定するのか、そして、今年度の春期管理捕獲、捕獲と言っても本当に技術の継承という面が強いとは思うんですけども、これに対しての旭川市の意気込みを伺って、この項目を終わりたいと思います。

○太田環境部長 春期管理捕獲につきましては、人里付近の出没抑制と人材育成といった2つの目的がございます。そのため、実施場所につきましては、そうした2つの目的達成に向け、獣友会が持つ経験、知見を基に、今後、獣友会と協議して決めていく考えでございます。

これまで実施いたしました過去2年の春期管理捕獲につきましては、ヒグマの捕獲に至らなかつたといったものの、人材育成には一定の効果があったものと認識してございます。

今年度は、さらに、人里付近の低密度化による人里出没抑制といった目的も達成できますように、捕獲の可能性が上がる方法につきまして、獣友会ともしっかりと協議を進め、春期管理捕獲が有意義なもの、あるいは効果的なものとなるように取り組んでまいります。

○江川委員 もう9頭いらっしゃるということがある程度分かっていて、去年なんかも、おととしさか、聞いていたところだと、足跡がちょうど隣町のほうに続いていってしまって、行政区画の関係からそれ以上は行かないでくださいという、ストップがかかるという、ヒグマには、あなたは旭川市民ですっていう自覚はないので、行ってしまったっていうところがあつて、追っかけられなかつたっていうところもあったと思います。昨年、そして、ちょっと遅かったのかなっていう話もあったと思うので、柔軟な対応をしながら、ぜひ安全に取り組んでいただけたらと思います。

では、この項目は終わりまして、次、会計年度任用職員について伺います。

大綱質疑で、これまで、給与に関しての部分を当会派として伺ってまいりました。そして、ちょっと視点を変えまして、その中で、今回の補正予算において、一般会計で会計年度任用職員に対応する額及び今年4月1日時点での会計年度任用職員の人数をお示しいただきたいと思います。

○八木総務部次長 今回の給与改定に伴う一般会計における会計年度任用職員に対応する額につきましては、報酬、給料、職員手当等の総額で2億6千733万3千円となっております。また、令和7年4月1日時点で、週20時間以上かつ6か月以上の勤務を予定した会計年度任用職員は1千

616人おり、そのうち、フルタイムでの任用は530人、パートタイムでの任用は1千86人となっております。

○江川委員 会計年度任用職員は、トータルで1千616人いるということですね。

ちょっとこの後の機構改革にも関わってくるんですけれども、この1千616人中、1千231人が女性で、会計年度における女性比率というのは76.18%なので、かなり、ほかの他都市に比べても高い状況にあると言えます。

ちなみに、正職員の女性の比率でいうと28.5%ということで、大分違うんですねっていうことがこの比率から分かります。

では、今回の改定での上昇率と増額分、また、制度が導入された令和2年以降の上昇率と増額分についてお示しいただきたいと思います。

○八木総務部次長 今回の改正に伴う会計年度任用職員での給料の上昇率でございますけども、一般会計で5.14%であり、勤務経験を有さない事務補助員を例の場合で申し上げますと、月額1万2千300円の増となっております。また、独自の経過措置等の対応を除いた上で、令和2年以降の一般会計における給料の上昇率と事務補助員における増加額、こちらのほうで申し上げますと、令和2年と3年は、給与改定の影響はなく、令和4年につきましては2.25%の上昇で月額にして4千円の増、また、令和5年は6.20%の上昇で月額にして1万2千円の増、続きまして、令和6年は12.30%の上昇で月額にして2万1千400円の増、こういった形で推移をしているところでございます。

○江川委員 月額にして、昨年だと2万1千400円増えたということで、これが、月ごとにもらっている4月からの月額のお給料に、本来だったら加えなきやいけない分だったということですね。

というところを考えて、人事院勧告に準拠して、今、給与を改定するというふうにしていると思うんですけど、会計年度任用職員の給与ってどのように定められているのでしょうか、伺います。

○八木総務部次長 会計年度任用職員の給与につきましては、旭川市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例、また同施行規則に基づきまして、初任給基準表に定める54の職種に応じて正職員の給料表を準用し、それぞれ適用する給料表の種類、また職務の級、号給を定めております。また、同じ職種の会計年度任用職員として1会計年度内で週20時間以上かつ6か月以上の勤務経験がある場合につきましては、再度の任用となる際には、勤務した期間等に応じた号給を初任給に加算することとしているところでございます。

○江川委員 会計年度任用職員という制度になってから、このあたりが改善された点かと思います。

54も職種があるというところに驚くところなんですけれども、例えば、これ、同じ職種で再度の任用になった場合、給与の加算について上限はあるんでしょうか。

そして、勤務経験による号給の上昇というのは、正職員における定期昇給と同様の意味合いになると思うんですけども、上限がある場合、再度の任用を重ねて上限号給になった職員ってどのぐらいいるのか、お示しいただきたいです。

○八木総務部次長 同じ職種での職務経験の初任給の加算につきましては、いずれの職種におきましても5か年度分を上限としております。このため、会計年度任用職員は、1会計年度ごとの任用となりますけれども、令和2年度の制度開始から、再度の任用を続けて重ね、今年度も任用となつている方は、今年度の任用をもって初任給は上限の号給に到達をしているというところでございま

す。

このような職員の数につきましては、職員数が多い職種で申し上げますと、専門補助員におきましては、今年度、377人の職員を任用しておりますが、上限に達している職員が210人、以下同様に、学校用務員では179人のうち128人、給食調理員では276人のうち78人、給食調理指導員では79人のうち57人、また、事務補助員におきましては183人のうち57人となつておるところでございます。

○江川委員 今年度で最後の上限の号給に到達しますと。このことを予測してなつか、総務省から秋に通知が出ております。いわゆるこの上限の号給を定める年数、いわゆる5年で終わりだよつていうこれを撤廃しなさいっていう通知が出ているんですね。

ところが、旭川市の場合、これから議論ということです。様々な要因はあると思うんですけれども、基本的に会計年度任用職員というのは、専門職で、本来、正規職員が担えない職を担っている部分というのがあります。そして、その職っていうのは、おおよそ求人が大きくは出でていないような職です、専門職ですから。その仕事に就きたいと願えば、もう会計年度任用職員にならざるを得ないという、そういう事情、背景があるので、ぜひ、その点は考慮した上で今後の議論をしていただきたいというふうに指摘させていただきます。

さて、一度、さきの答弁で、令和6年度が12.30%の上昇で月額2万1千400円、そして、令和5年度も月額1万2千円増というふうになったときに、これが一度に振り込まれるんですよね。そうしたら、それを私はもらっていいんですかっていう連絡をすごい多数いただいたことがあって、いや、それはあなたが本来もらうべきだった金額ですよっていう説明を結構したんです。

その際に、次の年からは、きちんと本当にこういうふうに振り込まれるよっていう通知を一生懸命出していただいて、大分、そこが昨年は減ったところなんんですけど、今回の補正予算の遡及分、いつ頃の支給となるでしょうか、そして、どのように皆さんに周知をされるのか、伺いたいと思います。

○八木総務部次長 今回の給与改定に伴い、本年4月に遡及して改定をされる分の差額につきましては、今回の議決を頂戴した後に、令和8年1月中旬頃の支給を予定しているところでございます。

また、会計年度任用職員の皆さんに対する周知でございますけれども、先ほど委員の御指摘のとおり、私どものほうから、例年、周知等をさせていただいているところでございますが、こちらにつきましても、関係する条例、また補正予算の議決、こちらのほうをいただきましたら、速やかに職員向けの電子掲示板に周知を行いまして、また、この掲示板を見られない職場におきましても、その勤務する職員に対して、各部の庶務担当課を通じて周知を、案内をしたいというふうに考えているところでございます。

○江川委員 もう、一度に月額給に近い金額が振り込まれることに今回もなるんですよね。なので、これは、何のお金ですかっていうのを本当に不安そうに聞かれるというか、もう、もらって、返せって言われませんかっていうのが、一番、多分、みんな、心配なんですよね、これは使っていいのかっていう。なので、その部分は、ぜひ、大丈夫ですよっていう安心感を、そろそろ、多分、3年目なので慣れてきたかなとは思うんですけど、丁寧に周知をしていただきたいと思います。

今回の補正予算の措置もそうなんですけれども、正職員と同様に、会計年度任用職員に対しても、今回も意識調査を行うなど、意識した一定の人事運営というのが行われているというふうに思って

います。

今後、改めて意識調査を行う予定があるのか、そして、今後どういった認識で会計年度任用職員を処遇していくのか、市の考えを伺いたいと思います。

これ、なぜ伺うかというと、機構改革の中で、コンプライアンス担当がなくなるというふうに書いてありました。あくまでそこは担当なので、この補正予算の条例の範囲の中では伺えないなと思うんですけども、実は、こういった担当が一番必要だったのって、会計年度任用職員の方たちだったんじゃないかなと思うわけです。なかなか相談ができない。なので、そういったところを踏まえて、どういうふうに考えていくのか、ぜひ、意識調査を丁寧にしながら提案していただきたいなと思って、この考え方を伺いたいと思います。

○和田総務部長 会計年度任用職員を対象とした意識調査は、臨時・嘱託職員でありました平成25年度に初めて行いました、その後、正職員と合わせて4年ごとに、令和6年度からは2年に1回の実施頻度として、次回は、次年度、令和8年度に実施する予定でございます。

会計年度任用職員につきましては、制度開始から6年が経過しまして、給与の額や手当、休暇等の処遇面が大きく改善されるとともに、国の運用も頻繁に改正されるなど、公務に従事する非常勤職員を取り巻く社会環境は大きく変化してきているところでございます。現在も、行政サービスを効果的、持続的に進めるために、正職員とともに本市を支える役割を担っていただいておりますが、今後におきましても、職員の意向とともに、国の運用も確認しつつ、会計年度任用職員の皆さんにとって働きやすい職場環境の整備に努めるとともに、本市における業務や役割、任用のありようなども精査して、その時々に適した職員体制の構築をしてまいりたいと考えております。

○江川委員 その時々に適した職員体制を構築してまいりたいということで、その言葉のとおりに、全体的に合わせていっていただきたいなというふうに思っております。

で、この項目は、これで最後になりますので、御退出いただいて結構です。

そして、この時々に適した職員体制を構築していきたいというふうに会計年度任用職員に対して御答弁をいただいた後に、機構改革について伺ってまいりたいと思います。

大綱質疑で伺いました。一般会計全200事業、総額9億8千828万9千円を追加するもので、大部分が給与改定に伴う事業費の追加で、給与改定に伴う補正額は合計で11億8千936万1千円ということでした。

で、今日、朝から様々な議論が行われてきていると思います。これまでの議論というのは、本当に機能が集約されていくことによって、多忙に関するもの、それから、質に関するもの、そして、質の確保に関するようなものなどが挙げられてきたかなというふうに思っています。

そして、この機構改革案、改めて見直しのテーマを拝見しました。魅力ある都市の市役所としての機能強化と持続可能な行政運営ということです。で、魅力ある都市ってどんなものなのかなあというふうに思って、調べてみたら、意外と、北海道って魅力ある都市として思われていて、観光とか、そういったところがあるんですね。ところが、人口流出っていうふうに見たときに、やはり、いわゆる、女性が生きにくい、そして、女性が活躍できないというところは、やはり魅力は落ちるのではないかというふうに思ったわけです。

もう一点、先ほど来申し上げていますけれども、会計年度任用職員というのは、いわゆる専門職の人たちがこの職に就かざるを得なくて、不本意非正規として働いていることも多い職種で、女性

の比率が76.1%ということで、かなり、旭川市としてはこの点をちょっと危機感を持っていかなければならぬのではないかなど私は思っているわけです。

もう一点、この機構改革案を聞いていったときに、いろいろと、こう、思うんですけども、私の一番の疑問というのは、人件費を含めた次にかかる費用を何とか浮かして、どこか別なところに振り分けようとしていませんかっていうことなんですね。つまり、財政を何とかしようという視点がもともとの出発点なんじゃなかろうかというふうに思ってしまうわけなんですが、大丈夫ですかね、ひらめいていないですかねっていうふうに思ったので、1年間考えてきて、そして、まずは、1年間、本当、お疲れさまでしたということは言いたいんですけども、そこまで考え抜いて提案していただいたこの機構改革に関して伺っていきたいと思います。

議案第12号、旭川市事務分掌条例等の一部を改正する条例の制定の上程に関してです。

この機構改革の施行により、どの程度の削減効果、財政的なところを見込んでいるのかを、まず、伺いたいと思います。

○梶山行財政改革推進部行政改革課長 今回の機構改革につきましては、先ほど委員からもお話がありましたとおり、機能集約による組織のスリム化と機動力の両立を図ったもので、部ですとか課の組織数に合わせてポスト数が減ることによって、管理職員の数も減少するというふうに見込んでおります。

しかしながら、ポスト以外の管理職員もいることなどから、削減額といったものを定量的にお示しすることはなかなか難しいところではありますけども、中長期的に見た場合も含め、一定程度の削減効果も見込めるものではないかというふうに考えております。

○江川委員 管理職のポスト数が減になるというところで、その部分が少し気になっているわけです。いわゆる、これから世代に対する機会均等の部分ですね。少ない世代であつたら分かるんですけども、比較的ボリュームゾーンがここから控えていたはずなのに、あら、減るんだっていう、もしかしたら心の中では、もうちょっとで僕の番と思っていた人が機会を失ってしまうんじゃないですかっていう心配を持ったわけです。そうなると、何だろう、別にそういうポストとかそういうところにモチベーションを持っている人だけではないとは思うんですけども、何となくそれはまた気の毒な話なんじゃないかなというふうにも思ったわけですね。

どの程度、管理職のポスト数、減少になるのか、そして、それは、道内他都市と比べたときにどうなのかということをお示しいただきたいと思います。

○梶山行財政改革推進部行政改革課長 今回の機構改革によります管理職のポスト数についてでございますが、まず、部長ポストにつきましては、部の数が27から22に、担当部長の数が8から6になることによりまして、合計で現在の35から28の7減というふうになります。また、これは、現時点での想定ということになりますけれども、課の数が128から119に、担当課長の数が15から14になるというふうに見込んでおりますので、全体で現在の143から133の10減となる見込みでございます。

また、道内他都市とのポスト数の比較についてでありますけれども、自治体としての規模がそれぞれ違うこともありますので、特に調査は行っていないところではございますけども、検討に当たっては中核市での比較を行っているところでございます。

結果としましては、一般社団法人地方行財政調査会の調査結果から申しますと、令和6年4月1

日現在の速報値を市長部局の各職位のポスト数、相当職の合計平均で申し上げますと、部長級で21、次長級、課長級で143となっており、いずれも本市を下回っている状況です。

○江川委員 つまり、やや、やや、ちょっとポストとしては多かったんじゃないでしょうかっていうふうな視点が一つあるんですけど、一方で、それぞれの都市によって課題というのは様々ですね。それに合わせて機構改革っていうのが行われてきた、そして、必要だと思ったから管理職がいたっていうふうに考えたときに、その必要な管理職を機能集約していくんだっていうところには、あまり、私としては賛成を致しかねる部分があるわけです。

そして、もう一点気になっているのが、いわゆる男女比率というジェンダーの視点ですね。職員の男女比率と管理職の男女比率、まず、伺います。

○梶山行財政改革推進部行政改革課長 令和7年4月1日現在の一般行政職で申し上げますと、職員全体では、男性71.5%、女性28.5%、管理職におきましては、男性84.9%、女性15.1%というふうになっております。

○江川委員 では、これが高いのか低いのかっていうと、他都市に比べてはいけないなと思うんです。他都市に比べてはいけないので、本市の比較で言うと、頑張りましたねっていう比率になってきています。少し上がったな、女性の管理職比率が15.1%、トータルで見たら少し上がった、改善されたというところなわけです。

これは、本当に、改善してきた中で、これが止まるのではないか、ポストが減ると。やっぱり、どうしても、いろいろなライフステージの関係で不利なところがあるので、そこがちょっと不安になるわけですね。

ちなみに、ちょっと、給与の部分は、ラスパイレス指数を聞こうかなと思ったんですけど、それは飛ばしますね。

いわゆる、これ、冒頭で、削減量、いわゆる、いろいろな金額の部分っていうのははかってはいないっていうふうにおっしゃっていましたね。必要なことだから、今回、機構改革をするのであって、別に財政の圧縮を頑張ろうと思ったわけじゃないんですっていう言葉を冒頭で一生懸命頑張つておっしゃったと思うんですけども、では、この機構改革によって何を得ようとしているんでしょうか、伺いたいと思います。

○梶山行財政改革推進部行政改革課長 今回の機構改革におきましては、人口減少、少子高齢化という社会情勢を受けまして、将来にわたって持続可能な行政運営を行っていくために検討してきたところでございます。

これまで、多様化する行政課題に対しまして個々の組織をつくる方向で対応してきたところでございますが、今後、職員の数が減少していくことが望まずとも避けられない状況ということを見据えまして、組織を大きくして数をスリム化するということで、いわゆる実働の職員を増やしていくとともに、組織内での柔軟な業務体制を構築できるようにしたものというふうに考えております。

したがいまして、この機構改革によりまして、市民サービスの維持向上と職員の働きやすさの向上、この両立を目指したものというふうに考えております。

○江川委員 今の答弁がどういうふうなことを示すのかというところが、私は難しいと思っています。結構、専門的な部署が多いと思います。それを統括する部長さんが、全てにおいてどういうふ

うに勉強していかなければならないのか、結構大変だと思うんですよね。これとこれとこれと、今までだったら1個でよかったところが、多機能になっていく。部署を移ったばかりで、じゃ、専門的にいきなりできるかというと、まずそこから勉強が始まってっていう、まるで、何かこう、転職するかのような部署異動っていうのが市役所の特徴のような気がしていて、そこまでのことを、今後も——だって、あつ、次、ここなんですね、転職ですねっていうぐらい、全然、法令も違うっていうような中におられる。もうすごいなって、それでもやっぱり1か月か2か月したら専門的になっているところがすごいなと思っているのに、それがさらに幅広く求められるって、かなり大変なんじゃないかなと思っているんです。

で、それは、市民サービスの維持向上——確かに分かるんですよ。人数が多くないと、ここはできないというのは分かるんですけど、それはちょっと大分難しいんじゃないかなというふうに思っているところです。

もう一つ思うのは、いわゆる行財政改革において、人件費というのはどういうふうに考えているのか、それから、スリム化っておっしゃっていますけど、これ、スリム化ってどういうふうに方向性としては考えているのか、その辺の考え方を、ちょっと一点、追加で伺いたいと思います。

○浅利行財政改革推進部長 スリム化のお話については、実は、昨年度策定をしました行財政改革推進プログラム2024で、旭川市が一番大きかった時期、昭和61年なんですけども、その時期には、実は部局数が20だったんですね。職員数は今より約650人ほど多かった時期ではありましたが、その頃から比較をして今現在としては27部ということになっておりますが、人口減少社会の中で、これまで、きめ細かい各施策に対して、専門部署で、それぞれ、言ってみればサッカーで言えばマンツーマンの対応をしていくような形でこれまで機構改革も含めて行ってきたところではありますが、今後、さらに人口が減っていく中で、やはり、市役所全体としても、人口が減っている中で市役所の人数が変わらないということにはなっていかないという社会がもう目の前に迫っているんではないか。

さらには、職員の成り手不足ということもありますし、中途で残念ながら辞められる方々もやはり一定限いるということになりますと、ある程度、スリム化とはまた別に、一つ大きくの部局をつくっていかないと、なかなかカバーをし合った中での業務の持続性というものを図ることができなくなってくる時代がもうそこに来ていると。そういう観点から、部の数を減らすという意味でのスリムと、一つの部で抱える職員なり業務を少し増やすことによってのカバーをし合えるという体制、この両立を図ることが今回の一つの機構改革の大きな課題と目的でもあったわけです。

なので、人件費の部分についても、確かに行財政改革推進プログラムの中では8億円の減というふうにうたっておりますが、これは、決して機構改革を行うことによって、そこで生み出すものという物ではなくて、総体としてやっぱり考えていくべきことだと思っておりますので、歳入歳出両方の取組をこのプログラムに応じてやっていく必要があるというふうに考えております。

○江川委員 ということで、減らすっていうところで、本当に分かりやすいスリム化ですよねというふうに思います。

特に私が気になっているのは、女性活躍推進部の廃止というところなんです。もともと、過去には男女共同参画として総合政策部の中に置かれていました。総合政策部の中に置かれていたにもかかわらず、それが外に出て単独の部になって、そして、今度は、なぜか、子育てに一緒に入る。こ

こがすごく違和感があって、じゃ、なぜ総合政策部に統合しなかったのかなっていうところが気になるわけです。

何で総合政策部にあったのかっていうふうに思っているのか、それから、もう一つは、何で戻さなかつたんですか、この2点を伺います。

○梶山行財政改革推進部行政改革課長 男女共同参画につきましては、平成20年5月の機構改革において、それまで生活交流部男女共同参画課であったものを、総合政策部政策調整課に男女共同参画担当課長を設置し、業務を移管したものでございます。

当時の移管の理由としましては、平成15年3月に、男女平等を実現し男女共同参画を推進する条例といったものを制定いたしまして、これに基づき基本計画を策定しておりましたけれども、さらに、実効性ある取組となるよう、計画の実現に向けて各部局における事業の推進をリードしていくことが必要と判断して、政策部門に位置づけたものであるというふうに認識しております。

それで、今回の機構改革に当たってなぜ総合政策部ではなかったのかということなんすけれども、先ほど高橋紀博委員への答弁でも申し上げたとおり、検討の段階では総合政策部への移管というものもありましたけれども、以前、総合政策部に男女共同参画担当としてあったときと比べると、相談業務といったものが新しく女性活躍推進部に加わっているというようなことから、現場の声を施策展開に生かしながら、さらなる連携により高い効果が見込めるといったこともあって、そちらの、新しくできるこども・女性・若者未来部に統合したということでございます。

○江川委員 今の御答弁の部分ですね。その部分で言うと、相談業務を子育て支援部から女性活躍推進部に移したんですね、女性活躍推進部ができるときに。それは、困難な女性に関わる法律ができたからそこに統合するんだっていうような下で行われたことであって、それを理由にして子育て支援部に移すんだっていうのはちょっと違うんじゃないかなというふうに、まず、1点思います。

それから、もう一点、困難な問題を抱えさせたっていうのは、これ、社会構造の課題です。だから、そういう法律ができているっていうことですよね。これ、福祉的な課題なんですね。

それから、もう一つ、さきの答弁もありました。私も本当にその答弁を聞いたときにびっくりって思ったんですけど、働き方の模索をする人が多い。女性活躍推進部ができる、働き方の模索の中で、子育てとの両立問題を少なからず抱えているからここにしたんだよっていうようなことをおっしゃったわけです。

これが、まさに、固定的な性別役割分担が随所に残っているっていうところを補強したっていうことなんですね。働き方の模索をしているのは、別に子どもと子育てが悪いわけではないんですね。キャリア形成に関係するもので、キャリアを形成する過程で、その職場にジェンダーの視点がないからこういうことが起きるんですっていうことをぜひ理解していただいて、そこを、それらを網羅して政策的に考えるために、あえて総合政策部の中に入っていたっていうふうな最初の部分だったと思うので、何だろう、子どもと子育てに全て矮小化したような印象を受けてしまったんです。

で、いつ、私たちっていうか、女性って、一人前って認めてもらえるんだろうなっていうふうにずっと思いました、この点に関しては。本当に、何かこう、昨日もそうなんですけど、この女性活躍推進部の中で、いろいろな事業に参加したりとか、そういった女性たちとちょっとやり取りをさせていただきました。今回のことっていうのはすごく悔しい、そして悲しいっていうふうにぜひ伝えてほしいというふうに言わわれていますので、今、伝えておきます。

そして、これまでの答弁の中で、機構改革についてはためらわずに見直すというお話もあったかと思います。ぜひ、今回の委員会での議論の受け止めをお聞かせいただいて、ぜひ、立ち止るべきところ、今からでも修正するべきところがないのか、併せて伺いたいと思います。

○浅利行財政改革推進部長 大綱質疑の際に市長からも申し上げましたし、私のほうからも、本日のこの委員会のほうでも申し上げましたけれども、組織機構が、その場、その場、これが最善であろうというふうに、当然、我々も考えてつくったわけではありますけれども、ただ、それが絶対だ、正解だということは、なかなか結果として難しい部分があるんじゃないかなというふうには考えております。

そういう意味では、状況なり国の施策なり、あるいは、新たに出てきた課題なりにそれぞれやはり対応していく中で組織というのをつくっていかなければならぬわけですし、そういう意味では、委員がおっしゃるとおり、どこかで立ち止まって、そして検証し、それで検証した後に、じや、このままでいいんだ、いや、変えるんだというような判断というのは、当然、あってしかるべきだと思います。

今回の機構改革においても、市長のほうからも、我々本市が抱えている数多くの様々な課題がございまして、やっぱり、そういう課題を一つ一つ解決していくかなきやならない、その一つの手段として今回の機構改革というものをやっていこうという強い意思をいただきましたし、担当部局の我々としても、強い使命感の中で、各部局のお話を数回にわたってお話しやすく中で、どのような形がよりいい市政運営ができるのかというのを模索しながら、最終的にこのような案を提案させていただいたというところでございます。

いずれにいたしましても、今後におきましても、当然、庁内でありますとか部内、特に、今回は、先ほどから話題となっております子ども、女性、若者というものを総括する部ができるわけですから、庁内はもとより、一番末端の部内でも、やはり、連携というものがより今後も図られていかなければならないということがありますので、そういうものが実際図られているかどうかっていうのは、やっぱり確認をそれぞれの時期にしていかなきやならないというふうにも思いますし、そういう御意見をいただきながら、見直しの必要性というものを検証してまいりたいというふうに考えております。

なので、どの時期ということは、今時点ではスタートをまだ切っておりませんので、申し上げることはできませんが、かかるべき時期には、きっと検証をした上で、再度、組織の見直しついでか、在り方というものを検討してまいりたいというふうに思っております。

○江川委員 繰り返し、まあ、一回やってみるんだみたいなことをおっしゃっているんですけども、まず、そもそも、この部の機構改革、若者の中にも子どもの中にも女性って入っていますよね。間にわざわざ女性って入れるんですねっていうところも、名前だけだったのかって気になるんです。

だけど、そういうことではなくて、例えば、私は、今、ちょうど昨日もやっていたんですけど、中高生の居場所、ユースプレイスを、ちょっと、毎週木曜日にやり始めているんですけども、その中で、結構、こういう世の中だからこそ、本当に、何だろう、強くなければならないっていう、男子生徒の困難というか、男子生徒の苦しさというか、そういったところも結構聞くというか、困っているんだなっていうことを聞くわけですね。そういう人たちに対しても、この部の名前というか、こういうふうに女性活躍推進っていうのを、単独ではなく、それなら名前を変えて男女共同参

画部にすればよかったですわけだし、男女共同参画若者部にすればよかったですのに、それをあえて子育ての中に統合していくっていうところが本当にいいんだろうかっていうふうに思うわけです。

そもそも、成人男性だけで議論しませんでしたか、大丈夫でしたかっていうところも含めて、気になるところなんですけれども、ずっと、多分、聞きながら、ちょっとどうしようかなってきっと思っていると思うので、副市長に、最後、聞きましょうかね。

これ、どういうふうに今までの議論を聞いていましたか。そして、今回、やってみてから見直すんだって繰り返し言っていますけれども、そもそもやる前からこれだけ議論が出ているんだったら、一回立ち止まって、もう一回修正して出し直すっていうことを考えないのか、そのことをちょっと伺いたいと思います。

○菅野副市長 機構改革について、特に、女性活躍推進部に関わっていろいろ御質疑、御指摘をしていただきましたけれども、名前一つでこんなにたくさん意見が出るというのは、想像はしていましたけれども、ここまでとはなかなか想定はしていませんでした。

これ、機構改革を議論する中で、当然、女性活躍推進部というのをどうするかというのは、やっぱりいろんな議論がありました。もし部をどつかに統合するとしたときに、ここがいいのか、ほかのところがいいのかという様々な意見がありましたし、名前一つ取ってみても、僕は、たまたま意見を聞かれる機会があったときには、〇〇部、要するに漢字2つで、〇〇部、土木部とか総務部とか、それがいいという話をしたんですが、その場で中村副市長に却下されました。多分、名前についてもいろんなやっぱり意見があるんですよね。機構についても、様々、意見があるんです。で、今回は、それぞれの現場の意見を吸い上げて、その上で課題意識を聞きながら、こうしたらしい、ああしたらしいというのをたくさん寄せて、その上でどつかで答えを出さなきゃならないんで、今回、時間をかけて検討した結果として提案をさせていただきました。

ただ、先ほど来、部長からも答弁したとおり、先ほど僕も答弁したとおり、全体的に絶対数、職員数を必要なだけ当てはめるっていうことはできませんので、どこかでやはり統合したり集約したりをしなきゃならないというのは事実としてございます。したがいまして、私どもとしては、今考えられる、最適とは言いませんけれども、適当な案として提案をさせていただきましたんで、今回は、この時点で見直すという考えはございませんが、やっぱり、やってみて、それぞれの部局の課題がどうなったか、課題を確認して次の見直しには反映させていきたいと考えています。

○江川委員 昨日、隣町の高校の先生が同行してきました。その先生が、すごく羨ましいんだよねって言ったのが、いや、旭川には、女性活躍推進部って言って、若者なんかも一緒にやってくれるような部があって、そこでいろんな施策が進んでいくんだよって高校生に説明していたんですよ。ところが、なくなるんですって思って、もう、昨日、いたたまれない気持ちになりましたよね。

なので、ぜひ、このことはしっかりと考えていただいた上で、次に向けて前向きにしていただきたいと申し上げて、質疑を終えたいと思います。

○高花委員長 理事者交代のため、暫時休憩いたします。

休憩 午後4時10分

再開 午後4時12分

○高花委員長 再開いたします。

御質疑願います。

○石川厚子委員 私のほうからは、6部局に質疑を予定しておりますので、さくさくと進めていきたいと思います。御協力、よろしくお願ひします。

初めに、職員の給料の改定について。

今回の人事院勧告と旭川市の給与改定の概要につきましては、先ほど、まじま委員の質疑に対して答弁がありましたので、資料を提出していただきましたが、一般会計、特別会計それぞれの正職員、会計年度任用職員の給料の改定率についてお示しいただきたいと思います。

○坂谷内総務部職員厚生課長 正職員の給料の改定率につきましては、一般会計で3.15%、国民健康保険事業特別会計で3.03%、動物園事業特別会計で3.25%、介護保険事業特別会計で3.28%、後期高齢者医療事業特別会計で3.56%となっており、会計年度任用職員の給料の改定率につきましては、一般会計で5.14%、国民健康保険事業特別会計で4.93%、動物園事業特別会計で5.56%、介護保険事業特別会計で5.79%、後期高齢者医療事業特別会計で6.30%、育英事業特別会計で6.47%となっております。

○石川厚子委員 今、答弁がありましたように、正職員ですと、3.15%、国保特会で3.03%、動物園で3.25%など、それぞれ改定率は違っていますね。会計年度任用職員にしても同じです。

改定率が違うというのは、これ、どういった理由によるものなのでしょうか。

○坂谷内総務部職員厚生課長 給料の改定率につきましては、給料表を本年4月1日に遡及して改定した場合において、改定後の各職員個人の1年間の給料月額を積み上げた総額を改定前の各職員個人の1年間の給料を積み上げた総額で割り返して算出しているものでございまして、一般会計及び各特別会計で給料を負担している職員の年齢構成や経験年数が異なることから、改定率に違いが生じているものでございます。

○石川厚子委員 どうも分かったような、分からぬような説明なんですけれども、若い職員が多いところは改定率が高い、そういった理解でよろしいですか。

○坂谷内総務部職員厚生課長若い職員の改定率のほうが高いというところがありますので、若い職員の多い職場の改定率のほうが高くなるということになります。

○石川厚子委員 それで、人事院勧告における改定率はどうになっているのでしょうか。

○坂谷内総務部職員厚生課長 人事院で行った民間と国家公務員の本年4月における給与の較差が3.62%ございまして、この差を解消するため、改定率は3.62%となっております。

○石川厚子委員 人事院勧告では3.62%のことです。市内企業も3.5%ということなんですが、市の正職員の改定率、これを見たところ、3.62%を上回っているところ、一つもありませんね。

国家公務員よりもいずれも下回っているとは、これ、どういった理由によるのでしょうか。

○坂谷内総務部職員厚生課長 まず初めに、国と本市の改定率の算出の方法について御説明いたしますと、人事院勧告におきましては、民間との較差であります3.62%を解消するために、国家公務員全体で月例給を3.62%上げるための俸給表というものを作成いたしますが、本市の給料の改定率につきましては、この人事院勧告における俸給表に準じた給料表を作成しまして、各職員個人の給料の額を全て改定後の額に置き換えて、改定後の給料の総額を算出し、改定前の総額

で割り返して改定率を算出するということになります。このように、国と同じ内容の改定を実施したとしても、算出方法が異なることになりますので、結果的には国家公務員と本市では改定率が異なることになるものでございます。

また、本市の職員の改定率が国家公務員よりも低い理由につきましては、今回の改定は若年層の改定率が高いということがございまして、国家公務員の年齢層が本市の職員の年齢層よりも低く、改定率の高い人数が多いといった年齢構成の違いなどが影響しているものと考えております。

○石川厚子委員 今の説明もよく分からなかつたんですが、国とは算出方法が異なるということですね。

先日の一般質問で、令和6年度の中途退職者は25人、31.6%との答弁がありましたが、民間企業に比べて給料が低いということも中途退職の理由ではないかというふうに思います。

旭川市の職員の給料も、人事院勧告並みに引き上げるべきだと思いますが、いかがでしょうか。

○和田総務部長 本市の職員の給与につきましては、地方公務員法第24条の均衡の原則に基づきまして、給与構造の基本的な部分については国家公務員の給与制度に準ずることが適当であるという考え方方に立ってきたものでございまして、従来からこのような方法で職員の給与を決定しているところでございます。今回の給与改定におきましても、こうした考えの下、国家公務員の改定内容に準じたものとしておりますが、仮にこの本市の改定率を人事院勧告と同じ3.62%とした場合、人事院勧告の改定内容を上回る給料の改定が必要となり、均衡の原則にも反することになると考えてございます。

今後の本市の給与改定に当たりましても、引き続き、国の制度改正や人事院勧告、また、本市の財政状況や職員団体との交渉などを踏まえながら、必要な措置を行い、職員が日々の業務に安心して従事することができるようしっかりと取り組んでまいります。

○石川厚子委員 今回の改定については、会計年度任用職員についてもアップしたことは評価したいと思います。

ただ、今現在、お米など食料品をはじめとする物価高騰にはまだまだ追いついていないということを指摘しまして、この項目については終わります。

続いて、学校教育部に、給食施設整備費について、まず、概要をお示しいただきたいと思います。

○池田学校教育部学校保健課長 本市の学校給食につきましては、東旭川学校給食センターを除き、学校設置の調理所で調理を行っており、その内訳は、自校分のみの調理を行う単独調理所が29施設、自校と他校の2校分の調理を行う共同調理所が16施設となっております。

学校給食調理所におきましては、人員不足や施設設備の老朽化等の課題がある中、持続的かつ安定的な給食提供体制の構築が必要となっており、その解決方策の一つとして単独調理所の一部を共同調理所へ変更しようとするもので、令和8年度から、現在、それぞれ単独調理所となっている愛宕東小学校と愛宕小学校を親子給食とし、愛宕東小学校を調理校、愛宕小学校を受配校とするものでございます。

○石川厚子委員 愛宕小学校の調理所を廃止して愛宕東小学校に一本化するということなんですが、どういった理由によるものなのでしょうか。

○池田学校教育部学校保健課長 共同調理所化を進めることにより、職員の欠員解消と指導体制の充実のほか、施設設備の活用や更新が効果的に行えるなど、調理体制の安定化に向けて様々な効果

が期待できるものと考えております。

このため、特定の地域や学校に限定せず、全市的な視点から共同調理所化に向けて様々な組合せを検討し、調理校となる学校が、過去に共同調理所としての実績があり、他校分を含め、どの程度の食数の調理が可能であるかを判断材料とし、その上で、調理校からの距離や食数を踏まえ、受配校の候補となる学校を選定し、今回、愛宕東小学校と愛宕小学校の組合せとしたものでございます。

○石川厚子委員 職員の欠員解消という答弁もありましたが、給食調理員、給食調理指導員ともに不足しているということなんですが、この欠員の状況をお示しいただきたいと思います。

○池田学校教育部学校保健課長 令和7年4月1日現在では、給食調理員が7名、給食調理指導員が13名、合計20名の欠員となっております。

欠員のある調理所では、職員の時間外勤務や栄養教諭による調理業務の応援のほか、本来、職員が休暇を取得した際に、その代わりとしてスポット的に勤務に入る代替職員の勤務が一部常態化しているなど、通常とは異なる対応となっており、共同調理所化を通じてこうした状況を少しでも解消し、職員の負担軽減につなげてまいりたいと考えております。

○石川厚子委員 私の知人も、給食調理員を一旦辞めたんですけれども、誰かが休んだときにスポット的に勤務に入るということで、なかなかそこから抜け出せないでいます。

この給食調理員等が不足する理由というのはどこにあると考えますか。

○池田学校教育部学校保健課長 給食調理業務は、学校の給食時間に遅れることなく安全かつ確実に給食を提供する必要があり、限られた時間の中で、食中毒や異物混入防止など、衛生面、安全面での配慮も行わなければなりません。このため、被雇用者が採用前に思い描いていた業務の内容よりも、体力的、精神的にも厳しいと感じ、離職に至るケースがございます。

また、同等の業務形態の調理施設が市内に少なく、経験者は安定的に補充しづらいといった要因もあると考えております。

○石川厚子委員 以前は、給食調理員、いわゆる給食のおばさんという人は、特に小学校低学年のお子さんを持つ保護者にとっては人気の職場だったんですよね。なぜなら、夏休み、冬休みがあつて、子どもと一緒に休めるからっていう、そういう理由で人気があったと思うんです。

確かに、この給食調理員というのは、重労働だというふうに思います。調理員の欠員によって、今も旭川市では加工品を使っていると思うんですが、今まで以上に加工品を使うなどによって、給食費への影響といったものも考えられるでしょうか。

○池田学校教育部学校保健課長 調理員の作業負担の軽減や、限られた調理機器による調理のため、これまで一定程度の加工品を使用しております。現在の欠員状況では、直ちに給食費に影響が生じることはありますんが、今後の加工品の使用割合によっては影響が生じる可能性はありますことから、引き続き、献立を工夫しながら過度な影響が生じないよう努めてまいります。

○石川厚子委員 献立を工夫することですが、献立の栄養面についても重視していただきたいと思います。

来年度以降についても、この共同調理所が増えていく、そういう可能性はあるのでしょうか。

○池田学校教育部学校保健課長 今後の共同調理所化の計画としましては、令和9年度に永山南小学校を調理校、新富小学校を受配校とする組合せ、大有小学校と北鎮小学校の2つの組合せを予定しております。大有小学校と北鎮小学校につきましては、両校の職員数や食数がおおむね同程度で

ありますことから、調理校、受配校の区分は、現在のところ、検討中でございます。

共同調理所化により期待される効果を考えますと、より多くの調理所を共同調理所化することが望ましいところですが、現時点では、これらの3組以外に、先ほどお答えしました条件にかなう学校の選定には至っておりません。

○石川厚子委員 私どもは、自校方式がベストだというふうに考えております。給食調理員等の欠員を防ぐために、例えば、夏は調理所が大変暑くなるというふうに聞いておりますけれども、そういういた処遇を改善すべきだと思いますが、見解をお示しください。

○池田学校教育部学校保健課長 ほとんどの学校給食調理所では、エアコンが設置されており、夏場の暑熱対策は一定程度図られておりますが、大量調理を行う調理室内は、火気の使用により、特に調理中の釜周辺は年間を通じて高温多湿となることが多いため、暑さを感じやすく、また、それぞれの施設の構造上の違いから外気の影響を受けやすい調理所もありますことから、各学校からの要望や本市の財政状況を踏まえながら可能な対応を検討してまいります。

給食調理業務は、チームワークが重要であり、日頃からそれぞれの職場ではお互いに声かけやフォローをしながら円滑な実施に努めており、また、子どもたちが口にするものを扱う仕事ということで、常に緊張感を持って業務に当たっております。そのため、中には、必要以上のプレッシャーやストレスを感じる職員もいると思いますし、そういういた職員に対する指導の在り方も配慮が必要と考えております。

これまでも、研修を通じて、日々の業務の振り返りやお互いの職場の情報交換のほか、指導の際の留意事項なども伝えてきており、今後も職員が働きやすい環境づくりに努めてまいります。

○石川厚子委員 ぜひ、給食調理員たちの処遇改善、これからも進めていっていただきたいと述べまして、この項目は終わります。

続いて、子育て支援部に、議案第27号、地域保育所条例の一部を改正する条例の制定について、この概要につきましてと、また、現在の地域保育所の箇所数と利用児童数については、先ほど横山委員の質疑に対して答弁がありましたので、指定管理者による委託から市の直営に戻す、この理由を改めてお伺いします。

○熊谷子育て支援部こども保育課長 旭川市地域保育所は、農山村地域の保育ニーズ等に対し、保育の提供を通じた福祉の増進を図ることを目的とする公立の認可外保育施設であります。運営につきましては、平成18年度から、公募によらない指定管理者として指定した一般財団法人旭川保育協会が行っております。

続きまして、市の直営に戻す理由につきましては、現在の指定管理者である旭川保育協会から、利用児童数や施設数減少に伴う児童規模の縮小により、管理運営の困難度や負担感が増しているなどを受けて、令和8年度以降の指定管理について受託できない旨の意向が示されたため、新たな管理運営手法を検討することとして、公正なサービス提供や行財政運営の効率化等の観点から直営方式に移行することとしたものでございます。

○石川厚子委員 指定管理者である旭川保育協会から、来年度以降の指定管理は受託できないと言われたということですね。

いつから指定管理者に委託していたのでしょうか、また、この間の委託料は幾らになるのでしょうか。

○熊谷子育て支援部こども保育課長 地域保育所の指定管理につきましては、平成18年4月から公募によらない指定管理者として一般財団法人旭川保育協会を指定しており、現在の指定管理期間は令和3年4月1日から令和8年3月31日までとなってございます。

指定管理料につきましては、平成28年度から令和2年度までの合計が5億5千241万8千299円、令和3年度から令和7年度までの合計が5億3千703万8千円となり、10年間の合計では10億8千945万6千299円となっております。

○石川厚子委員 10年間で10億円を超える委託料を支払ったとのことです。仮に市が直営でやっていたとしたら幾らかかったか、分かりますでしょうか。

○熊谷子育て支援部こども保育課長 地域保育所の管理運営につきましては、開設当初から地域住民が自主的に組織した運営委員会により管理運営され、これらを母体として当時の財団法人旭川保育協会が設立された以降は、同協会への運営委託、または指定管理による管理運営となっております。

仮に、市の直営とした場合の費用につきましては、先ほどお答えしました平成28年度からの10年間で比較した場合、対象となる施設数や社会経済情勢が異なるため、具体的な金額を試算することは困難ですが、一般的には、指定管理者自体の運営経費などの間接的経費が不要となる一方で、管理すべき施設数によっては職員の追加配置や業務負担の増加といった影響が考えられるところでございます。

○石川厚子委員 直営だと、間接的経費はかかるないが、職員の数や業務量は増加するので、どちらの金額が高くなるのかは分からぬということだと思います。

保育所にかかわらず、過去に指定管理者による委託から直営に戻した、そういう例はあるのでしょうか。

○梶山行財政改革推進部行政改革課長 指定管理者制度は、平成15年の地方自治法の改正により創設された制度で、本市でも平成17年度から順次導入しておりますが、これまで直営に戻した事例はございません。

指定管理者制度は、施設の設置の目的を効果的に達成するために必要があると認めるときに導入できる制度でございまして、民間能力を活用し、サービス向上、経費削減等を図ることを目的としておりますが、昨今の人件費ですとか物価の高騰、担い手不足の問題は、指定管理者となり得る団体にも大きな影響を及ぼしていくことが考えられます。したがいまして、今後は、管理手法の見直しが必要となる事例も出てくるのではないかというふうに推測しております。

○石川厚子委員 指定管理者による委託から直営に戻した例はないとのことですが、世界に目を向けますと、例えば、パリでは、水道を民営化した後、水道料金が174%も値上がりしたため、公営化に戻しております。旭川は、この後、花咲スポーツ公園の新アリーナについて、官民連携どころか、非保有とまで言い出していますが、この点については、一度立ち止まって検討すべきと述べて、この項目は終わります。

続いて、行財政改革推進部に、機構改革についてお尋ねします。

昨日の大綱質疑で、能登谷議員が、なぜ、今、機構改革を行うのかと、このように問うたところ、新たな市長公約の実現に向けてという答弁がありました。

市長公約のどの項目を実現させるために機構改革を行うのでしょうか。

○浅利行財政改革推進部長 具体的にこの事業あるいはこの公約にということではございませんで、市長が、2期目、当選されまして、その際に掲げた多くの公約がございますので、そういうものを本格的に実現させるための体制づくりの一つの手段、手法としまして機構改革を実施した、していきたいというふうに考えているところでございます。

○石川厚子委員 ちょっと今の答弁で納得できないんですが、どの項目ということはないということですよね。

でも、やっぱり、公約を実現させるために機構改革をするのであれば、この公約を実現させるという、そういう具体があってもいいのではないかと思うか。

○浅利行財政改革推進部長 もちろん、これこれというふうな形で個別に申し上げることはできませんが、前回の市長の公約から、今回、新たにまた公約という形で出てきておりますので、そういう意味で、全ての公約を実現していくなければならない我々の立場といたしまして、それをより効率的、効果的に実現するための組織というものを考えながら、今回の機構改革に至ったわけでございます。

○石川厚子委員 全ての公約を実現するために機構改革ということなんですが、ちょっと分かんないんですよね。もっと具体的に話していただけませんか。

○浅利行財政改革推進部長 公約に優劣とか、そういう部分ではなくて、市長がこの4年間で考える市政というものを作り市役所として実現していくべきやならないものですから、それぞれのセクションでしていくものでありますので、そういうものを総合的に勘案した中で、各セクションで、よりこの公約の実現に向けて、しやすい体制ということも含めて機構改革に至ったものでございます。

○石川厚子委員 今の答弁に納得したわけではありませんが、次に進みます。

今回、行財政改革推進部が行財政改革部となり、税務部や財政課が入りましたね。なぜ、税務部が廃止となるのでしょうか。

○梶山行財政改革推進部行政改革課長 非常に厳しい財政状況の中、歳入歳出を管理する課を集約することで財政状況の改善を図るため、財政、税、行政改革の各部門を集約した行財政改革部を新設しようとすることになります。それに伴いまして税務部が廃止になるということでございます。

○石川厚子委員 そもそもこの税務部が設置された目的をお聞かせください。

○梶山行財政改革推進部行政改革課長 平成20年5月、地方分権や少子高齢化社会の進展、地域経済の低迷、本市の厳しい財政状況などを踏まえ、次世代育成支援ですとか地域産業の振興、自主財源の確保等を図るとともに、市民に分かりやすく利用しやすい組織とするための機構改革を実施したところでございます。

その際に、自主財源の確保のため、市税徴収の強化を図るとともに、国民健康保険料の徴収も所管する現在の税務部を、当時の市民生活部から分離する形で新たに設けたところでございます。

○石川厚子委員 市税徴収の強化ということですが、税務部が設置された平成20年には17億5千万円を超える差押えがありました。ここ数年は3億円台ですが、差押え件数は2千件を超えております。5千件を超える年もありました。

これだけ差押えをし尽くして、税務部の目的は果たしたということなのでしょうか。

○梶山行財政改革推進部行政改革課長 一例ではございますが、市税全体の収入率で申し上げます

と、平成21年に90.4%だったものが、令和6年度には98.3%と、税務部を設置した成果は一定程度あったものというふうに認識しております。

しかしながら、市税の徴収に終わりはございませんので、目的を果たしたから統合というわけではございませんで、新たに財政部門ですか行革部門と同じ部になることで、職員たちにも、自分たちの業務が本市財政の基盤にある、根底にあるというふうな意識を強く持って業務に臨んでいただきたい、引き続き、適正な市税の徴収に努めていただきたいというふうに考えたところでございます。

○石川厚子委員 市長は、公約の中で、女性活躍社会のさらなる増進として、女性の活躍と所得向上を目指し、働きやすい環境の整備とキャリアアップの支援など、4項目を掲げているんです。

先ほど、部長は、この市長公約を実現させるために機構改革を行ったと言いますが、この女性活躍社会のさらなる推進で、その4項目、これを果たすのに当たり、女性活躍推進部を廃止するというのは、これ、矛盾しているのではないですか。

○浅利行財政改革推進部長 あくまでも部が統合されるということで、当然、これまで行ってきた女性活躍に関わる各種施策については今後も継承されるべきものと思っておりますし、さらに、それらに加えて、新たな部局で、部内連携等を図るなどによりまして、さらなる女性活躍の場というものや、市長公約で掲げている4項目についての実現というものを図っていくものでございますので、決して、政策の後退でありますとか、今回の公約に対してこの機構改革がそぐわない、そういうものではないというもので認識しております。

○石川厚子委員 大分苦しい答弁というふうに受け止めました。

女性活躍推進部は、こども・女性・若者未来部へ移行するとありますが、市民生活部にもありますよね。これ、どのように分けたのでしょうか。

○梶山行財政改革推進部行政改革課長 現在、女性活躍推進部の所掌事務の中に、市民参加に関することといったものがございます。その部分が市民生活部に移管されるというようなことでございます。

○石川厚子委員 市民生活部の中に市民参加業務とありますが、これ、そもそも、なぜ今まで女性活躍推進部だったんでしょうか。

○梶山行財政改革推進部行政改革課長 女性活躍推進部の設置の際の趣旨といたしましては、性別や年齢に関係なく誰もが活躍できる社会の実現を目指し、庁内外に対して、総合的に関連施策を推進するというものでございました。

こうした中で、政策方針決定過程への女性の参画の拡大ですか、男女共同参画の視点に立ったまちづくりの推進という方向で、市の附属機関等における女性委員の割合を高める目標を持ったことから、市民参加に関わる業務を女性活躍推進部で所管することになったというふうに認識しております。

○石川厚子委員 この機構改革の最後ですけれども、今回の機構改革で何を目指すのか、お答えください。

○浅利行財政改革推進部長 今回の機構改革の根本にあるものは、昨年4月に策定しました行財政改革推進プログラム2024でございまして、この中で、機能的な組織体制の構築ということに取り組むこととしておりまして、これに基づいて今回実施をしているものでございます。

見直しに当たりましては、これまでいろいろお話を申し上げてまいりましたけども、今後は、市政運営を行っていく上で、その組織としてなかなか現状では難しい部分が出てきているものを、一步を前に踏み出してその改革を行って、組織として機能的に動けるような状況をつくっていきたいという思いで、今回、機構改革を行ったものでございまして、結果として、何とかその機動力を生かした中で、数多い課題の解決に向けてやっていく一つの手段として機構改革を実施したところでございます。

○石川厚子委員 先ほど来の答弁の中で、この機構改革をした後、見直しもあり得るというようなことも伺っていますので、それは、ぜひ見直すことも前提に考えての機構改革であってほしいと述べまして、この項目を終えます。

次に、福祉保険部、特定健康診査等受診券印字及び封入封かん業務委託料につきまして、まず、この概要をお示しいただきたいと思います。

さらに、債務負担行為とする理由についてもお示しください。

○堀江福祉保険部国民健康保険課長 特定健康診査等受診券印字及び封入封かん業務の概要でございますが、令和8年4月に発送を予定しております令和8年分の国保特定健診受診券につきまして、用紙への印字業務及び封入封緘業務を一括して委託するものでございます。

債務負担行為とする理由につきましては、令和7年度まで、庁舎内に設置しておりました大型プリンターで印字を行い、封入封緘業務のみを委託しておりましたけれども、大型プリンターが廃止され、庁内で印字が行えなくなることなどから、印字から封入封緘までを一括して委託するもので、令和8年4月に発送するためには、令和8年2月中には契約を締結する必要がございますことから、債務負担行為を設定しようとしたものでございます。

○石川厚子委員 大型プリンターの廃止に伴い、印字から封入封緘まで一括委託するため、債務負担行為にすることでした。

昨年度は、この受診券を利用して受診した人は何人だったでしょうか、また、国保の被保険者に対する割合はどの程度なのか、また、そこで市が負担した金額についてもお示しください。

○堀江福祉保険部国民健康保険課長 令和6年度に特定健診の実施機関や集団健診会場で受診した人数は、法定報告の対象外となる中途加入者も含めて申し上げますが、医療機関で受診する個別健診で1万2千574人、地区センター等で受診する集団健診で673人、合計で1万3千247人でございます。

令和6年度に受診券を交付した国民健康保険被保険者数5万210人のうち、26.4%が受診してございます。

また、本市が令和6年度に支払った委託料でございますが、個別健診と集団健診を合わせて1億1千170万1千346円で、財源は、国及び道からの負担金が5千13万4千円、保険料が2千506万8千645円、一般会計繰入金が3千649万8千701円となってございます。

○石川厚子委員 国保被保険者の26.4%が受診しており、委託料は1億1千万円を超えるとのことです。

受診券を利用しないで受診した人、みなしが健診と言うんだそうですが、このみなしが健診の人数、割合、市が負担した金額についてもお示しください。

○堀江福祉保険部国民健康保険課長 治療中の検査データを特定健診の結果としてみなす、いわゆ

るみなし健診につきましては、北海道で統一した内容で実施されており、本市も北海道の運用に従って実施しているものでございます。

令和6年度の実績ですが、286件、費用は1件当たり3千円となっておりますので、合計85万8千円となっており、財源は全て北海道からの特別交付金でございますので、市の負担はございません。

○石川厚子委員 みなし健診については、道からの交付金ということですね。

目標に対して、受診率はどうだったのでしょうか。

○堀江福祉保健部国民健康保険課長 令和6年度の特定健診受診率の目標につきましては、第4期特定健康診査等実施計画において受診率を35%と定めておりますが、実際の受診率は、中途加入者等を除いた法定報告値で申し上げますと30.7%で、目標値との比較では4.3%の差があるという状況になってございます。

○石川厚子委員 目標の35%には届いておりませんが、3割を超えていたり、まずはまずの受診率だというふうに思います。

この特定健診の効果についてはどのように捉えていらっしゃいますか。

○高田福祉保健部保険制度担当部長 特定健診につきましては、血液検査や尿検査等の検査結果を基に生活習慣を見直すことで、生活習慣病の発症や悪化を防ぐことを目的として実施しており、健康寿命の延伸や医療費適正化のために多くの方に受診してもらいたいと考えております。

特定健診を受診した方、特定保健指導を受けた方の中には、健康への意識が変わり、生活習慣が改善した方もおり、まさに特定健診を実施している効果であると捉えているところでございます。

一方で、本市の受診率は、徐々に上がってはいるものの、目標までにはまだ届いておらず、全国平均と比較しても低い状況にありますことから、特定健診の必要性を理解していただき、より多くの方に受診してもらえるよう、受診しやすい環境を整えるとともに、今後も積極的に受診勧奨に取り組んでまいりたいと考えてございます。

○石川厚子委員 私の知人がこの受診券を利用してかかりつけ医を受診したところ、肺に影が見つかり、紹介状を書いてもらって旭川医大で検査したら肺がんのステージ1から2というふうに言われました。本人は、特定健診を受けたおかげで早期発見できたと大変喜んでおります。

国保の特定健診にとどまらず、生活保護受給者の健診率も上げるべきであり、そのための予算を増やすべきと指摘して、この項目は終わります。

最後、環境部に、廃棄物処分場環境対策協議会条例の一部を改正する等の条例の制定についてお伺いします。

間もなく午後5時になりますし、先ほどの横山委員の質疑で大分消化されましたので、一部割愛して質問させていただきます。

現在のこの中園の条例ですね。事件の申請人4人が2人というふうに減少しておりますが、これで十分な議論が行われるのでしょうか、今までの事件の申請人が果たしてきた役割をどう捉えるか、お伺いします。

○尾藤環境部廃棄物処理課長 事件の申請人の方々については、本監視委員会の発足時から委員を務め、処分場に精通した方もいらっしゃり、長年にわたって、中園廃棄物処分場の状況の推移などを一緒に確認しながら、適切な運営管理に御協力いただいたほか、本監視委員会の取組や処分場の

状況等を地域に伝えていただく橋渡し的な役割も担っていただいておりました。

中園廃棄物処分場については、浸出水や発生ガス等の調査結果から、法に定められた基準を満たすので安定化していることを監視委員会で確認いただき、廃止の判断をいただいたところであり、当該処分場の廃止に伴い、監視委員としての一定の役割を終えたところですが、埋立て終了後の中園廃棄物処分場の取組などを現処分場の埋立て終了後の管理運営に役立てるため、人数を4人から2人に変更し、引き続き参加いただくものとしたところであります。

○石川厚子委員 この中園監視委員会の解散に対して、委員から反対の声は出なかったのでしょうか。

○尾藤環境部廃棄物処理課長 中園廃棄物最終処分場監視委員会については、当該処分場及びその周辺地域の環境保全対策を求める調停により、地域との合意に基づき設置されたものであり、条例で、その設置期間を処分場の安全性が確認されるまでと定められております。

当該処分場が廃止となった後の本年9月に開催した会議で監視委員会の存続について審議したところ、処分場の廃止をもって安全性が確認されたと判断するとの意見をいただいたところであり、監視委員会は解散するものの、旭川市廃棄物処分場環境対策協議会において一定の役割を担えるよう協議を進めてきたものであります。

○石川厚子委員 中園廃棄物最終処分場は、埋め立てた後、22年にわたり維持管理されて、今年7月にその役割も終えております。

今回、条例も廃止となりますが、江丹別地域の住民が将来にわたって安全かつ安心に生活を営むことができるよう、今後はどういった取組を行うのか、答弁をお聞きして、私の質疑を終えます。

○太田環境部長 中園廃棄物最終処分場の廃止に際しまして、一つの大きな転機となったのが、法定基準より厳しく設定されておりました自主基準値の見直しということがございました。

そのきっかけは、平成27年度に開催された会議におきまして、これまでの調査結果を通して法定基準を満たす水質の安全性が確認されている中、自主基準値を守り続ける必要があるのか、監視委員会の設置により維持管理の透明性が増している中、市の姿勢も変わってきてることも踏まえ、住民の理解を前提に自主基準値の見直しが可能ではないかとの提言を受けたことがきっかけとなりまして、その翌年から、環境影響調査の実施や地域との協議を重ね、令和元年に地域の承認を得て自主基準値の見直しが実現したということがございました。

中園廃棄物最終処分場の供用当時は、地域の方々に市に対する不満、不信感といったものを抱かせた経緯もございましたけれども、その監視委員会の設置により、環境調査の情報の共有ですか、学識者のアドバイスによる廃棄物処理に関わる正しい知識といったものの共有、さらには、維持管理の透明性、こういったものに努めた結果として、地域との信頼関係が築けた結果としてこの自主基準値の見直しを行えたというふうにも認識してございます。

条例の改定によりまして附属機関の構成等に変更はございますが、これまで培ってきたそうした地域との関係性といったものをしっかりと堅持しつつ、今後も、引き続き、地域と寄り添いながら、適切な廃棄物処分場の管理運営や地域の環境保全に努めていきたいというふうに考えてございます。

○高花委員長 それでは、本日の委員会は、以上で終わりたいと思います。

なお、12月15日午前10時から、本日に引き続き委員会を開きますので、定刻までに御参集願います。

本日の委員会は、これで散会いたします。

散会 午後4時59分